

令和3年度 第2回 小金井市環境審議会

日 時：令和3年10月26日（火）午前10時から
場 所：小金井市役所第二庁舎8階 801会議室

次 第

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 令和3年度環境教育事業の実施について（資料4）
 - (2) 内部環境監査実施結果について（資料5）
- 3 議事
 - (1) 前回審議会会議録について（資料1）
 - (2) （仮称）小金井市気候非常事態宣言について（資料2）
 - (3) 小金井市環境報告書 令和2年度版（案）について（資料3）
 - (4) その他
- 4 その他
- 5 次回審議会の日程について

<配布資料>

資料 1	令和3年度第1回小金井市環境審議会会議録
資料 2	（仮称）小金井市気候非常事態宣言（案）に対する意見及び 検討結果について（案）
資料 3	小金井市環境報告書 令和2年度版（案）
資料 4	環境教育事業支援小金井市立小金井第四小学校における森林 学習（第2回）の報告
資料 5	内部環境監査実施結果

令和3年度第1回

小金井市環境審議会会議録

令和3年度第1回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和3年7月12日(月)
- 2 時間 午後2時から午後3時46分まで
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 報告事項 (1) 令和2年度各種環境測定結果について(資料4～9)
(2) 令和3年度環境教育事業の実施について(資料10)
(3) 令和3年度子ども環境ワークショップの実施について(資料11)
(4) 令和3年度小金井市環境賞について
- 5 議事 (1) 前回審議会会議録について(資料2)
(2) (仮称)小金井市気候非常事態宣言について(資料3)
(3) その他
- 6 その他
- 7 次回審議会の日程について
- 8 出席者 (1) 審議会委員
会 長 池上 貴志
副会長 小柳 知代
委 員 土屋 健、羽田野 勉
石田 潤、中里 成子
近藤 豊
(2) 事務局員
環境政策課長 平野 純也
環境係長 山口 晋平
環境係専任主査 荻原 博
環境係主事 鳴海 春香
環境係 阪本 晴子
- 9 傍聴者 2名

本年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

山口係長

それでは、引き続き事務連絡と配布資料の確認をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

最初に、事務連絡でございます。本日は、小金井市環境基本条例第26条第4項の規定に基づきまして、新たに2名の方に小金井市環境審議会委員の委嘱をさせていただきました。

行政関係団体の職員選出として、近藤豊委員に新たに御就任いただきました。これは前任の木村委員の人事異動によるものでございます。

また、市内事業者からの選出として、土屋健委員を関係団体から御推薦いただきまして、新たに御就任いただきました。これは前任の鈴木由美子さんの辞任によるものでございます。

お二方の机上には委任状を置かせていただいております。委嘱期間は本日から令和4年3月31日まででございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、御発言の際のお願ひでございます。前年度に引き続き、同じお願ひで大変恐縮でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を通常より広く取ってございますことと、マスクの着用をお願いしていることなどから、質疑応答等、御発言の際は、御自身のお名前を先におっしゃった上で御発言に御協力をお願いいたします。円滑な会議の進行及び会議録の作成に御協力お願ひいたします。

それでは、配布資料の確認をいたします。本日、申し訳ございません、大量の資料を配布させていただいております。

本日の次第の下段、配布資料欄を御覧ください。本日の配布資料は、資料1から資料11まで、合計11点でございます。本日、当日配布いたしましたのが資料3から資料11でございます。資料1及び2につきましては、事前に皆様に郵送させていただいたものと内容の変更はございませんので、本日はお持ちいただいたものを御参照ください。

また、次第に資料として記載はございませんが、本年度から試行として新たに開始いたしました市報こがねいにおける環境特集号について、令和3年7月1日号を参考として配布いたしました。既に御覧いただいた方もいらっしゃるかと思いますが、本審議会の参考資料とし

て改めて配布をいたします。

以上、お手元の資料に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。大丈夫でしょうか。

また、本日、高橋委員、高木委員につきましては、事前に御欠席の御連絡をいただいておりますので、あらかじめお知らせいたします。

以上でございます。

池上会長

ありがとうございます。

事務局の説明にもありましたとおり、令和3年度は本日を含めて年間3回開催の予定となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、本年度から2名の方が新たに委員となりましたので、一言、御挨拶いただけたらと思います。

それでは、近藤委員からよろしく願いいたします。

近藤委員

立川にございます多摩環境事務所の所長になりました近藤でございます。よろしく願いいたします。

池上会長

ありがとうございました。

続いて、土屋委員、お願いいたします。

土屋委員

こんにちは。小金井市にあるJA東京むさし小金井地区果樹組合より地区委員をしております土屋です。どうぞよろしく願いいたします。

池上会長

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に入りたいと思います。

次第の「2 報告事項」に移ります。報告事項（1）令和2年度各種環境測定結果について、事務局のほうから報告をお願いいたします。

荻原専任主査

それでは、事務局、荻原です。令和2年度の環境測定事業についての説明をさせていただきます。

まず、資料4、ダイオキシン類の測定結果から御報告させていただきます。資料4を御覧ください。

大気中のダイオキシン類の測定につきましては、1ページ目、夏季及び冬季の年2回、測定しております。測定箇所は東センター及び保健センターの2か所で測定しております。

測定地点については、3ページ目を見ていただきますと地図がありまして、黒丸のところが大気の採取地点でございます。

測定結果につきましては、6ページを御覧ください。東センター及び保健センターの夏季及び冬季のダイオキシン類の測定値について、それぞれ表2のほうに出しております。夏季の平均値が0.018 pg-TEQ/m³という数値になりまして、冬季のほうは0.019となっておりまして、令和2年度の平均値が0.018というふうになっております。そこに書いてありますけれども、環境基準が0.6ピコグラムなので、それよりも随分小さい値となっておりますが、それが人体にどのような影響があるのかというようなところは12ページにまとめとしてありまして、次の13ページには平成14年からの経年変化が載っておりますけれども、グラフ的にはほぼ平らみたいな感じなんですけれども、平成14年当時は環境基準の約9分の1という値になっておりまして、その濃度が最新の令和2年度では環境基準の約33分の1の値まで減ってきているというような状況となっております。グラフ上はほぼ平らであまり変化がないようなんですけれども、経年変化で見ると、随分減ってきているというような状況となっております。

ダイオキシン類のほうにつきましては、簡単ではありますが、こちらのほうで報告とさせていただきます。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告で何か御質問などございますでしょうか。

では池上から。教えていただきたいんですが、こういう調査がどういう規程の下でといたしますか、制度の下で行われているのかというのが参考までにあると、例えば東京都からやるように指示されているかどうか、国からやるように指示されているかどうか、そういった状況というのは何かありますか。今回のダイオキシンだけではないんですけれども、それぞれの調査内容が。

荻原専任主査 いろいろな項目は確かにあるんですけども、こちらのほうは「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、環境基準のあるものについて測定するべきだというようなのがありますので、そのうちのひとつとしてダイオキシン類のほうは測定させていただいております。

池上会長 例えば2回というのも決められているとか。

荻原専任主査 そこまではあれなんですけれども、大体、大気について、夏と冬、大気の流れが大きく変わるようなところで経年変化を追っていくとい

うようなところで、年2回ということで設定させていただいております。

池上会長 分かりました。

1点気になっているのは、ずっと計測をしてきて、はるかに低い状況がずっと続いている状況で、頻度を減らせるものがあるのであれば、やっぱり予算のこともありますし、計測にもお金がかかるので、そういう検討ができることもあるのかなと思ってお聞きしたんですけど。ただ、やらなければいけないというふうに東京都や国から決まっているのであれば、それは減らすことはできないかもしれないんですけども。

近藤委員 回数は決まってないんですけども、今、お話あったように、一つは風向きですよね。冬の北風、夏場の南風でどうなるかというのが一つと、あと、冬場はどうしても燃焼することが多くなりますよね、燃焼する機械を使うので。冬場と夏場を比較するという意味では、必要最低限の調査をしているのかなと。

池上会長 ありがとうございます。あとは毎年必要性。

近藤委員 そうですね。

池上会長 今年夏で、来年冬とか、これをそうしろと言っているわけじゃなくて、そういうこともあり得るかなというふうに思いましたので、コメントさせていただきました。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。石田委員、お願いします。

石田委員 すみません、石田ですが、ちょっと確認で何うだけなんですけれども、ずっと小金井は低いので安心していいんですけど、都内とかで何か問題が起こっている場所というのはあるんですか。東京都内ではあんまり問題は出てないんですよ。

荻原専任主査 そうですね、こちらで確認している限りでは、そういう情報は入ってきておりません。

石田委員 分かりました。ありがとうございます。

近藤委員 1点、補足いたしますと、12ページの6-3に書いてございますけれども、平成14年に環境基本条例が厳しくなりまして、例えばごみの焼却施設の焼却温度を上げたということでございまして、それからダイオキシン量が非常に減っております。今のところ、御指摘のよ

うに問題になっている箇所はないんですけれども、ただ、ないからといって、これで安心してしまうのではなくて、やっぱり毎年見ていくということは非常に意義があるのかなというふうに考えております。

石田委員 分かりました。ありがとうございます。

荻原専任主査 あと、11ページのほうに東京都のモニタリングポスト、常時監視測定局で測定している数字が出ておりますので、この辺を見ていただければ。

石田委員 どうもありがとうございました。

池上会長 すみません、池上です。今の11ページの中にも小金井市の観測点があるんですけど、これは常時観測されているんですか。

荻原専任主査 はい。

池上会長 そうすると、さらにほかのところの必要性というのがより曖昧になるのかなと思いますけれども。予算に関しては僕らの関与するところではないんですけれども、毎年やっているから、ずっとやらないといけないということではないかなと思いますので、検討したほうがいいのかというふうに思いました。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の報告に移りたいと思います。事務局のほうからよろしくをお願いします。

荻原専任主査 それでは、次は資料5を御覧ください。自動車騒音常時監視調査結果についてです。

こちらにつきましては、国土交通省で定められている道路交通センサスというものに基づいて、市内11か所を5年間でローテーションして測定していくもので、年に2か所ないしは3か所、毎年地点を変えて11か所を5年間かけて測定しているものでございます。

令和2年度につきましては、2ページを御覧ください。新宿国立線、これ東八道路ですけれども、その一部と、それから府中小平線、これは新小金井街道になりますけれども、こちらの一部の2か所で測定をしております。

次の3ページを御覧ください。今回、評価の対象区間なんですけれども、青い線のところですね、新小金井街道の一部と、それから東八道路の一部、この青い区間を面的に評価しております。赤丸が測定地

点になっております。

測定結果につきましては、11ページを見ていただきますと、こちらの2区画については、騒音については昼間、それから夜間ともに環境基準、それから要請限度ともに満たしておりました。

それを面的に評価した結果になりますけれども、そちらが21ページになります。青い矢印のところの2路線の評価区間の結果ですけれども、表6.1を見ていただきますと、全戸数、2,356戸のうち、昼夜ともに環境基準を満たしていたのが2,279戸で、達成の割合は96.7%というふうになっております。これを5年前に測定した平成27年度と比べますと、若干、数値的には落ちてはいるんですけれども、ほぼ同じような割合で、昼夜ともに環境基準を満たしていた地点がほぼ変わらずというところでございます。

これを毎年毎年、新しいデータを入れて、市内全域の測定区間の面的評価をしているんですけれども、そちらの結果が23ページになります。本年度、全戸数、1万4,506戸のうち、昼夜ともに環境基準値以下だったところが95.5%。これを令和元年度と比べますと、令和元年度は下にありますが、95.9%となっていますので、ほぼ変わらない値で推移しております。

あとは、資料のほうが、膨大な量がついていますので、お時間のあるときにいろいろ見ていただければと思いますが、令和2年度の測定結果につきましては、簡単でございますが、説明は以上となっております。

池上会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして、何か御質問等ございますでしょうか。近藤委員、お願いします。

近藤委員 23、24のように結果が出ていて、結果が良好だということは分かるんですけれども、原因が何なのかというのがもうちょっと分かるといいかなと。多分、車の台数が恐らく以前に比べて減ってきているのが原因ではないかと思うんですが、その辺のデータがもしあるといいのかなと思います。車の台数と車が走る距離が減れば、それだけ減ると思いますので。

車から出る騒音には種類が大きく2つありまして、エンジンそのも

のから出る音と、タイヤの溝に入っている空気のはじけるときの音なんですけれども、今、かなりエンジンもよくなってきていますし、電気的車も増えていますので、まず、エンジンから発生する音は、恐らく今後は大きくならないと思います。そうなると、やっぱりタイヤのことになります。これはどんな車でもどうしても音が出てしまうものですから。しかし、車の台数が減れば、自然に減るのかなと思います。今回はちょっと無理としても、来年に向けて、何年か前の走行台数のデータと比べられるとよいかなと思います。

荻原専任主査 走行台数なんか、ぱっと何ページというのは出てこないんですけども、資料の中にはそういう走行台数の数字もあるかと思うので、その経年変化ということなんでしょうかね、そういうものを見ていければというところで、来年度、資料として入れられるかどうかというのは今後検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 これ、5年ごとにぐるっと回っているんですけど、小金井駅の周辺というのは、5年だと、結構、ビルが建ったり、道路整備もされて、環境的にかなり変わっていくのが激しいと思うんですね。車の台数も増えてきているんじゃないかと思うんですけど。だから、小金井駅周辺とか、その辺だけはもうちょっと頻度を上げるということはできないんですか。やはりもう5年というサイクルで決まっているんですか。

荻原専任主査 それについては、環境省、それから国土交通省のほうから測定する頻度としては5年間でローテーションするように計画を立ててくださいというような通知が来ていますので、その地点については5年に1回の測定になってしまいますけれども。

羽田野委員 まあ、費用ということもあるとは思いますが、小金井駅周辺というのは結構、再開発で変わってきている、今後も例えば東小金井駅前とかも再開発で変わってくると思うんですね。ちょっとそこら辺は、先ほど言われた車の量との関係とかというのものもあるかとは思いますが、ちょっと考えてみてください。

荻原専任主査 はい。

池上会長 ほかにございませんでしょうか。

では、すみません、池上から。車の台数も調査しているのかなと思うんですけども、今回の調査の目的は、道路環境の各種施策への反映というところも大きい目的の一つなのかなと思うんですけども、実際に測定した道路がどのぐらい古いのかということ、整備してから時間がたっているのかとか、そういったところと併せて、本当にその道路の改善に役立てるような調査にしてほしいなというところがあります。ぜひその辺、見比べていただいて、活用していただけたら。

荻原専任主査 こちらの測定結果のデータにつきましては、一応、うちの道路管理課のほうにも、道路行政の施策のほうにも活用していただければというところで、情報提供はさせていただきます。

池上会長 はい、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の報告に移りたいと思います。資料の6番、よろしくお願いたします。

荻原専任主査 それでは、資料6ですね、今度は要請限度の資料を御覧ください。こちらのほうは道路交通の騒音と振動を測定しております。

測定箇所につきましては、2ページ目、それから3ページ目を御覧ください。調査の対象路線としては、市内を走っている6本の都道について測定しております。前年度の令和元年度までは5本の都道を測定していたんですけども、今までちょっと区画整理の関係で東大通りという都道がずっと工事をしていたので、そちらのほうでは工事の音を拾ってしまったりということで測定していなかったんですけども、一定、区画整理のほうが落ち着いてきて、道路のほうも落ち着いてきましたので、昨年度から1地点、東大通りの測定地点を増やしまして、6地点、6本の都道の測定をしております。

測定地点については、3ページ目を見ていただくと、赤い丸のついているところですね、この6か所で測定いたしました。一部、先ほど説明した常時監視のほうと場所がかぶるところについては、同じ地点で測定したものを常時監視用と、それからこちらの要請限度のほうとで数字を使っているところがございます。

そうしましたら、まず、騒音の測定結果です。13ページを御覧く

ださい。騒音につきましては、表4.1ですけれども、地点4、府中小金井線、新小金井街道になりますが、こちらの夜間については環境基準を満たしていない測定値になりましたけれども、それ以外の地点では環境基準を満たしておりました。ただ、この新小金井街道の夜間の地点につきましても、要請限度——要請限度というのは道路管理者に対して、道路を適正に補修等々含めて管理してくれと要請する値になっておりますけれども、そちらの要請限度のほうは超えていませんでした。

それから、振動の測定結果につきましては33ページを御覧ください。こちらの表4.4ですけれども、振動のほうは環境基準はありませんので要請限度だけになりますけれども、どの地点も要請限度を満たしていて、適合状況としては良というふうになってございます。

こちらのほうも簡単ではございますが、説明のほうは以上です。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関して、何か御質問ございますでしょうか。

池上ですけれども、13ページとか33ページにある表なんですけれども、真ん中に令和元年度調査結果とありますけれども、これは令和2年度ですかね。

荻原専任主査 真ん中のところは前年度の数値を入れていて、その前の調査結果が令和2年度の数字になっています。前年度と比べられるように元年度の調査結果を入れているんですけれども。それで前年度と比べてどうなの、上がったの、下がったのというようなところを比べられるように入れております。左側が令和2年度の数値になっています。

池上会長

なるほど。ありがとうございます。

荻原専任主査 一番下の府中小金井線、これが東大通りという新しく測定した地点になるんですけれども、こちらは令和元年度は測定していないので、数値が入っておりません。

池上会長

続けて池上ですけれども、環境基準を満たしていないときに、どのぐらいすぐに対策を取らなければいけないとかあるんですか。今回、地点4が。

荻原専任主査 環境基準というのは、基準値としてはその数値を満たすことが望ま

しいと言われている値なので、環境基準を超えたからすぐどうのこうのというわけではないんです。先ほど言ったように、道路管理者に道路の改善を要請する限度として要請限度というのがありますので、こちらの数字を超えてくると、道路管理者のほうに要請していくというようなことになります。

池上会長 分かりました。ありがとうございます。

小柳委員、お願いします。

小柳副会長 先ほどの資料5でもちょっと情報があったと思うんですけど、交通量の調査結果というのが41ページ以降に載っているんですが、これについては過去からの比較の情報というのは得られないんでしょうか。交通量が増えているのか、減っているのかというのがちょっと気になったんですけど。

荻原専任主査 先ほど御質問あったと思うんですけども、交通量については、増えたとか減ったとかという、そういう経年変化というのを追っていないので、次回以降、もしそういうことができるようであれば、そういう資料も作成してみようかなと思いますけれども、今のところは毎年毎年の計測はしているんですけども、特に経年変化というところでは見ていないです。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次の資料に移りたいと思います。それでは、資料7に関して、事務局のほうから報告をお願いいたします。

荻原専任主査 それでは、資料7を御覧ください。大気質調査の報告書になります。

この大気質調査では2つの物質について測定しております。1つは自動車の排気ガスが主な原因となっております二酸化窒素です。それから、粒径が10マイクロメートル以下の浮遊粒子状物質と言われているものについて測定しております。

1ページ目を御覧ください。測定した日は令和3年の2月16日から18日にかけての3日間、72時間で測定しております。

測定している地点につきましては、次の2ページを御覧ください。二酸化窒素は市内50か所で測定しております。うち、住宅地域で3

1 地点、それから交差点沿道地域、自動車が行くところ、そこで 19 地点、合わせて 50 地点で測定しております。それから、浮遊粒子状物質につきましては、下の表 2 になりますけれども、武蔵小金井駅前交番と新小金井交番の 2 か所で測定しております。

次の 3 ページを御覧ください。A 3 の折り込みの紙が入っているかと思えますけれども、そちらが測定地点です。赤丸が二酸化窒素の交差点沿道地域の測定地点になります。それから、水色が住宅地域の 31 地点になります。それから、黒丸が浮遊粒子状物質の 2 地点、武蔵小金井駅前交番と新小金井交番となっております。

それぞれの測定結果につきましては、まず、5 ページを御覧ください。二酸化窒素の測定結果が表 4 にあります。住宅地域の 31 地点の最大値が 0.008 ppm、それから最小値が 0.004 ppm で、31 か所の平均値が 0.006 ppm となっております。それから、交差点沿道地域の最大値が 0.015 ppm、それから最小値が 0.006 ppm で、19 地点の平均値が 0.010 ppm となっております。こちらの環境基準は、その下に書いてありますけれども、1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内、またはそれ以下であることというようになっておりますので、その数値から比べますと、随分と小さい値となっております。

その経年変化が 8 ページになります。住宅地域と交差点沿道地域での経年変化が出ていますけれども、その年によって上がったたり下がったりを繰り返しながら、それでも長いスパンで考えると、徐々に右肩下がりで下がってきているのかなというようところが見受けられるかと思えます。

次に、浮遊粒子状物質の測定結果です。10 ページを御覧ください。こちらは武蔵小金井駅前交番の 3 日間の平均値が 0.009 mg/m³、それから新聞が 3 日間の平均値が 0.012 mg/m³ となっていて、こちらでも環境基準がその下に書いてあります。1 時間値の 1 日平均値が 0.1 mg/m³ 以下であること、かつ 1 時間値の最大値が 0.2 mg/m³ 以下であることとなっておりますので、その数値と比較しましても、随分と小さい値という結果となっております。

それぞれの経時変化、時間ごとの変化になってはいますが、1

1 ページにグラフが載っております。

こちらの資料等は、時間があるときに見ておいていただければと思います。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告に関して質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

近藤委員 よろしいですか。

池上会長 近藤委員、お願いします。

近藤委員 10 ページの2月16日から18日の3日間を選ばれた理由というのは。

荻原専任主査 東京都が毎年測定している期間があるんですけども、そちらのほうに合わせて、うちのほうもできれば東京都さんと同じに測って、東京都と数字が変わらないよねというようなところを見るという意味でもやっているんですけども。東京都さんがその時期に測定しているので、その周辺で合わせて測定しているので、あとは業者さんとのやり取りで、業者さんは他市でも測定しているので、そこはかぶらないようにということで、この日を選択させてもらっています。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

池上ですけど、これも先ほどの関連なんですけど、これも毎年調べないといけないという決まりがあるんですか。これまでの経年を見ると、もうほとんど変わらない、徐々に下がってきているのは見えてきていますけれども。何か市内で大きく変わった事象があったときに臨時で調べるというのも、追加で調べるのは十分やっていいことだと思うんですけども、あまり大きな変化がないときに、毎年毎年やる必要性がどこまであるのかというのがちょっと気になるかなと思います。それは、例えば東京都もやっている状況もあるということなんでしょうし。

近藤委員 ちょっと今日、詳細なデータを持ってきてないんですけども、たしか2008年か9年ぐらいに、この時期に中国の黄砂の影響なのか、すごい高い値が出ちゃった日があったんですね。それで、東京都では

1年のうち、この時期が一番高いので、一番高いこの時期には調べましようということで今までやってきているので。だから、今、先生がおっしゃったように、じゃあ、それを毎年やる必要があるのかというと、ちょっとそれは私のほうからは何とも言えないんですけども。

池上会長

実際、これは事業者からの排気ガスが原因のものがあれば対策したいというのがこの調査目的などに書かれているので、黄砂は多分、なかなか防ぎようがなくて、対策というのも難しいと思うので、基本的にこの調査で、もちろん、黄砂が来ましたという状況があれば、そのときは何か注意を呼びかけるとか、そういったところのモニタリングというのは常時必要なんだとは思いますが、こういう定期的な調査の利用目的は別にあるので、調査することに満足することではなく、その調査をどう活かすかというところを考えると、これを毎年やっていって果たして活かされているのかなというところが、だったら、もう少し頻度を落しても、それほど影響はないんじゃないかというところ、だったらもっと別のところの調査というところも含めて考える余地があるのかなというふうに思ったのでコメントさせていただきました。

東京都も調べているということもあるのであれば、そことの切り分けも検討してはいかがかなと。東京都とは別の場所でやっているの、これは大事だということであれば、それはそれでそのとおりのかなと思いますし、ずっとこれまでやってきて、そことの違いを見たいというところも確かにあるのかもしれないですけども、ここまで大丈夫な状況が続いていて、ここにお金をかけなければいけないということが果たしていいのかどうかというところはちょっと検討していただきたいなと思います。

近藤委員

今、お話あったように、都内の主立ったところを東京都のほうで調べているので、先ほど御意見あったように、例えば武蔵小金井の駅前はどうなんだろうとか、そういうところは各市町村さんのほうにやっていたらいいというのがあります。

先ほどちょっと私、黄砂と言ってしまったんですが、黄砂だけではなくて、東南アジアのほうからの越境のものもやっぱりこの時期多くなるというのがございます。ですから、それは都民なり市民の方が防

げるかというのと、それは防げない内容なので、それを毎年調べるかどうかというのは、確かに考えなきゃいけない点かと思えますけれども。

池上会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、次の資料に移りたいと思います。資料8について、御説明をお願いいたします。

鳴海主事

資料8、水質監視測定及び湧水調査について御報告いたします。

事業概要については、1ページを御覧ください。1ページの下の方、表1-1とあるんですけども、こちら、市内13か所の井戸水の水質監視測定を年4回、小金井市における野川最下流部の柳橋下において水質監視測定を年2回、市内4か所での湧水の水質監視測定及び水生生物の調査を年2回行っております。こちらの中で、野川調査というものは、多摩川水系の関連河川と合同調査という形で行っておりまして、同日で多摩川ですとか、野川ですとか、各市さんがポイントを決めて経年的にやって、1冊の報告書としてまとめているような事業となっております。

調査地点につきましては、隣の2ページ目の地図を御覧ください。

結果については6ページ以降に記載されておりますが、ちょっと細かいのでまとめのページに行かせていただきます。

まとめは11ページ、12ページにございます。こちら、調査してございますトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、鉛なんですけれども、鉛は一部の地点ですね。硝酸性窒素は全ての時点で検出されておりますが、環境基準の超過というのはございませんでした。環境基準の超過については表2-3、真ん中にあるんですけども、全て環境基準値内という形になっております。

13ページを見ていただきますと、過去2年の調査結果との比較が記載されております。一部例外はあるんですけども、おおよそ例年どおりの検出状況となっております。

次に、野川調査についてです。15ページ、16ページに記載されております。調査結果についてですが、水素イオン濃度が昨年度に引き続きやや高い数値となっておりますが、これ以外の項目は例年の計測結果に近い形となっております。また、全ての項目について環境基

準値を超えるものはありませんでした。

最後に、湧水調査についてになります。17ページ以降に記載されております。有機塩素化合物は全地点で検出されませんでした。硝酸性窒素については環境基準を超過していませんが、やや高めとなっております。これらについては、例年同様の結果となっております。

19ページ以降については、水生生物や各藻類の結果についての記載がございます。きれいな指標種の確認ができていることから、比較的良好な水質が保たれているものと考えております。

簡単ですが、報告は以上です。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関して御質問ございましたら、よろしくお願いたします。小柳委員、お願いします。

小柳副会長 まだちょっと細かく見れていないんですけども、19ページの生物の記録についての質問なんですけど、きれいな水質を好む種というのが確認されているということだったんですけども、個体数自体も結構増えてきているとか、改善の方向が見られたりするんでしょうか。

鳴海主事 きれいな指標種としているということで水質環境が保たれているという考えでおりますので、個体数の増減についてお答えできません。申し訳ありません。

1回の調査で試料を持って帰ってという形になりますので、その調査の地点での個体数で状況が改善されているかどうかという判断ができるのかどうかについても今、お答えできないので、業者に確認するようにいたします。

小柳副会長 毎年、同じ方法で調査されているということですよ。

鳴海主事 はい、そうです。

小柳副会長 そうすると、ある程度、個体数の比較もできているんじゃないかなと思います。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。近藤委員、お願いします。

近藤委員 11、12ページに検出状況等が出ていますけれども、一般の市民の方が御覧になったときに、トリクロロエチレンとか、一体、どこから来ているんだろうとか、そもそも何で鉛が入っているんだろうと

いうふうに疑問に思われるかと思うんですけれども、例えば何とかに含まれるとか、そういう説明書きがないと、皆さん、読んだときに分からないんじゃないかなと思うんですけれども。

鳴海主事 御意見、ありがとうございます。市民向けにホームページ等で公表するときに、物質についての補足説明を入れるなどの工夫をしたいと思えます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。石田委員。

石田委員 あまりにもぼかけた質問で申し訳ないんですけれども、井戸を調査しているんですけど、これは全て飲料に使われているものなんですか、それともそうではない、単なる水として利用しているだけなんですか。

鳴海主事 この中で、明確に飲料で使用している井戸は1か所ございますが、水質監視測定という有機塩素化合物による汚染状況の監視測定が目的というふうに考えてございますので、あまり飲料か否かというところでの整理はしておりません。

石田委員 分かりました。聞いたのは、緊急時に井戸水を使う場合に飲めるのかどうかなんていうのは把握されているのかなというのがちょっと気になったので聞いたんですけれども。今現在は、緊急時に飲むことはできないけど、使えますよという水として提供するつもりなのか、緊急の場合、飲んでも構わないよ、沸かしなさいとか、そういう条件があると思うんですけれども、そういうことに関して、今のうちに分かっていたら、把握できていたほうがいいのかなという気がちょっとしたんですけれども。

鳴海主事 今、御指摘いただきました有事の際の飲料水という考え方に関しましては、地域安全課というところが所管してまして、災害用の井戸ということで市民の方と協定を結んで調査をしているというものがございまして、別の視点で、そちらのほうで管理している内容となります。

石田委員 はい、分かりました。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。小柳委員。

小柳副会長 数についての質問なんですけど、小金井市にある湧水と井戸水とい

うのは、この調査地点でほぼ全部網羅されているという感じですか。

鳴海主事 湧水地点に関しては、ちょっと今、資料がないので正確ではないんですが、5か所はあったというふうに考えてございます。なので、全てではないです。井戸水に関しても、御協力いただいている井戸になりますので、ほかにも井戸を有されている方は市内にいらっしゃいます。これも全てではないということになります。

小柳副会長 ありがとうございます。

近藤委員 東京都でも十数年前に調べたことがあるんですけども、皆さん、井戸があるということはプライバシーだから公表しないでくださいという方もいらっしゃるんですね。ですから、承諾を得られた方しか井戸の場所が分からないというのがございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、資料8はこれで終わりにして、続いて資料9に移りたいと思います。資料9の説明を事務局のほうからお願いいたします。

鳴海主事 資料9、地下水位測定について御報告いたします。

この調査は、令和元年度より市で測定を開始したものでございます。開始の経緯につきましては、小金井市環境市民会議さんがそれより前、10年間、市内の水位を計測してくださっていたのですが、10年間でめどに終了されるということでしたので、その地点を一部引き継ぎまして市が測定を開始することとなったものでございます。

調査内容なんですけれども、市内11か所を毎月下旬に手動で測定するものです。

調査地点につきましては、3ページに地図がございまして、御覧ください。市域全体の地下水位をおおよそ把握することを目的といたしまして、空間的にちょっと離れた形で11か所を選定しております。

結果については、6ページのグラフを御覧ください。縦にして見ていただきますと、上のほうが令和元年度の結果になりまして、下のほうが令和2年度の結果となっております。令和元年度同様、降水量に追従して地下水位が上下する傾向が見られました。最多降水量となりました7月に10地点で最高水位となっております。こちらは標高順

になっているんですけれども、標高が高い地点のほうが10月から3月にかけて水位の低下が多く見られたため、地下水が流出しやすかったものと考えられます。今後も測定を継続し、情報収集、情報発信をしてみたいと思います。

報告は以上です。

池上会長

ありがとうございます。

ただいまの報告について質問等ありましたら、よろしくお願ひします。中里委員、お願ひします。

中里委員

全く勉強不足でお恥かしいんですけれども、これらの井戸というのは枯れるということではなく、常に水は満タンとあるわけですか。

鳴海主事

実際に中の状態がどうなっているかというのは、水位計を落しているだけなので見えるものではないんですけれども、水に反応しないで水位が測れなかったというものがございます。

実際、8ページを御覧いただきますと、ナンバーで言うと10番、9番辺りの2月というのが欠測となっているんですけれども、水位計を下ろしても水の反応がなくて、水位が測れなかったこととなっております。

中里委員

防災的に考えて、井戸のあるお宅というのは、一般市民からしますととても関心があつて、何かのときには助けていただけるのではないかという気持ちがあるんですけれども、いつでしたか、前回、このメンバーの方が井戸を持っていらっしゃるけれども、結局、手動では上がらないから、電動でしか駄目で、ですから電気が止まってしまうと井戸も使えないんだということをお話しされていて、かなりショックを受けたんですけれども、その辺り、この会議は直接、防災の関係ではないんですけれども、何かうまい方法といいますか、小金井は地下水が豊富で、井戸が豊富だということは私、40年ぐらい前に越してきたときに教えていただいた記憶があるんですけれども、その辺りというのは行政のほうで把握して、いざというときの対応というのは考えていただいているのでしょうか。ちょっとお話がそれてしまつて申し訳ないんですが。

鳴海主事

昨年度の審議会でもお話あつたかと思うんですけれども、中には協定井戸で手動で使えるものをお持ちの方もいらっしゃいますし、市の

ほうで管理しているふだんは使わない防災用の井戸というものもございまして、そういうものに関しては有事の際も使えるような形で準備しているところですので、そちらの担当のほうで検討を進めているものでございます。

中里委員 ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。石田委員、お願いします。

石田委員 とてもばかな質問で申し訳ないんですけども、水位が上がったり下がったりというのは、現象としては分かるんですけど、下がった場合、防災なんかも含めてですけども、何か対策はするんですか、それとも単なるデータとして集めているという感じですか。

鳴海主事 現時点ではデータとして集めているというところで、もともと小金井市は地下水及び湧水の保全ということで条例もございまして、地下水涵養を進めていきたいという考えを持っておりますので、特段、このデータがあるから、じゃあ何かするというのではなくて、日頃から地下水の保全に努めていきたいというふうに考えているところです。

石田委員 分かりました。ありがとうございます。

近藤委員 結局、都市化が進んでしまうと、雨水も染み込みませんから、浅い井戸の水というのは涵養できないんですね。ですから、できれば、小金井の井戸水を涵養するのであれば、小金井よりも上流側のところで緑のところを増やしていただかないと、幾ら小金井の市民が頑張っても、なかなか対応できないというのがございます。

3 ページに標高の地図が出ておりますけれども、上のほうが濃い色になっていまして、下の青いほうには野川沿いの水田があったわけですけども、上のほうには水田がなかった。結局、水が掘れなかったからなかったわけで、それで上のところに線が入っているのは玉川上水ですよ。玉川上水ができたから農業ができるようになって、この辺、発展したわけなので、もともとやっぱり水は得られにくかったんだと思います。

石田委員 ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

特に質問がないようでしたら、以上で報告事項（１）は終了したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、報告事項（２）令和３年度環境教育事業の実施についてということで、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

鳴海主事

報告事項（２）令和３年度環境教育事業の実施について、資料１０ですね、御報告いたします。

昨年度策定いたしました環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、みどりの基本計画におきまして、次世代を担う子供に環境教育の充実を図る施策を一つの柱として推進してまいりたいと考えております。今年度より新たに環境教育を実施してまいりますので、御報告させていただきます。

まず、１、みどり親子ワークショップ（身近な緑の見分け方）になります。

みどり親子ワークショップにつきましては、身近な緑に関心を持ってもらうことと、国分寺崖線上にある貴重な緑地である滄浪泉園が身近にあることを知ってもらうきっかけになればと考え、身近な緑の見分け方をテーマに、緑の募金活用事業として、令和３年５月２３日に二部制で開催いたしました。小長久保公園の花壇ボランティアをしていただいている方を講師に迎えまして、スライド資料を使い、身近にあるモミジ、竹、ササなどの見分け方を学んだ後、滄浪泉園内を散策しながら、実際の樹木を観察しました。参加者は、一部が９組１８人、二部が８組１６人の小学生の親子に御参加いただきました。帰りにはブルーベリーの木をプレゼントし、身近で緑を育ててもらい、緑の保全に対する関心を高めていただきたいと考えております。このワークショップは来年度以降も実施してまいりたいと考えております。

次に、２、小金井第四小学校環境教育事業（樹名板の作成・設置）でございます。

こちらは小学校６年生に森林の大切さを学ぶことを通じて地球温暖化防止対策について深く考えてもらうこと、四小に隣接する三楽公園、三楽の森公共緑地の樹木に樹名板を児童と協働で作成及び設置することにより、身近な緑のすばらしさや大切さを学ぶ機会とするために、森林環境譲与税の活用事業として実施しております。東京学芸大学の

小柳先生を講師に迎え、総合的な学習の時間の中で、令和3年5月6日に森林や里山の役割や樹木の見分け方を学び、令和3年7月15日には小金井第四小学校、三楽公園及び三楽の森公共緑地にて、樹名板を設置する樹木の見分け方を学ぶワークショップを実施する予定です。今後は、9月から10月にかけて樹名板を作成し、11月に樹名板を設置する予定です。この事業は、来年度以降もほかの小学校で実施してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

池上会長

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か御質問等ございますでしょうか。

本事業は、東京学芸大学こども未来研究所に委託しておりまして、小柳先生が講師となって、小金井第四小学校の6年生を対象に、本年度5月から11月にかけて数回行っていくということになっております。小柳先生、補足等ございましたら。

小柳副会長

裏面のほうに1回目、5月6日の本事業の概要と、あとは事前事後のアンケートの概要について簡単にまとめていますので、御確認いただければと思います。

森林学習の中で、最終的には身近な環境の学校周辺の樹木に名札をつけていこうということなので、身近な森である里山というのに注目して、授業の内容を組み立ててあります。子供たちは里山という言葉をはぼはぼ知っていると言った子と知らないと言った子が半分ずつぐらいで、若干、知らない子が多かったという形でした。でも、言葉から家とかが近くにあるような、私たちの住んでいる生活の近くにある自然というイメージを持っている人が多かったです。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。

何か御質問等ございましたら。中里委員、お願いします。

中里委員

これは第四小学校だけに限られての実施なんでしょうか。大変望ましいことかと思いますので、環境教育は子供たちにぜひ実施していただきたいんです。今はコロナ禍で中止になっているかもしれないんですが、学芸大学で科学の祭典なども行っていますよね。そのようなときに、とてもいい議題だと思いますので、ぜひ機会を捉えて、小学校

単位、あるいは学校単位でなくても、個人単位であっても、このような会を催していただければと思います。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。

今年度は小金井第四小学校で、来年度以降も学校を変えて実施していくということですか。

鳴海主事

まず、今年度は三楽の森という第四小学校に近い場所があったもので、そこで第四小学校とやらせていただいているんですけども、次年度以降については、ちょっとまだ未定ではあるんですが、三楽の森ということではなくて、ちょっと違う場所の活用を検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

山口係長

資料10、2の概要にございますとおり、こちらの事業、森林環境譲与税というものの活用を図る事業でございます。森林環境譲与税の活用を図るメニュー中に間伐材の利用がございます。今回は小金井市内の間伐材というわけではないんですけども、その材木を使って、三楽の森と第四小学校内の木々に、それぞれ古くなってしまった樹名板を授業の中で作ってもらって設置しましょうという事業ですので、同じようなやり方をするのであれば、小学校の中でも、例えば公園が近いようなところですか、樹木が多いようなところですか、そういったことが来年以降、考えていけるかなと思います。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項(3)に移りたいと思います。令和3年度子ども環境ワークショップの実施についてということで、事務局のほうから報告をお願いいたします。

鳴海主事

令和3年度子ども環境ワークショップの実施について報告いたします。

資料11のチラシを御用意ください。このワークショップでは、身近な環境問題をテーマとして、親子参加型により開催することで、子供及び子育て世代に対し、環境学習機会の提供及び日常生活の中で環境保全を意識した行動につなげることを目的に開催するものです。本

年度開催しますワークショップは、ごみ問題をテーマにプログラミングなどを活用したSTEAM活動に挑戦しながら、二酸化炭素削減へのアプローチについて親子で考えるもので、7月11日と11月14日に開催いたします。

第1回を市報及び本チラシにて募集しましたところ、約100組の親子から事前の申込みをいただきました。15組の定員となっておりますが、体調不良による欠席がありまして、14組の親子に御参加いただきまして、昨日開催したところです。

ごみ収集車のプログラミングというテーマを通して、エコドライブですとか、ごみを減らすことが地球温暖化の防止につながるということを学んでいただきました。

報告は以上です。

池上会長

ありがとうございます。

何か質問等ございましたら、お願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

以上で報告事項は全て終わりましたので、次に議事のほうに入りたいと思います。

次第の「3 議事」、(1) 前回審議会会議録についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

山口係長

資料1、事前にお配りした令和2年度第6回小金井市環境審議会会議録を御用意ください。

前回審議会における御発言については、本資料を事前にお目通しいただきまして御確認いただけていることと思います。本日、この場で追加等々、訂正ございます場合は、ページ番号と発言委員名及び訂正内容をお知らせください。

なお、本審議会において御承認をいただけた後は、市ホームページ等への掲載を行っていく予定でございます。

以上です。

池上会長

失礼いたしました、報告事項(4)を飛ばしておりましたが、今、説明いただきましたので、議事の(1)を先にさせていただきます、前回会議録について何かございましたら、よろしくお願いいたします。

すみません、池上ですけれども、14ページの池上の発言のところで、言葉足らずだったと思うのですが、「ちょうど次のページに検討しますではありませんけれども」というところの日本語がおかしいので、「ちょうど次のページに検討します内容ではありませんけれども」というふうにしていただけたらと思います。すみません。

山口係長

はい。

池上会長

ほかにございますでしょうか。

今の件はまた後でもう一度、御確認させていただくことにしまして、すみません、戻りまして、報告事項（4）令和3年度小金井市環境賞について、事務局のほうから報告をお願いいたします。

鳴海主事

令和3年度小金井市環境賞について報告いたします。

市では、環境活動に功績のあった市民、市内の団体、または事業者の方の表彰を行っております。現在、第19回小金井市表彰賞候補者を募集しておりますので、環境保全活動に功績のあった個人、団体、事業者の方がいらっしゃいましたら、ぜひ推薦をお願いいたします。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。中里委員、お願いいたします。

中里委員

質問なんですけれども、自薦、他薦は問わないのでしょうか。

鳴海主事

問いませんので大丈夫です。

中里委員

おかしなことを伺うんですけれども、ある団体から大変立派だというような推薦があったとして、こちらの団体からは別な意見もあるというようなことは起きないんですか。極端な言い方をしますと、個人なりを推薦して賞を与えるときに、いわゆる単純な犯歴のようなものはお調べになるんですか。

鳴海主事

選考に当たりましては、小金井市環境賞選考委員会というものを設けまして、御推薦いただいた方の活動ですとか、そういったものを見させていただくというようなものがございます。

中里委員

ですから、褒める部分は分かるんですね、何年継続して、何を行っただという形かと思うんですけれども、例えば個人であって、何年か前に交通事故を起こして人に迷惑をかけたことがあるとか、この賞についてはそういうようなことまでは精査はされてはいないんですか。

鳴海主事 おっしゃっていただいたとおり、団体さんであるとか個人の方に関しての環境保全活動に関して見させていただくもので、全ての情報から選考するというものではございません。

中里委員 分かりました。ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

この場で何か決めるということではなく、別の会議で。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、すみません、行ったり来たりで申し訳ないんですが、議事のほうに戻りまして、先ほどの会議録について何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、よろしければ、本日は1件だけ修正していただいたものを承認ということによろしいでしょうか。

それでは、承認いただけたいということにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続いて議事の（2）（仮称）小金井市気候非常事態宣言についてということで、事務局のほうから内容と資料の説明のほうをお願いいたします。

荻原専任主査 資料3を御覧ください。

（仮称）小金井市気候非常事態宣言の発出検討についてということで、現在、発出をすべく準備を進めているところでございますけれども、その経緯につきましては、近年、気候変動による危機が全人類に共通の身近に迫った驚異となっております。待たなしの対策が求められています。市では、令和3年3月に「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、子どもたちへの環境教育、情報発信の充実など、新たな目標及び施策の下、オール小金井による温暖化対策に取り組んでいますけれども、これをもう一段階押し上げるために、普及・啓発の手段としても有効な（仮称）小金井市気候非常事態宣言の発出について検討を進めているというような状況でございます。

現在の状況なんですけれども、庁内の検討組織であります環境基本計画推進本部のほうに7月上旬に意見照会を求めまして、そこでいただいた御意見を踏まえて、本日、案として出している宣言文を用意さ

せてもらっております。本日、環境審議会でご意見をいただきまして、宣言文を完成させていきたいなというように考えております。

それから、今年の3月に新しく温暖化対策地域推進計画を策定しまして、計画達成に向けて粛々と施策等を推進しているところでございますが、今回、市民の方に市報を見ていただいたときに、あれ、いつもと何か違うものが入っているなと気づいていただいた方もいらっしゃるかと思うんですけれども、初めて環境特集号というのを作らせていただいて、7月1日号の市報のほうに入れさせていただきました。それを本日用意しておりますので見ていただきますと、今回、環境政策課で新しい3本の計画を策定しましたので、新しい計画をつくりましたというお知らせを1面に持ってきております。

それから裏面のほうに、本日報告させていただきましたけれども、私たちのふだんから行っている環境調査結果の報告だとか、施策ですね、こんなことをやっていますというようなことを載せさせていただいております。

開いていただきますと、ここで温暖化をどーんと持ってきまして、地球温暖化防止対策は待ったなしだとよというようなところで、今回の発出文につながるような特集号のほうを組ませていただいたところでございます。

それで、今後の検討スケジュールなんですけれども、本日、環境審議会のほうで御意見をいただきましたら、その後なんですけれども、7月26日に予定されております議会の建設環境委員会の所管事務調査のほうに報告させていただく予定でおります。その後、9月にパブリックコメントを約1か月実施しまして、またそれを9月の建設環境委員会の所管事務調査で報告させていただこうかなと考えております。それから、10月に環境基本計画推進本部、これは庁内の検討組織なんですけれども、そちらのほうにパブリックコメントの報告をさせていただいて、11月にはこちらの環境審議会のほうにもパブリックコメントの検討結果を報告させていただこうと考えております。12月に建設環境委員会の所管事務調査に最終的な報告をさせていただいた上で、できましたら年内に小金井市気候非常事態宣言の発出ができればなというようなスケジュールを考えております。

資料3の2ページ目なんですけれども、参考までに東京都内のゼロカーボンシティを表明している団体、区、市を載せさせていただいております。

それから主な動向というのも参考で、世界と日本で書かせてもらっています。大きなところで言うと、昨年10月に菅総理が2050年カーボンニュートラルというようなことを表明して、またここで気候変動に関するところが大きく動き始めたのかなというふうに考えております。

それで3ページ目のほうに、(仮称)小金井市気候非常事態宣言(案)としてお示しさせていただきましたので、こちらのほうを本日の御審議にかけさせていただいて御意見をいただきたいと考えております。

山口係長

すみません、事務局です。資料の修正をさせていただきたいと思っております。

1ページ目なんですけど、2の現在の状況、すみません、私が資料作成のときに、この次の段階の案文が紛れ込んでしまったみたいで、ちょっと削除をお願いしたい文章がございます。まず、2行目の「その内容等について小金井市環境審議会及び」までをカットしていただきまして、「小金井市環境基本計画推進本部に意見照会を行ったところである」まで、それ以降の「いずれの会議においても」から2行下の「いただいているところである」というところまでもカットをお願いいたします。資料を修正したものをまた送らせていただきます。3点目、下から3行目の「今後」の後に「小金井市環境審議会」を入れていただきたいと思っております。

読み上げますと、「現在、環境政策課では、宣言文の素案を作成し、宣言発出の是非及びその内容等について小金井市環境基本計画推進本部に意見照会を行ったところである。今後、小金井市環境審議会や市議会からの御意見等を踏まえ、小金井市市民参加条例等に規定された所要の市民の提言制度などの手続を経た後、発出に向けて調整を行う予定である。」と文章の変更をさせていただきたいと思っております。

申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料につきまして御質問、御意見等ございま

したら、よろしく願いいたします。

荻原専任主査 もう一つ、参考までに、先ほどゼロカーボンシティ表明団体というので挙げさせてもらいましたけれども、その中から幾つか宣言文を参考で付けさせていただいておりますので、そちらも併せて御覧ください。

池上会長 議事ということになっておりますけれども、この場では意見照会ということでもよろしいでしょうかね。

何か御質問、コメント等ございましたら、よろしく願いいたします。

近藤委員、お願いします。

近藤委員 宣言文ももちろん大事なんですけども、やっぱり市民の方に、自分たちが身近なところで何したらいいんだというのを分かりやすくお伝えするのも非常に大事で、それで今回、これをお出しになっているんだと思うんですけども、これをさらに広めて、例えば夏の暑いときに車を使わないとか、それからペンキを塗るときは水溶性のものを使うとか、そういった身近なところからできるものを何か分かりやすい冊子を作ってお配りすると、市民の皆さんが自分たちは何ができるのかなというのが分かってよろしいのかなと思います。

池上会長 ありがとうございます。

小金井市の非常事態宣言の文面を見ますと、真ん中の段落の最後のほうですかね、「環境教育」というところが出てきておりますので、ここが小金井市としての一番大事なところというふうにお考えなのかなというのがありますので、まずは市民の人たちに危機意識を持ってもらうというところが目的なのかなというふうに思いますので、よいかと思います。

何かありますでしょうか。

荻原専任主査 一応、省エネとか温暖化等に直結というわけではないのかもしれないんですけども、一応、こういうことをすると環境に優しいんだよというような環境行動指針というのは、こちらの環境基本計画の改訂時に一緒につくりまして、市民、事業者さんがこういうことに取り組むといいよというようなチェックシートを一緒に併せて作っているので、こういうものも市民の方たちに広く周知していければいいのかな

というふうに考えております。

池上会長 ありがとうございます。

中里委員、お願いします。

中里委員 冊子は大変立派で、自分の手元に配布されて役立っているんですけども、一般市民全員に、なかなか皆さん、アプローチしてこない面もあるかと思うんですね。その場合に、やはり市報に別刷りで入れていただくというのは、色も違って分かりやすく、これが周知できる方法としてはベストではないかと思うんですけども、なかなかこうやって入れるということは大変なことなんですか。毎回、毎回ということではなくて、時々入れていただいて、こういうふうな行動をなさいということをお各戸に配布するというのが近道ではないかと思うんですが。

荻原専任主査 今回、初めて環境特集号というのを作らせていただいたんですけども、これを定期的にとっても1年に1回ぐらいになるかとは思いますが、毎年入れていきたいというようなことは考えております。

中里委員 お願いいたします。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

山口係長 資料3の1ページ目でスケジュールをお示しさせていただいております。本日、本審議会において御意見を照会させていただいた後、先ほど担当から説明しましたとおり、今月の26日に所管の行政委員会に報告をいたします。その後、市民参加条例の規定に沿って、市の施策で市民に影響があるようなものについてはパブリックコメントにかけることとなっております。約1か月間、パブリックコメントを実施しまして、本案文につきましては様々な御意見が寄せられるものかと思っております。その後、そういったものをまたまとめまして、10月、11月ぐらいに、この環境審議会の今年度第2回で報告と意見照会をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。

すみません、追加で1点、少しコメントですけれども、ほかの自治体、国もそうですし、東京都もそうですし、気候非常事態宣言という言葉を使っているところがあるとは思いますが、最近ではコロナの状況で緊急事態宣言という言葉が出てきて、たくさん発出して効果が薄まっているという話も出てきている状況で、特に小金井市は、少し前にごみの非常事態宣言というのが出ているかと思えますけれども、ごみの問題は非常に身近な問題で、本当に非常事態だった状況と比べると、危機意識というのをそこまで求めるのかということも含めて、こういうのがどんどん出てくると、本当に非常事態のときに出したい効果が出せなくなるという危惧がないのかということも少し心配しています。

例えば、もともと非常事態宣言が一番最初に出たところは、本当に身近な環境問題で危機的な状況が起こっている自治体からスタートして、それをまねしていろんなところで広まってきているのがあるんですけれども、そういう状況と比べて、本当に小金井市は非常事態なんだろうかということでは十分注意しないと、ごみの非常事態宣言は小金井市独特の非常事態だった状況と比べると、同じ非常事態という言葉で扱うとよくない効果も出ないかなというところがちょっと心配なところではあります。

そういう意味では、ほかの自治体ではゼロカーボンシティ宣言とか、そういう言い方をされていて、非常事態宣言というのはよく考えたほうがいいかなというふうに思いました。

平野課長

ありがとうございます。

気候非常事態宣言というのは、長崎県の壱岐市から始まって、徐々に増えてくる中で、本市の議員さんからも、ぜひ小金井市としてもこういったものを出さないかというような話がある中で、我々、環境政策課といたしましては、気候非常事態宣言の趣旨は賛同いたしますとしてまいりました。それは、今、会長おっしゃっていただいたように、本当にそれが小金井市特有の危機なのか、非常事態なのか、それとも、これはあくまでも全国、世界的な問題であり、ごみの非常事態宣言とは違い、ちょっとなじまないんじゃないかという想いもあって、我々としては、その当時、ちょうど地球温暖化対策地域推進計画と環境基

本計画をつくっておりましたので、そちらをとにかく充実させたものをつくって、それを普及啓発することが何よりも大事であるとの考えから計画を皆さんにおつくりいただいたというところがございます。

また、そういった中で、やはり今おっしゃっていただいたとおり、一方では環境省のほうから、ゼロカーボンシティ宣言というのを各自自治体で表明しないかというような話がありまして、それを推奨するような動きも出てきておりました。そういった中で、本市の市長にも、気候非常事態宣言に限らず、温暖化対策への取組を本市としてもさらに本気で取り組まなければいけないという考え方があり、これを一歩進めようという指示がございました。

我々といたしましては、計画をとにかく普及啓発し、その一つのツールというか方法として、環境教育の充実をしていこうという考え方から、今、こういった事業にいろいろと取り組んでおりますが、さらに一歩推し進めるためにどういった方法があるかと考えた中で出てきているのがこの非常事態宣言でございます。なので、我々といたしましても、ゼロカーボンシティ宣言という考え方もありつつ、今、案として非常事態宣言という形で出させていただいています。この場ですので、環境審議会の皆様からもいろいろそういった御意見をいただきながら、最終的にどういった形で宣言をするのであればしたらよいかというのを御議論いただければ幸いです。

池上会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございましたら。

石田委員 私もやっぱり非常事態宣言って、類似の言葉が多いので、インパクトがないという見解は非常によく分かります。やっぱり危機感が薄れてしまうんじゃないかということですよ。

池上会長 ほかの問題で本当に出したい非常事態宣言が出たときに、同じ言葉で同じ扱いをされると、ほかの施策によくはないかなというところがあります。環境問題も危機意識を持ってもらいたいというのはもちろんなんですけれども。

石田委員 かかる時間とスケールのカテゴリーが全然違うもので、確かにみんな危機なんですけど、非常事態なんですけど、ちょっと難しい。会長がおっしゃったように、やっぱり薄れてしまうかなという感じは私も

持ちますね。だから、ゼロカーボンシティ宣言のほうがいいとまでは言わないけれども、ちょっと難しい問題です。問題提起として、それは非常によく分かります。

池上会長

ゼロカーボンシティを目指すこと自体は、この中にも書いています。「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに気候非常事態であることを宣言します。

すみません、ごみのときをあまり把握していないんですけど、ごみのときも同じような形でこういう非常事態宣言が市長名で出ているんですか。

山口係長

宣言文は出ておりません。ただ、周知をするために市報ですとかホームページですとか、今はなくなってしまいましたけれども、駐車場の金網のところにごみ非常事態宣言、もしくは電車から見えるように中間処理場のところに非常事態宣言といったことを打ち出しておりました。宣言をやること自体は、平成8年に男女平等都市宣言があります。平成24年にいじめのないまち小金井宣言がございまして、宣言を出すのであれば、それ以来になります。

池上会長

ありがとうございます。

平野課長

すみません、さらに補足で申し上げますと、先ほど近藤委員からもおっしゃっていただいた冊子なんか作るといいよという話もあるんですが、まさに非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言になるとしても、宣言をすることによって一歩進めるときに、では、例えば冊子を作りましょうとか、例えば横断幕を作りましょうとか、いろいろ考え方はあると思うんですけど、チラシを作りましょうでもいいんですけど、とにかく普及啓発を進める。さらに施策として何か温暖化対策みたいなものをさらにどんどん増やしていくという一つのきっかけ、宣言をすることによって、それをさらに一歩進められると我々、思っているんですね。なので、宣言を出すことは温暖化対策を一歩進めるという意味では価値のあるものだと考えておるんですが、その出し方とか、そういった部分でいろいろ御意見なんかがいただけるとありがたいです。

今、環境政策課と理事者のほうで話をさせていただいている中では、気候非常事態宣言で行こうかというようなところと、本市の特色を入れたいねという部分では、やはり教育委員会との連携という点で、環

環境教育という表現を入れさせていただいているんですね。ほかの市では、なかなかこういう表現は入っていないんですが、やはりここは教育と一緒にやっ払いこうというところで、ちょっとそういった意味合いを今は案文の中に入れさせていただいているというところがございます。そういった視点で、いろいろ御議論いただくと助かります。

小柳副会長　　すみません、ちょっと細かい表現になるんですけど、環境教育、教育をすごく重視するということは小金井の特徴というのはすごく伝わる大事な部分だなと思ったんですが、大学とかもたくさんありますし、教育機関と広く取り入れたような感じにさせていただけるといいなと思ったんですが。教育委員会に絞られるのではなく、逆に広い表現にさせていただけるとありがたいなと思います。

平野課長　　まさに、一番最後のセンテンスの1行目から2行目にかけて、「市、市民、教育委員会、事業者等」という表現にさせていただいているんですが、ほかの計画なんかですと、市内学校ですとか、大学とか、そういった表現も使わせていただいています。今回もそういったものを入れられないかという話が教育長からあって、我々としても考えたんですが、ちょっと長くなってしまうということで、今、「等」に丸めさせていただいております。いただいた意見は参考とさせていただきますと思います。

池上会長　　今までも、もともと環境とか地球温暖化防止というのはずっと取り組んできている内容だと思うんですけど、きっとここでこういうふうに出すに至った、背景のところにもいろいろ書いてありますけれども、カーボンニュートラルが必要なんだということが数年前に出てきている状況で、今までは大きく削減しましょうという状況だったのが、ゼロにしましょうというふうになったということはすごく大きな違いで、ゼロにするというのは本当に大きく仕組みから変えないといけないところだと思うんですね。減らすのは省エネで、例えば使用を削減しましょうということはありませんけれども、ゼロにはできない。そうすると、やっぱりエネルギー源自体を変えないといけないし、そういう意味では都市ガス自体もカーボンニュートラルにならない限りは、都市ガスを使えない状況になるというところで、家庭内の機器も大きく変わってくる可能性があるというところで、そういうところの意識

を市民の皆さんに持ってもらうということはすごく大事なところかなと思いますので、ゼロにしないといけないということを知ってもらうというところはすごく意義があるかなというふうに思います。あとはきつとこれに付随して、小金井市の政策もついてくるのかと思いますので、まずは宣言というところなのかなというふうに理解しております。

表題に関しても、きっとパブコメで何か出てきたりとかあるでしょう。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、この議題は終わりたいにしたいと思います。

続いて、議事の（３）その他について、事務局から本日何か追加の議題等がありますでしょうか。

山口係長

本日はございません。

池上会長

分かりました。ありがとうございます。

それでは、議事についてはこれで終了としまして、続いて次第の「４ その他」について、事務局、委員の皆様問わず、何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、次の次第の「５ 次回審議会の日程について」ということで、事務局から日程調整等について説明ございますでしょうか。

山口係長

冒頭御説明いたしましたように、本年度、３回の審議会の開催を予定してございます。今回は第２回目の開催をさせていただくこととなりますけれども、資料３で小金井市気候非常事態宣言の発出検討をいただいているということを御報告申し上げたところなんですけれども、スケジュール的にパブリックコメントを実施し、所管の行政委員会への報告を経たのち、令和３年の１０月下旬頃、もしくは１１月の頭ぐらいに開催させていただきたいと思います。

日程等々につきましては、会長と相談の上、決まり次第、皆さんに報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。何か御意見等ございますでしょうか。よろ

しいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年度第1回小金井市環境審議会の会議を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —

(仮称) 小金井市気候非常事態宣言 (案) に対する意見及び検討結果について (案)

(1) 実施概要

以下に示す概要のとおりパブリックコメントを実施した。

■意見募集対象

- 市内に在住・在勤・在学する方
- 市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

■意見募集期間

令和3年9月1日(水)から令和3年9月30日(木)まで

■案の配布・閲覧場所等

市所管の下記施設のほか、市の公式ホームページで公開した。

- 環境政策課 (市役所第二庁舎4階)
- 広報秘書課広聴係 (市役所第二庁舎1階)
- 情報公開コーナー (市役所第二庁舎6階)
- 東小金井駅開設記念会館
- 婦人会館
- 環境配慮住宅型研修施設
- 保健センター
- 総合体育館
- 栗山公園健康運動センター
- 文化財センター
- 図書館 (本館)
- 公民館各館

■意見の提出状況

○提出人数

区分	窓口持参	郵送	ファクス	電子メール	合計
個人	2人	—	5人	15人	22人
団体	—	—	—	—	—
合計	2人	0	5人	15人	22人

○延べ意見数 47件

■検討結果の公表等

寄せられたご意見等 (原則として住所・氏名を除き公開) 及び検討結果とその理由について、次ページ以降のとおりです。

■問合せ先

小金井市環境部環境政策課環境係
 電話：042-387-9817
 FAX：042-383-6577
 メール：s040199@koganei-shi.jp

(2) 意見・質問等及び回答

No.	意見・質問等	回答
1	<p>以下のように変更を求めます。</p> <p>SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までにライフサイクルCO2概念を包含した ← (挿入)</p> <p>二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに気候非常事態であることを宣言します。</p>	<p>ライフサイクルCO2概念については、二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に包含しているものと考えております。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>
2	<p>気候非常事態宣言を出すことに基本的に大賛成です。</p> <p>とても大切な意識喚起であると考えますが、それ以上に大切なのは、宣言を出したあとに何をするのか、であると考えます。</p> <p>神奈川県相模原市では、気候非常事態宣言を出して、それと並行して、さがみはらSDGsパートナー制度を立ち上げ、市内の事業者やNPOなどとパートナーシップを結び、市民と行政の協働した活動を推進しています。</p> <p>またもう一つの災害である新型コロナ禍に関しては、最新の研究で地域の食べ物との因果関係が次第に明らかになってきました。その結果、EU諸国では、食物の100%有機栽培を目指して舵を切り、地産地消で完全有機栽培の食材を使った学校給食をその柱として取り入れ、地域経済の牽引役としようとしています。</p> <p>小金井市でも市民主導の完全有機栽培を目指して、行政と市民、農業者とが一体となって、こうした取り組みを目指してはどうでしょうか？</p>	<p>本宣言(案)は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものであり、具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画(市役所版)に基づき、実施してまいります。</p> <p>いただきましたご意見については、事業を実施する際に参考とさせていただきます。</p>
3	<p>現在、市民での議論に上がっている東京都による都市計画道路は、野川公園・武蔵野公園の環境破壊を招き、結果、CO2の吸収をしてくれる樹木の伐採につながるため、この計画は断念すべきと考えます。</p>	<p>環境保全の取組については、本市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定めた、第3次小金井市環境基本計画に基づき、取り組んでまいります。</p>

No.	意見・質問等	回答
4	<p>小金井市には、環境市民会議をはじめ、盛んな市民活動団体があります。これらの市民団体、有識者、大学、農業者が一同に会した「気候危機・SDGs 円卓会議」を開催してはどうでしょうか。市民の活力と創意工夫と衆智を集め、それらを行政が応援して、この共通の危機に立ち向かう前線基地としてはどうでしょうか。その格好の施設が、小金井市住宅配慮型研修施設＝環境楽習館（旧雨デモ風デモハウス）であると思います。円卓会議をはじめ、様々な分科会も立ち上げ、ここからオンラインで発信して、市民意識の向上と協力につなげます。SDGsの基本のように、誰一人取り残すことなく、全ての市民が参加して、この未曾有の危機に立ち向かうための一つの道筋を示すことが、何より重要であると考えます。</p> <p>さらに考えを進めて申し述べるならば、こうした市民協働の延長線上に待ち受ける未来とは、どのようなものであるのか、を具体的に想像するビジョニングという手法も大変有効であると考えます。これはバック・キャストイングと言って、未来のあるべき姿を思い描いて、そこから過去にさかのぼり、ではそのために今は何をなすべきかを導き出す手法です。</p>	<p>市民活動団体等との協働については、第3次小金井市環境基本計画の中で、「市民協働体制の強化」、「場・人材・情報のネットワーク化」を掲げ、環境施策を協働で進めることとしております。また、子ども向けの環境教育を充実していくことで、学生・子育て世代・働く世代など幅広い年代の人々に、環境学習活動への参加できる機会を創出してまいります。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
5	<p>今回の市長並びに教育長連名の提案に敬意を表します。なぜならば、現在ならびに未来の人類にとって、脱炭素問題は待ったなしの最重要課題であるからです。ただ残念な点は、地球温暖化対策ならびにエネルギー対策としての原子力発電は、発電所の事故による危険のほか、長年に亘って人体及び自然界に極めて悪影響を及ぼす放射性廃棄物をもたらすという点です。現在、放射性廃棄物の処理として、地中に埋めるか海中に埋めるかで右往左往しているようですが、火山国、地震国の我が国ではその処置は自殺行為そのものであることは自明といえます。原子力発電を継続する余裕はもはや残されていない現状です。原子力発電は極力使わないで自然エネルギー発電とし、常温核融合発電開発を世界各国と共同で今以上協力にすすめ、それまでは、自然エネルギー発電等をつないでいくことを提言して欲しいと望みます。ちなみに、全世界の1年間のエネルギー消費量は、1分間に地球に届く太陽光エネルギーに等しく、太陽における核融合の地球化が現実的な全世界の最大の重要課題と考えます。</p>	<p>いただきましたご意見のとおり、地球温暖化対策は世界規模の問題でもあり、国際社会や国・東京都の動向等を注視して、取組を進めてまいります。</p>

No.	意見・質問等	回答
6	<p>環境政策課に今後の省エネ対策の追加について質問したところ、追加対策の予定無しとの回答でした。</p> <p>本宣言に具体的な対策案の記載は無く、宣言だけでは実行が伴わないため、市としての対策案とその予算措置案、実行予定案の同時に提示を強く求めます。</p>	<p>省エネ対策等についての具体的な取組については、第3次小金井市環境基本計画及び第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、実施してまいります。</p>
7	<p>一般的に使われている言葉を並べただけの概要説明という印象しか受けず、自分ごと（小金井市）としての危機感を感じない内容。『水と緑』をうたっているからには、もっと具体的に内容を述べるべきです。市民に、分かりやすく市としてどのように行動をするか、また市民にどのような行動をするべきかなど、示す内容が望ましいと思います。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものであり、具体的な取組については、第3次小金井市環境基本計画の中で、市の施策、市民の取組、事業者の取組等に区分し掲載しております。</p>
8	<p>地球温暖化の原因が人間活動によることがわかってきました。気候危機を止めるために私たちができる事は</p> <p>① 人々の意識改革</p> <p>② 社会の仕組みが変わることだと思います。小金井市気候非常事態宣言にある「一人ひとりから始める意識改革」には賛成です。子どもだけでなく大人も地球環境について知り、地域で話し合い、実行、発信する事が必要だと思います。</p> <p>また社会の仕組みを変えるには自治体や市内の事業者の考えも重要です。小金井市気候非常事態宣言にある「ゼロカーボンシティ」の実現についてはエネルギーの選択が迫られます。市役所・公共施設・教育現場・事業者についてはCO2が出ない再生可能エネルギーの利用を希望します。そのためにも小金井市が再生可能エネルギーの目標数値を詳しく掲げ、その後どれだけCO2の削減ができたのか？など見える化したものを教育現場や公共施設で報告会を行ったり、町会でも共有して欲しいと思います。</p>	<p>いただきましたご意見のとおり、気候危機を止めるためには「人々の意識改革」、「社会の仕組みが変わる」ことが求められています。今後も市ホームページ等を活用し、意識啓発に係る情報提供に努めてまいります。</p> <p>また、再生可能エネルギーについては、本市においても今年度より、一部の庁舎等において再生可能エネルギー100%電力の導入を検討しております。費用対効果を検証しながら、今後、その他の施設においても再生可能エネルギー100%電力の導入を進めてまいります。</p> <p>市公共施設等からの温室効果ガス排出量については、毎年、市ホームページ等で公表しております。</p>
9	<p>家庭や事業から出るごみの発生抑制がCO2削減につながることも市民と共有して欲しいと思います。</p> <p>小金井市気候非常事態宣言にある、協働しながら「ゼロカーボンシティ」ができれば安心して住み続けることができる明るい未来があります。小金井市は野川をはじめ豊かな自然があります。この自然を壊すことなく次の世代に受け継いでいくことが必要だと思います。</p>	<p>ごみの発生抑制がCO2削減につながることは、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画に記載しておりますが、本計画が、より市民に周知されるよう努めてまいります。</p> <p>また、環境保全の取組については、本市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定めた第3次小金井市環境基本計画に基づき、取り組んでまいります。</p>

No.	意見・質問等	回答
10	<p>まず、小金井市も気候危機に対して強い危機感を抱き、対策を行っていく決意表明をすることは、市民として支持します。ただ、決意表明の中身について、何点か提起させて下さい。</p> <p>この非常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要であり、そのために、幼い頃から地球環境に興味を持ち、自ら積極的に取り組もうとする意欲や態度を醸成する「環境教育」の充実にも注力していきます。</p> <p>ひとつには、「幼い頃から」関心を持つことは重要です。それ以上に、目下喫緊の問題である以上、大人の意識を改革していくことを強調すべきと思います。意識改革というより、「周りとは何となく同じにしていれば、間違いではないはず」という日本的な同調意識を、根底からひっくり返すくらいの勢いがないと、間に合わないと思います。</p>	<p>いただきましたご意見にもあるように、目下喫緊の課題であるため、大人の意識改革も重要であると認識しております。</p> <p>豪雨による天災など、ニュース等を通じて気候危機が身近なものになってきていると感じている方も増えてきていると思われませんが、啓発活動については今後、更に力を入れて取り組んでまいります。</p>
11	<p>「環境教育」について、現状、小学校における環境教育を見ると、教師が果たしてどれほど深く考えているのだろうか？という問題を感じます。気候非常事態宣言は、宣言文のため、具体性に乏しいのは仕方ないと思いますが、思考のベースとなる、環境教育と教員の質の向上も必須かと思えます。</p>	<p>幼い頃から地球環境に興味を持ち、自ら積極的に取り組もうとする意欲や態度を醸成する「環境教育」を充実するため、第3次小金井市環境基本計画の中でも基盤の一つとして「環境教育・環境学習」を掲載しております。教育委員会とも連携して子ども向けの環境教育を充実していくことで、学生・子育て世代・働く世代など幅広い年代の人々に、環境学習活動への参加できる機会を創出してまいります。</p>
12	<p>本市の豊かな自然と、この美しい地球環境を将来世代に継承するため、市、市民、教育委員会、事業者等が協働し、温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と、気候変動による災害から市民を守る「適応策」に本気で取り組む</p> <p>本市の豊かな自然（と地球環境）を継承するために、温室効果ガスの削減を図り、災害から市民を守るのですか？文脈が繋がっていません。</p>	<p>第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画では、温室効果ガスの排出を抑制するための施策（緩和策）や、緩和を実施しても避けられない気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減していくための施策（適応策）を総合的に推進していくことを目的としています。</p> <p>温室効果ガスを削減することは、温暖化による地球環境の破壊や気候変動による災害から市民を守ることに繋がると考えております。</p>

No.	意見・質問等	回答
13	<p>小金井市の豊かな自然を守って下さい。そして、温室効果ガスの削減や災害対策も行ってください。適応策の中に、ヒートアイランド対策や二酸化炭素吸収源としての緑化も入れて下さい。</p>	<p>温室効果ガスの削減や、避けられない気候変動による影響を回避・軽減するために、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画を令和3年3月に策定いたしました。この計画の中には、ヒートアイランド対策や緑化についても記載しております。</p>
14	<p>二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに 気候非常事態であることを宣言します。</p> <p>実現を「目指し」ですが、ゼロカーボンシティの「実現を宣言」はしないのですか？実現できなくても「目指す」だけなら大丈夫、という逃げ道が透けて見えて、宣言の本気度を疑わざるを得ません。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。地球温暖化対策の取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画に基づき施策を推進することによって、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していきたいと考えております。</p>
15	<p>「気候非常事態宣言」、歓迎します。</p> <p>「気候危機」「気候非常事態」という認識は、気候危機の深刻さがのびきならない非常事態であり、待たなしの状況にあるということです。2050年二酸化炭素排出実質ゼロを実現するためには、この10年が決定的に重要であるということです。政府も、今年に入って2030年までの目標を「2013年比26%」を「46%」へ引き上げました。これでも、国際的な動きの中ではまだまだ低いとの指摘があります。</p> <p>小金井市の「宣言」において、この10年、2030年までの野心的目標を明示し、実現するための本気度を示してほしいと思います。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指した、長期的な宣言となります。</p> <p>2030年までの具体的な施策や目標数値は、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進に記載しており、着実に施策を実行していくことによって、目標を上回る成果が得られるよう努めてまいります。</p>
16	<p>全国の自治体の同書の「宣言」は、当初は、「理念型」が多かったのですが、最近の気候危機の深刻化の中で、削減策を具体的に明示するものが増えていきます。</p> <p>小金井市の「宣言」案では、「緩和策」と「適応策」という言葉はありますが、具体的な行動指針を明示されていません。参考に尼崎市の「宣言」を紹介します。この程度は具体的に明らかにしてほしいと思います。また、「適応策」としては、「グリーンインフラ」「生物多様性の保全」「農地、雑木林、屋敷林などみどりのまちづくり」なども加えてほしいと思います。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画では、温室効果ガスの排出を抑制するための施策（緩和策）や、緩和を実施しても避けられない気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減していくための施策（適応策）を総合的に推進していくことを目的としており、具体的な取組について掲載しております。また、第3次小金井市環境基本計画の中で、「みどり」や「生物多様性」等、7つの基本目標を掲げており、具体的な取組について記載しております。</p>

No.	意見・質問等	回答
17	<p>パブコメに出された案を元に、対案を書いてみました。 (仮称)小金井市気候非常事態宣言(改定案) ～2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～</p> <p>近年、世界各地で熱波や干ばつ、大規模な森林火災など、地球温暖化による異常気象が頻発しています。日本各地でも、猛暑や熱帯夜の増加、記録的な集中豪雨や強大化した台風による崖崩れや洪水など、甚大な被害が発生しており、このまま温暖化が進行すると、私たちの市民生活に多大な影響が出ることが予想されています。気候変動による気象災害は極めて深刻で身近に迫った脅威であり、私たちの生存基盤を揺るがす、まさに「気候危機」です。</p> <p>この危機的状況を脱するために、2015年に国連で採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標が定められています。</p> <p>しかし、世界の二酸化炭素排出量は今なお増加し続けており、この危機的状況は、私たちの日々の行動が引き起こしているものであることが、世界中の科学者が作るIPCC報告書から2021年8月に明らかになりました。</p> <p>今こそ、私たちは気候危機を自らの問題として認識し、経済社会活動やライフスタイルの変革に取り組むなど、対策を加速させなければなりません。</p> <p>この非常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要です。</p> <p>まず初めに、市の施設において再生可能エネルギー導入と断熱改修による省エネを、数値目標を設定して早急に進めます。市内の古い樹の適切な更新管理に新たな予算を付けるなど、二酸化炭素吸収量の増加に努め、市内での国産木材利用増加とバイオマスエネルギーの利用も進めます。同時に、市内事業所や家庭での省エネ、再生可能エネルギー導入を後押しします。</p> <p>このような前例がない大規模な取り組みは、市単体では実現できないので、金融機関や建設事業者、大学を含む学校、JAなど、民間とも綿密な協議の上、ご協力いただき、事業者や市民に経済的負担がかかり過ぎ</p>	<p>本宣言(案)は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものであり、具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画(市役所版)に基づき、実施してまいります。</p> <p>いただきましたご意見については、事業を実施する際に参考とさせていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>

	<p>ない様、配慮します。国や都にも助成金や制度の充実を求めます。</p> <p>子ども達にも、この様な様々な取り組みや大人達の意気込みを伝え、幼い頃から地球環境に興味を持ち、自ら積極的に取り組もうとする意欲や態度を醸成する「環境教育」の充実にも注力していきます。</p> <p>本市の豊かな自然と、この美しい地球環境を将来世代に継承するため、市、市民、教育委員会、事業者等が協働し、温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と、気候変動による災害から市民を守る「適応策」に本気で取り組むことを共有するとともに、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までのできるだけ早い時期に二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに気候非常事態であることを宣言します。</p> <p>令和3年 月 日 小金井市長 小金井市教育委員会 教育長</p>	
18	<p>気候非常事態宣言を実施することについて、賛同いたします。</p> <p>内容についてですが、2段落目後半の「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要という文面は確かに一理ありますが、個人としての行動を重要視することはもとより、市の宣言なので、何より市としてどう施策を進めるかということを確認すべきだと考えます。個人の問題にすりかえてしまうような文面は好ましくないと考えます。なので、この事態を切り抜けるためにの後に、「市は有効な施策を推進し、幼いころから・・・」とすることを提案いたします。</p>	<p>市域から排出される温室効果ガスの9割強が二酸化炭素です。その二酸化炭素の排出源の8割強が「家庭」と「事業所」となっています。市はこの「家庭」と「事業所」から如何に二酸化炭素の排出量を減らすことができるかが、温暖化対策の要と考えており、令和3年度より「家庭」と「事業所」を対象に、省エネチャレンジ事業を実施し、家庭と事業所における温室効果ガス排出抑制の取組みを開始しています。</p> <p>また、今後につきましても、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画等に基づき、温室効果ガス削減に向けた有効な施策を実施するため、取り組んでまいります。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
19	<p>「気候非常事態宣言」、ぜひ行って下さい。小金井市が「気候非常事態宣言」を行うことはとても重要です。夏の猛暑、洪水の多発、台風による被害等を見ても分かるように、気候変動、気候危機による地球環境の変化を肌で感じる毎日です。今の状態を放置することは出来ません。これからの若い世代の人たちの未来を考え、地球の環境を守るために、今ただちに出来ることを行動するべきです。若い人たちが希望を持って生きられるように、そしてすべての人たちが、安心して生きられるよう小金井市が、「小金井市気候非常事態宣言」を出し、市民の一人一人にその重要性を呼びかけて下さい。</p>	<p>本宣言を発出した際には、広く市民への周知に努めてまいります。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>

No.	意見・質問等	回答
20	<p>全体に非常事態であるという危機感が足りないのではないかと、もっと強い表現を入れてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間活動の影響が地球温暖化を加速させてきたのは、もはや疑う余地がない。このままでは人類は存続不可能である。今できることを全てやらなければならない。など 	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>国連のIPCCなどの国際的機関などの動向も注視しながら、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づく具体的な取組について、実施してまいります。</p>
21	<p>小金井市ならではのトピックを入れて欲しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国分寺崖線という特徴的な地形に恵まれ、湧水を集めて流れる野川周辺の豊かな自然環境を市民が守ってきた ・北には小金井公園、南には武蔵野公園、野川公園という大きな都立公園がある ・市全体で3Rを推進したごみ減量に取り組み、市民の環境意識が高い。など 	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>いただいたご意見にあるように、本市ならではの自然環境を含む小金井の将来の環境像等については、第3次小金井市環境基本計画の第3章「環境とその実現に向けた取組」等に記載しています。環境保全の取組については、本計画に基づき、実施してまいります。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
22	<p>小金井市が「小金井市気候非常事態宣言」を行うことに敬意を表します。</p> <p>提案された「宣言（案）」について、意見を提出します。</p> <p>せっかくの小金井市の「宣言」なので、小金井市らしい「宣言」にしてはと思います。そのため、「武蔵野のゆたかな緑にかこまれた小金井市は、水清い泉のむらからおこり、名勝小金井桜の地として人々に親しまれ、環境のよい文教住宅都市として発展して」（小金井市市民憲章から）きた小金井市の特質を宣言に下記の文言を加えるべきと考えます。</p> <p>「小金井市民・小金井市が一体となって、小金井公園・武蔵野公園・野川公園と玉川上水・野川の自然をまもり、温室効果ガスの削減に取り組めます。」</p> <p>現行の「宣言案」に上記文言をなんらかの形で加えていただければと思います。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものであり、いただいたご意見のような本市らしさを表す具体的な文言については、盛り込んでおりませんが、このような小金井らしさを将来世代に引き継ぐため、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づく具体的な取組について、実施してまいります。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>

No.	意見・質問等	回答
23	<p>何かを主張する時には、まずは、自分の頭で考え、自分の言葉で話すことが最低限必要です。勿論それだけでは、自分勝手な主張になりかねないので、他者の発言に耳を傾け、参考にして自身の考えを修正することも有って当然ですが、その修正点を含めて自分の頭で再考し、論理を構築した上で、改めて自分自身の言葉で表現する。それが分別ある大人のコミュニケーションの基本だと思います。</p> <p>市の宣言文読ませていただきましたが、私は何度読み返してもこの中に「自分の頭で考えた」り、「自分の言葉で表現した」りしたであろう部分が1ヶ所も発見できず、困惑しています。どこか既視感を覚え記憶を辿ってみて、あまり興味を惹かれなかった本の感想文を書かされて困った子供の頃の自分の姿に思い至りました。「何か書かなくちゃいけないけど、何を書けばいいのかなあ？」と思い悩んだあの日を思い出すと共に、「やはり、義務感だけで無理矢理書かされた文には、人の心を打つ力はない。」という当たり前のことに改めて思い至りました。</p> <p>小金井市はなかなか民度の高い市ではないかと思うのですが、市の宣言文として公表するとしたら、これは、他人の言葉を寄せ集めてそれらしく体裁だけ取り繕っただけで、宣言文と言いながら内容は全くカラッポ、あまりにもお粗末であり、市民の一人としては恥ずかしく思います。</p> <p>記された内容の巧拙を云々する以前に、こうした宣言文を出すに至った経緯、科学的根拠、社会的意義、宣言文を出すことの対外的対内的意味等を見返り、「自分の頭で考え」「自分の言葉で表現する」という原点に立ち戻って一から再考することが望まれます。その原点があり、文面を再考する勇気とエネルギーが皆さんにまだ残されていることを心から願っています。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
24	<p>「市、市民、教育委員会、事業者等」それぞれが取り組むべきことをこれまでの市の施策と非常事態宣言との関係が分かるようにしてもらいたい（脈絡なく唐突に出てくるべきものではない）。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものであり、具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画に記載しており、施策ごとに「市の具体的な取組」、「市民の取組例」、「事業者の取組例」等に区分し記載しております。</p>

No.	意見・質問等	回答
25	<p>非常事態宣言を出したあと、具体的にどのように取り組んでいくのかも併せて提示する必要があると考えます。</p> <p>例えば、ごみ非常事態宣言時のように、駅前などに大きな横断幕を掲げる等するようなことをもする意欲や覚悟を持って行う。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものであり、具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき、実施してまいります。</p> <p>宣言の啓発・周知について、いただきましたご意見につきましては、事業を実施する際に参考とさせていただきます。この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
26	<p>『「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要であり、そのために、幼い頃から地球環境に興味を持ち、・・・』とあるが、今、大人たちがすべきことにも言及が必要。</p>	<p>本宣言（案）の中では、『幼い頃からの「環境教育」の充実にも注力していきます。』としておりますが、いただきましたご意見にもあるように、目下喫緊の課題であるため、大人の意識改革も重要であると認識しております。</p> <p>本宣言を発出した際には、広く市民への周知に努めてまいります。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
27	<p>CO2排出削減や温暖化抑制のため、小金井の緑のより積極的な保全・創出の取組が必要。相続発生時の民有地の緑の減少抑制が必要。</p> <p>・小金井市がこのような取り組みをすることはよいが、宣言を出すのならば実を結ぶ形の施策や行動が求められる。</p> <p>→例えば、緑の寄付を受けるときの基準も非常に受け身的であり、また、みどりの捉え方も一律的・平面的で、緑の質・量等、立体的にとらえたものとなっていない。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものであり、具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき、実施してまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、事業を実施する際に参考とさせていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
28	<p>「この非常事態を切り抜けるためには」に続けて以下の文を加える。</p> <p>個々の市民と、市の行政、併せて二つの側による努力が何より重要です。すなわち、第一に「一人ひとりから始める意識改革」「今すぐ行動すること」、「幼い頃から地球環境に興味を持ち、自ら積極的に取り組む意欲や態度を醸成する『環境教育』の充実、そして第二に、市の諸方針について、この「危機意識」を基本に据えた徹底的な再検討を直ちに市民と協働して取り組むことです。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>

No.	意見・質問等	回答
29	<p>「本市の豊かな自然と、」を以下の文に替え、「この美しい地球環境を―」に続ける。</p> <p>本市が擁する小金井公園、野川公園、武蔵野公園はじめ大小多くの公園、はげの自然は、東京都民の健康、憩いに欠かせない貴重な財産であり、市と市民は、この、かけがえのない自然環境を維持していく責務があります。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
30	<p>「本気で取り組む」は「本気で取り組みます。」に替える。「ことを共有するとともに」は削除する。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
31	<p>全体に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名がなければ、どこの市でも良いような一般的な表現で、「宣言しました」というアリバイ的な意味合いしか読み取れません。 ・小金井市として本気で取り組む姿勢を盛り込むことをお願いします。 ・13行目からの文章 <p>『この非常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要であり』が『そのために、幼いころから地球環境に興味を持ち・・・、意欲や態度を醸成する・・・「環境教育」の充実にも注力していきます。』とあるが、何より重要な「今すぐ行動する」ために「幼いころからの環境教育」が繋がるのか疑問です。</p>	<p>教育委員会とも連携して子ども向けの環境教育を充実していくことで、学生・子育て世代・働く世代など幅広い年代の人々に、環境学習活動への参加できる機会を創出してまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
32	<p>・4月に改訂された「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」の「緩和策」の取組指標の2030年度目標数値を見ても、新エネ機器の補助件数、市施設への設置数など具体的に高い目標を掲げているとは言えず、本気度が見えません。「適応策」についても、同様に、特に2030年度で「現状より増加」などというあいまいな目標設定が散見されます。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施していくこととなりますが、2030年までの具体的な施策や目標数値は、着実に施策を実行していくことによって、目標を大きく上回る成果が得られるよう努めてまいります。</p>

No.	意見・質問等	回答
33	<p>・このような市の姿勢で「2050年二酸化炭素排出実績ゼロを目指した非常事態宣言は、それに合わせた施策を同時に提示すべきと考えます。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実績ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものであり、具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき、実施してまいります。</p>
34	<p>SDGsの観点から</p> <p>電力 原発はゴミ処理が未解決で事故の処理に莫大なお金と時間がかかる事がわかった。太陽光を進めるべきである。街燈、公的建物を始め、一般の家屋にも勧める。イトーヨーカ堂の壁利用は素晴らしい。</p> <p>水 水を地下に戻し洪水を防ぐと共に地下水の水道への利用を更に進める。小金井の雨水浸透ますの普及率が素晴らしく、更に100%に近づける。全ての駐車場のベタぬりコンクリートをさけ、隙間（小さくても）や穴をあけ、水を地下に戻す。歩道もすべりにくい材質の透水性のあるレンガブロックなどにする。これは後に述べる空気にも関連するが庭、空地、歩道、駅前ロータリーなど新しく作る道路には、必ず植栽をして水を吸わせる。（剪定にお金がかかるが、私達の生命のためである。）</p> <p>空気 二酸化炭素を吸ってきれいな酸素を作ってくれる緑を増やす。緑は目にも心にも栄養になる。そのためには昔の水路を遊歩道に整備し、緑と共に歴史も守る。（隣接する家はイヤがるかもしれないが、水路が先にありました。）車のCO2を減らすため、地元産の作物を買う。今コロナもあり、膨大な数の宅配があり、CO2の排出は増えている。コロナが納まったら通販にたよらず、自分の足を使って近くに買いに行くには自分の健康にも良い。通販による車のCO2排出は大きな問題である。</p> <p>食品の廃棄 私の所は徒歩5分以内でいけるスーパーが5つもあり、品揃えよく品切れになる事はない。（おそくても）品切れになると客が他に行く。毎日の廃棄は日本全体で外国におそうざいなど食料援助している量の1.4倍にもなる。この問題は、個人というより大型店を法律で規制すべき事である。個人店が全ての職種でほぼ消えつつある。因みに日本の食料自給率は37%で、すてている場合ではない。</p> <p>※植栽については、管理の問題も生じるが、基本的に自分の家の前の草取りや枝切りや清掃はボランティアで、その家の前の人にたのむ。そして足</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実績ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p> <p>また、環境保全の取組については、本市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定めた第3次小金井市環境基本計画に基づき、取り組んでまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、事業を実施する際に参考とさせていただきます。</p>

	<p>りない分を行政がやる形にしたい。自分の生命を守るためだもの！！ いつまでも安全にすごせる地球にしましょう。</p>	
35	<p>私を含む近隣の市民有志から成る「国分寺崖線の自然を守る会」としては、世界中（地球全体）が直面している気候危機に対処するための環境保全重視政策が国・都により推進されている中で、小金井市が貴重な自然や生態系が破壊される可能性の大きい都市計画道路（例えば3・4・11号線）を推進しているという状況を看過することが出来ず、従って、以下の通り、これまで幾度にもわたり西岡市長、市議会等へ道路計画の見直しを求めてきました。</p> <p>①市長宛「環境保全モデル都市小金井宣言」の発出要請（2017.4） ②市長宛「道路問題に関し、環境面からの解決要請」（2018.3） ③議会宛「マスタープランの改定要請」（2018.10） ④陳情 「道路新設問題」（2019.2） ⑤陳情 「第5次基本構想（みどりを基本としたまち創り）」（2021.7）</p> <p>何れにせよ、私共が上記の様な色々な形で市議会、市長等に求めてきたものは形こそ異なるにせよ、基本的には今回の「小金井市気候非常事態宣言」の趣意、目的と同じであると申しても過言ではなく、従って、右宣言が小金井市民の大多数が望んでいる「みどりを保全し生かすこと」を基本とした小金井というまち創りの方向付けに真に貢献するものであることを強く期待しているところです。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p> <p>また、環境保全の取組については、本市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定めた第3次小金井市環境基本計画に基づき、取り組んでまいります。</p>
36	<p>気象異常への対応は喫緊の重要課題であり、「気象異常事態宣言」の発出は、大変に有効である。ただ、その意義と発出済みの宣言（すでに多くの自治体等が対応）との比較から、小金井市（案）について、次のように提案する。</p> <p>【問題点】</p> <p>①「危機認識」と「カーボンゼロ化宣言」の一般的・表面的記載に留まっており、現実感が伝わらない。 ②環境認識についての記載が不十分であることから、なぜ本市がカーボンゼロ化を掲げるのか、その繋がりが理解し難くなっている。 ③「目標実現に向けた取組」について「環境教育」のみが記載されている。しかし、宣言を出す以上、他市のように（別添資料参照）、市として取り組</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p> <p>宣言文には、本市の特徴として、未来を担う子ども達への環境教育にも注力していくことを明記し、これを確実に実施するため、教育長との連名での発出を考えております。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>

	<p>むべき各分野にわたる具体的方針を明示すべきである。そうしないと市民には、どういう方向で考え、行動すべきか伝わらない。</p> <p>④宣言者が共同(市長、教育長)となっている。しかし、③の通り、取り組むべき方向は、教育に限らず複数分野にわたるため、教育長が宣言者となるのはなじまない。過去に実施した宣言でも、「いじめのないまち 小金井宣言(平成24)」のように、特定分野に関する宣言のみ、共同宣言(市、教育委員会)としている。他市でも、首長を宣言者としている場合が圧倒的に多い。</p> <p>【改善提案】</p> <p>①全体を、「環境認識」「目標設定」「目標実現への取組」の順で解り易く記載する。</p> <p>②環境認識について、当市が「カーボンゼロ化」を掲げる意味と繋がるようにする。</p> <p>→「目標が定められています。」の次に、次の一文を挿入する。 「このためには、温室効果ガス排出(特に二酸化炭素)を2050年までに実質的にゼロとする必要があり、日本もこの目標達成を宣言しています。」</p> <p>③「目標実現への取組」は、多くの他市のように、当市が取り組む方策を具体的に1.2.ーと列記する。</p> <p>④原案では、「本市の豊かな自然」は「温ガス削減」の結果継承されるものとしている。しかし、「豊かな自然」は、その温ガス吸収や温暖化緩和効果から、「積極的に保全を図る」ことを対策の1つとして位置づけ、明示する。) </p> <p>⑤宣言に基づき実施すべき事項が多分野にわたるため、宣言者は、市の行政全般に関する総責任者である首長(市長)とする。</p>	
37	<p>気候非常異常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要とあります。また、「本市の豊かな自然と、この美しい地球環境を将来世代に継承するため、市、市民、教育委員会、事業者等が協働」すること。『温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と気候変動による災害から市民を守る「適応策」に本気で取り組むことを共有する』ことが述べられています。</p> <p>①野川や武蔵野公園などの豊かな自然と美しい環境を守るため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の豊かな自然を守るため、都道3・4・1号及び都道3・4・11号線の道路建設を止めてください。 	<p>本宣言(案)は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>環境保全の取組については、本市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定めた第3次小金井市環境基本計画に基づき、取り組んでまいります。</p>

No.	意見・質問等	回答
38	<p>・毎年生産緑地を含む緑地が減少しています。緑地を守る施策を強化してください。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p> <p>また、環境保全の取組については、本市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定めた第3次小金井市環境基本計画に基づき、取り組んでまいります。</p>
39	<p>②温室効果ガス削減を図るために</p> <p>・「大量生産・大量消費・大量廃棄」は温室効果ガス大量排出の大本であるばかりでなく、地球環境の破壊や人の健康をも害しています。大量生産・大量消費・大量廃棄からの転換が必要です。</p> <p>・大量の輸送費をかけて地球の反対側から食材を輸入するなどは、石油など化石燃料を大量に消費します。地産地消、国内の生産と消費に力を入れることが必要です。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、事業を実施する際に参考とさせていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
40	<p>・ものを大切に使うことは、「大量消費・大量廃棄」を止めることとなります。しかしながら、小金井市はリサイクル事業所を閉鎖してしまいました。リユース品の取り組みをほとんど民間に任せることにしています。3Rを進める本気度とは程遠い。気候非常事態宣言の具体策としてリサイクル事業所の再開は陳情採択及び議会決議をしています。市は再開する責務があります。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p>
41	<p>・令和3年3月、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画が策定されました。この中の「重点施策」は少なくとも本気で取り組むことが必要です。多摩市などの気候非常事態宣言の具体的な取り組みを参考に温暖化対策推進計画を上乗せする取り組みを示してください。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、事業を実施する際に参考とさせていただきます。</p>

No.	意見・質問等	回答
42	<p>・「家庭でできる省エネ行動」には、電気機器の使用について6項目と自動車の乗り方について示していますが、できるだけ自動車はさげ、自転車に乗ることを奨励すべきではないでしょうか。自転車を安全に乗るための啓発や道路整備も必要です。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、事業を実施する際に参考とさせていただきます。</p>
43	<p>・三市ごみ減量市民会議は「30年後可燃ごみの焼却ゼロにする等」の三市に提言しています。この提言について「本気で取り組む」ことが求められています。30年後仮に焼却施設をつくるとしたら小金井市か国分寺市になります。いま30年を切りました。ごみ減量と30年後を本気で取り組んでください。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p>
44	<p>③気候変動から災害を守る「適応策」について 小金井市地域防災計画（20年9月4日）は、地震対策が主で、水害についてはほとんどありません。最近豪雨による災害が頻発し、犠牲者を多く出しています。小金井市も線状降水帯等による災害の危険性が増していると考えられます。中町3丁目は新庁舎等の建設予定地ですが、豪雨時1メートルもの浸水が予想されるとしています。私はその敷地のすぐ隣で、ハザードマップでは浸水区域です。庁舎建設予定地もさることながら、周辺区域について具体的対策は見直し含め検討してください。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>近年の異常気象は、地域温暖化が引き起こしているものもあり、そのひとつの原因となる温室効果ガスの排出削減に取り組む具体的な施策等については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p>
45	<p>④「市・市民・教育委員会・事業者等が協働する」とするならば、協働（共同）会議を設置し、具体的な検討を行うことを提案します。</p>	<p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、事業を実施する際に参考とさせていただきます。</p> <p>この度は、貴重なご意見ありがとうございました。</p>

No.	意見・質問等	回答
46	<p>小金井市の気候非常事態宣言は「宣言を出すだけ」のものになっています。宣言にあるように、気候非常事態を切り抜けるために、市の責任者の意識改革が何より必要で、いますぐ行動することが求められています。具体的計画を早急に示してください。</p>	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、令和3年3月に策定しました、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p>
47	<p>私は10年以上前になりますが、国立の一橋大で行われた「EMの講演会」でEMがガンに有効であることを知り、妻の友達に勧めたらと申し出たところ、自分たちが飲んでみないことにはということで、EMX GOLDを二人で毎朝紅茶に大匙一杯。現在も継続しています。昨年7月前立腺がんの疑いありと云うことで、大病院に検査入院。9日の入院（血液サラサラの薬のため）をしましたが、その間髭の伸びが少なく、退院後EMX GOLDを飲み始めると髭が元通りに伸び始めました。</p> <p>比嘉先生が強調していた「EMの蘇生力」を痛感し、最近EMの情報が殆どなかったので、ネットサイトを調べたところ、2つのサイトを見つけました。その結果、EMが現在問題となっている各種の現象について完全に対応できる凄い力を再確認した次第です。国際的にも多くの実績がありますが、光合成細菌と乳酸菌と酵母菌を中心とする有用微生物群からなるEMですが、微生物が力を発揮するためには、仲間の微生物を増やし善玉菌一杯の環境が整ったときに、EMの力が発揮されます。専門家の方は、このような集団による効果の検証は殆ど行わないで、効果がないとしてエセ科学として無視され、日本では特に、マスコミや行政で取り上げられることが殆どありません。</p> <p>EMは各自で増殖が可能で、費用は安く、自然界の法則ですべてを蘇生するという理想の微生物群です。主な効果を以下に示します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活排水、産業排水、農業による汚染等で、河川や湖沼や海の汚染に世界は対策がなかった。EM活性液やEMダンゴの投入でこれが解消され、水はきれいに、魚が増えています。理想は、発生源である生活や畜舎や産業現場等でEMを水の如く利用するところです。 2. 地球温暖化は二酸化炭素が原因とされていますが、比嘉先生は上記の水の汚染、農業における化学肥料や農薬による汚染、放射能や電磁波に 	<p>本宣言（案）は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、理念や今後の方向性を示したものです。</p> <p>具体的な取組については、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき実施してまいります。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、事業を実施する際に参考とさせていただきます。</p>

よる汚染による陽イオンの増大。乾燥化や森林火災で植物が少なくなる等、現代社会は汚染による腐敗（エントロピー）増大ということが、温暖化の原因と考えています。土壌や自然界から放出される二酸化炭素は人が排出する量の10倍にも達するためと。EMを使うと、腐敗のエネルギーを整流し蘇生のエネルギーにかえることができる。すなわち、自然も人も蘇生され、健康に生き返る、ということです。

3. 日本は福島の放射線問題が未だ解決されないでいます。EMを使った農業では、作物による放射性セシウムの吸収は完全に抑制され、収量・品質は向上放射性ストロンチウムの作物への吸収抑制にも顕著な効果が認められている。放射性セシウムの放射線量の低減が認められていましたが、ベラルーシ国立放射線生物学研究所からも、EMはセシウム 137を確実に消滅する効果があるという結果が発表されました。放射能対策は政府が行うことになっており、トリチウム水や残土の問題は残ったままです。

4. 人口増加や乾燥化の進行や格差の拡大や紛争で世界の食料問題が深刻になっている。EMによる原子転換（放射線量の減少）が塩類集積地や重アルカリ土壌での野菜作りを可能に。世界各地で実証されている。乾燥した大地やこれら塩害地でのEMによる農業が普及すれば、品質と収量の向上も相まって、費用の低下と共に農家の採算向上が期待される。

5. EMの光合成細菌はコイル状の構造をしており、重力子を発し重力波を整流すると云われる。この整流力を生かすと、空間に結界ができる。沖縄本島の上空55km、半径354kmの巨大な整流バリアが出来上がっている。その蘇生効果は、PM2.5の減少、各種電磁波の軽減限界突破の農業、台風被害が少なくなっている、地震の程度も軽くなる、学力テストの向上

6. 無煙炭化器で有機物（プラスチックを含む）を炭化しEMを吸収させると、EMが汚染物質をきれいにするので永久に活用できる。更に整流効果を持たせた炭作りにより、素人でも簡単にできる有機農業が可能。日本は有機農家・農地はたったの0.5%。二酸化炭素削減に寄与。

市民が実証できる次の体制作りを行政の指導で実現して下さい！！

・EM活性液の利用体制 ・整流炭作りの体制 ・市民による協力体制



(仮称) 小金井市気候非常事態宣言 (案)

～2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～

近年、世界各地で熱波や干ばつ、大規模な森林火災など、地球温暖化による異常気象が頻発しています。日本各地でも、猛暑や熱帯夜の増加、記録的な集中豪雨や強大化した台風による崖崩れや洪水など、甚大な被害が発生しており、このまま温暖化が進行すると、私たちの市民生活に多大な影響が出ることが予想されています。気候変動による気象災害は極めて深刻で身近に迫った脅威であり、私たちの生存基盤を揺るがす、まさに「気候危機」です。

この危機的状況を脱するために、2015年に国連で採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標が定められています。

しかし、世界の二酸化炭素排出量は今なお増加し続けており、この危機的状況は、私たちの日々の行動が引き起こしているものであることから、今こそ、私たちは気候危機を自らの問題として認識し、経済社会活動やライフスタイルの変革に取り組むなど、気候危機への対策を加速させなければなりません。この非常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要であり、そのために、幼い頃から地球環境に興味を持ち、自ら積極的に取り組もうとする意欲や態度を醸成する「環境教育」の充実にも注力していきます。

本市の豊かな自然と、この美しい地球環境を将来世代に継承するため、市、市民、教育委員会、事業者等が協働し、温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と、気候変動による災害から市民を守る「適応策」に本気で取り組むことを共有するとともに、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに気候非常事態であることを宣言します。

令和3年 月 日

小金井市長

西岡真一郎

小金井市教育委員会
教育長

大熊雅士

小金井市環境報告書 令和2年度版（案）



（栗山公園）

小金井市環境部

目 次

第1章 はじめに

1. 環境報告書のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 環境報告書の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 環境報告書の構成と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み・・・・・・・・・・ 6

第2章 環境啓発事業

取組1

- 環境講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

取組2

- 環境フォーラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

取組3

- クリーン野川作戦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

取組4

- 環境施設見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

取組5

- 小金井市環境賞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 基本計画の取組の進捗状況

1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる・・・・・・・・・・・・ 10
2. 緑を守り育てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する・・・・・・・・・・・・・・ 18
4. 自然環境を一体的に保全する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
5. 公害を未然に防止する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
6. 小金井らしい景観をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる・・・・・・・・・・・・・・ 28
8. 地域から地球環境を保全する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第4章 小金井市の環境の状況

1. 公害苦情の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
2. 大気汚染の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
3. 小金井市の大気質調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
4. 小金井市内の道路交通騒音・振動調査・・・・・・・・・・・・・・ 41
5. 衛生害虫等の発生相談状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
6. 飼い主のいない猫対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
7. 野川の水質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
8. 井戸水調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
9. 地下水位測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

10. 湧水調査	45
11. 放射能測定	48
第5章 市役所としての取組	
1. 小金井市環境行動指針	50
2. グリーン購入	53
3. 小金井市施設ごみゼロ化行動	54
4. エコドライブ教習会	54
5. 小金井市の環境配慮設備設置費補助制度	54
6. 小金井市役所における地球温暖化対策	56
7. 小金井市環境マネジメントシステム	59
第6章 環境基本計画の推進に関すること	
1. 推進体制	60
2. 財源の確保	60
3. 市民等の参加・協働による推進	60
4. 計画の進行管理と評価	60
第7章 点検評価結果	
1. 環境基本計画に基づく環境保全等の取組の点検評価について	61
2. 環境報告書作成について	62
3. 点検評価を受けて	62
4. 環境基本計画の計画期間を振り返って	63
資料編	
1. 小金井市環境方針	65
2. 環境行動チェックシート	66
3. 令和2年度グリーン購入実績一覧表	68
4. 小金井市環境保全実施計画	71
用語解説	84

第1章 はじめに

1. 環境報告書のねらい

この環境報告書は、小金井市環境基本条例第22条に基づき、令和2年度の年次報告書として作成するものです。

環境報告書を作成・発行する大きな目的の一つは、行政と市民がお互いの情報を共有し、コミュニケーションや協働を可能にすることです。また、情報を提供することにより、環境保全への関心を喚起し、環境保全活動をより活発にしていくことです。

また、環境報告書は、環境基本計画の進行管理という役割を担っています。計画に示された取組の方向に沿って、どれだけの取組が進められ、計画の目標がどれだけ達成されているかを明らかにすることで、取組の改善を図り、計画をより一層推進しようとするものです。

これらの目的から、本報告書では、環境基本計画の枠組に沿って、次のような情報を掲載します。

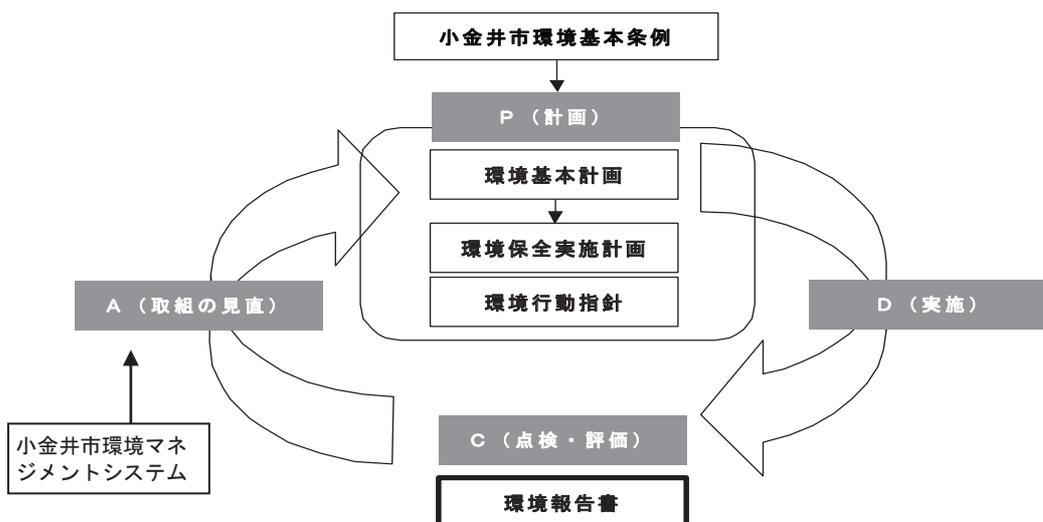
- 環境市民会議の活動状況や、その他の市民等の活動状況
- 環境の状況や課題
- 環境保全等の取組の状況

できあがった環境報告書がコミュニケーションの手段であることはもちろん、環境報告書の作成プロセス自体も、コミュニケーションの重要な一過程です。情報を収集したり、取組の成果や課題を確認するために様々な主体が集まったりすることが、貴重なコミュニケーションの場と機会づくりになります。

2. 環境報告書の位置づけ

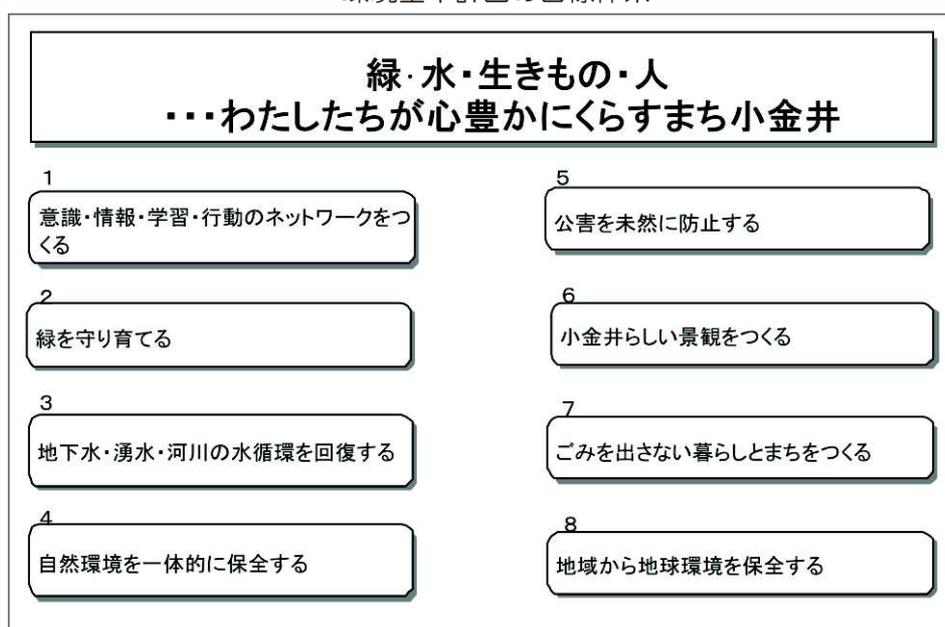
小金井市環境基本条例では、「環境基本計画」を策定すること、環境保全等の取組の実施状況を点検評価すること、「環境報告書」を毎年度作成・公表することなどを定めています。この環境報告書の位置づけは次のとおりです。

小金井市の環境保全等における環境報告書の位置づけ



また、環境基本計画に示された環境像（将来像）及び基本目標（分野別目標）は次のとおりで、この目標体系に沿って、取組の体系と方向が示されています。

環境基本計画の目標体系



小金井市環境基本条例より

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

(点検評価の実施)

第21条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第22条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

3. 環境報告書の構成と内容

1、2に示した考え方に基づき、環境報告書は、次のような構成・内容としています。

第1章 はじめに

この環境報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取組の中で、本報告書がどのような役割を担っているのかを説明しています。また環境報告書をどのように作成するかについても説明しています。

第2章 環境啓発事業

環境啓発事業は、市民及び市内事業者等を対象に、環境保全を啓発していくとともに、環境保全の目標を達成するために、持続可能な社会を構築して良好な地域環境を確保し、将来世代へ継承するための機運を醸成することを目的として行っています。

市役所が行っている環境啓発事業について報告します。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画第4章には、小金井市の環境の保全・回復・創造のために進めるべき取組の方向が体系的・網羅的に示されています。この体系に沿って、環境の状況や取組の状況を報告します。

上記の取組は、市が進める施策事業の計画を示す環境保全実施計画で示しています。

第4章 小金井市の環境の状況

市の環境に関するデータを報告します。

第5章 市役所としての取組

市役所は、自ら事業者として事務事業活動（オフィス活動や公共事業など）を行っています。市役所は率先して環境保全活動を進め、地域における事業者や市民の行動を促す責任があることから、市役所の活動に伴って発生する環境負荷の状況や、市役所が行っている環境負荷の軽減努力について報告します。

第6章 環境基本計画の推進に関すること

環境基本計画では、計画を確実に実施していくために、第5章「計画の推進」で、様々な方法や手段を示しています。環境保全・回復・創造のための直接的な事業ではありませんが、これらの方法や手段が確実に実施され、効果的に運用されていくことは、地域の環境保全等を進めていくうえで大変重要です。そのため、環境基本計画に示されている計画の推進体制等について報告します。

第7章 点検評価結果

環境基本計画に基づく環境保全等の令和2年度取組実績に対する環境審議会からの点検評価結果等を掲載します。

資料編

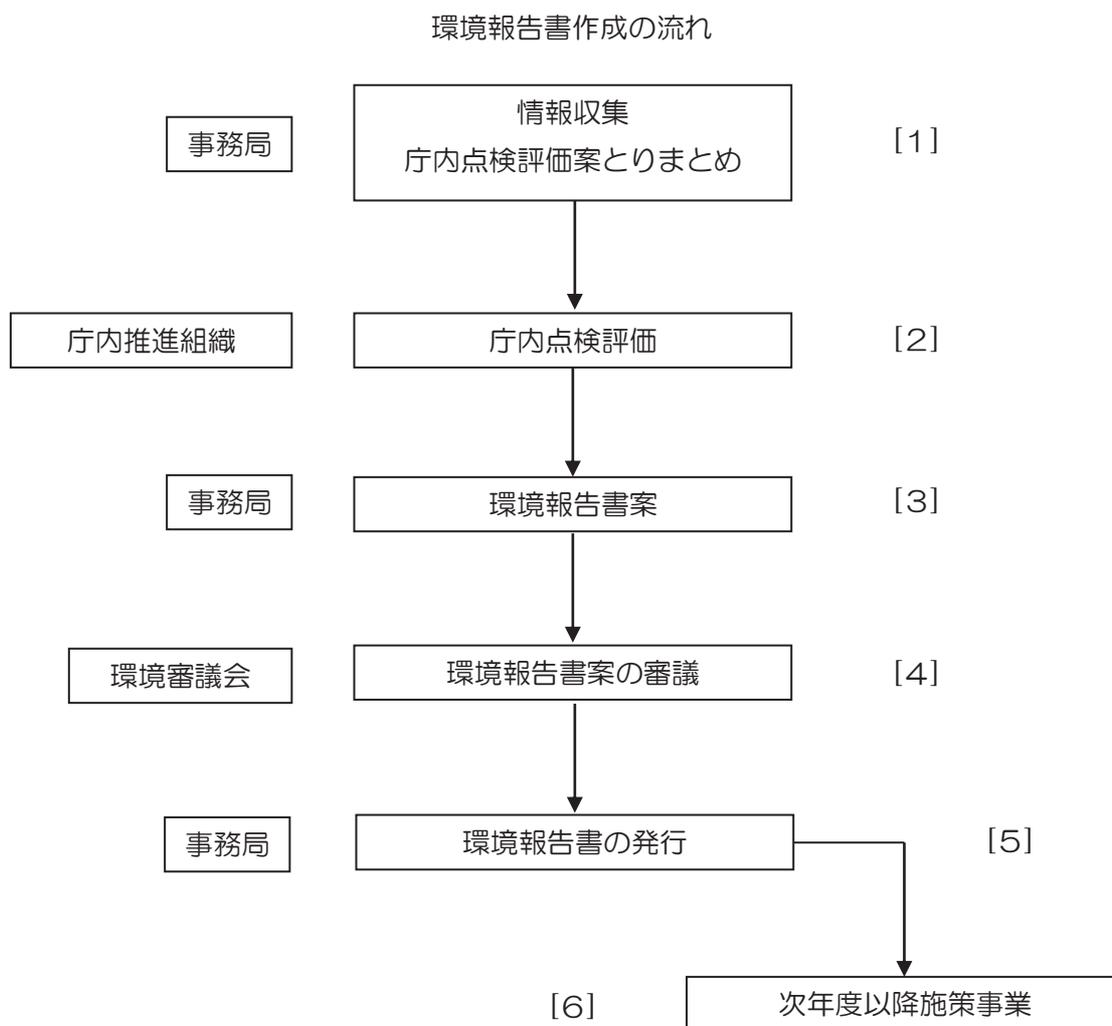
環境報告書本編に係る参考資料等を掲載します。

用語解説

環境報告書に記載されている用語の解説です。

4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み

環境報告書の作成手順と、報告書を活用した環境基本計画の点検評価の仕組みは次のとおりです。



[1] 市（事務局：環境政策課）で、必要な情報を収集し、とりまとめます。

- 環境現況及び取組に関するデータ
- 市の各部局の施策事業の実施状況
- 重点的取組の進捗状況
- 市以外の市民団体、教育機関、事業者等の活動状況

- [2] [1]の報告を受けて、環境基本計画推進本部（庁内推進組織）で、環境基本計画に基づく取組の進捗を点検評価します。
- [3] 収集した情報と市の点検評価結果から、環境報告書案をまとめます。
- [4] 環境報告書案を環境審議会に提示し、環境審議会は、環境の状況や取組の実施状況を評価します。
- [5] 環境審議会の評価を反映させた環境報告書を発行します。
- [6] 環境審議会の評価結果を、市の各部局に伝え、各部局では次年度以降の施策事業に反映させます。

第2章 環境啓発事業

取組1

○ 環境講座

まるごと柿づくし

とき：令和2年10月30日（金）、10月31日（土）

会場：小金井市環境楽習館

主催：小金井市

企画：NPO法人こがねい環境ネットワーク

講師：浅野 理恵子さん（染色作家）

柿渋や柿の葉の効能、柿の実の様々な加工法など、柿の歴史と用途について学びました。

（参加者10名）

四季のくらしを彩る水引あそび

とき：令和3年2月22日（月）、2月23日（火）

会場：小金井市環境楽習館

主催：小金井市

企画：NPO法人こがねい環境ネットワーク

講師：掬花さん（水引作家）

水引の歴史と特徴、基本の結びである「梅結び」を学びました。

（参加者14名）



取組2

- 環境フォーラム
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

取組3

- クリーン野川作戦
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

取組4

- 環境施設見学会
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

取組5

- 小金井市環境賞

小金井市環境賞

市では、小金井市環境基本条例が制定された、平成15年度を環境元年と位置づけ、環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者の表彰を行っています。

令和2年度は推薦がなかったため、表彰を実施しないことになりました。

小金井市環境賞受賞団体（者）一覧（過去10年間）

	年 度	受 賞 者(団体・個人)
第9回	平成23年度	小金井を美しくする会
第10回	平成24年度	鏑山 英次さん
第11回	平成25年度	中田 啓子さん
第12回	平成26年度	小金井市環境市民会議
第13回	平成27年度	小金井自然観察会
第14回	平成28年度	該当者なし
第15回	平成29年度	山田 啓一さん
第16回	平成30年度	該当者なし
第17回	令和元年度	土曜生ごみリサイクル連絡会
第18回	令和2年度	該当者なし

第3章 基本計画の取組の進捗状況

以下の8項目からなる環境基本計画の基本施策に基づき、各課が進める事業を環境保全実施計画としてまとめ、実施・点検・評価を行っています。

本章では、年度終了後に各課より受ける事業の取り組み状況を、実績・自己評価（S：計画を超えて達成、A：計画どおりに達成、B：実施したが計画に未達、C：未実施）の順に掲載しています。

1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる

環境学習や環境保全活動については、市民団体、大学・学校などの教育機関をはじめとして、様々な団体や機関が取り組んでいます。こうした様々な主体の連携を図り、環境学習をさらに深化させ、環境に対する意識の向上や情報の広報・共有化を推進します。また、市民・市民団体・教育機関・事業者及び小金井市が協力・協働して、小金井らしい創造的な環境保全行動を実践できる、仕組みづくりと機能を強化していきます。

こうした取組によって、「環境基本計画」の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、様々な機会を通じて環境学習を取り入れ、環境行動を促進していきます。

【令和2年度の実績と今後の取組】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる取組もありましたが、環境をテーマにしたイベントや講座の開催などにより、環境学習の推進や環境に対する意識向上に向けた取組を継続的に行い、多くの市民の方に参加していただきました。

今後、より多くの方に参加していただけるよう ICT（情報通信技術）を活用した参加形態の多様化を検討するとともに、環境学習の推進、環境に対する意識の向上、情報の共有に向け様々な主体との連携が図られた環境保全活動の更なる促進を目指します。

1-1 環境学習の推進

- ・小金井市全体で環境学習を推進していくため、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、大学等の教育機関、公民館、環境楽習館などのネットワーク化と連携を強化し、市民・事業者の自主的活動・取組を支援する体制の充実を図ります。
- ・各々の主体が協働して、小金井市らしい環境学習プログラムをつくり、提供していきます。
- ・誰もが環境学習に取り組めるように、講師リストなどのデータベース化を促進し、利用しやすい情報発信・広報等を工夫していきます。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
1-1-1 学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を強化する	小金井市全体で環境学習を推進するため、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、大学等の教育機関、公民館、環境学習館などのネットワーク化と連携を強化する。	環境フォーラムを継続して開催し、様々な主体から参加者を募る。	環境政策課	継続	未実施（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）	C
	市民・事業者の自主的活動・取組を支援する。	出前教室を開催するとともに、講師を派遣する。また、社会教育関係団体登録を充実させ、活用を促進する。	生涯学習課	継続	出前講座の実施回数 7回 新型コロナウイルス感染症の影響のため、申込が減少した。	B
1-1-2 環境学習の構想・計画を深化させ、推進する	各々の主体が協働して、小金井市らしい環境学習プログラムをつくり、提供していく。	環境学習に取り組む様々な主体の連携を図る。	環境政策課	継続	新型コロナウイルス感染症対策として、対面での会議は行わなかった。そのため、連携については電話やメールといった方法にとどまった。	B
	誰もが環境学習に取り組めるように、講師リストなどのデータベース化を促進して環境学習を行う人材を把握し、登録と提供の仕組みをつくり、利用しやすい情報発信・広報等を工夫する。	人材登録制度、講師リスト等を整備して人材、団体の把握に努め、市民、学校等の環境学習活動への派遣要請に対して紹介する。	環境政策課 生涯学習課 指導室	継続	環境学習館での環境講座の開催（2回）を通じて、人材、団体の把握に努めた。 （環境政策課） 登録講師の更新手続きを行ったが、活用に結びつかなかった。 （生涯学習課） 人材登録制度、講師リスト等を整備して人材、団体の把握に努め、学校の環境学習活動への派遣要請に対して紹介した。 （指導室）	B
	環境学習関連資料の整備・提供をする。	環境関連の資料を収集し、テーマ展示等で一般利用者に紹介するとともに団体貸出等にも活用する。	図書館 指導室	継続	選書基準に基づき、環境政策に関する資料を収集し、提供している。 （図書館） 学習内容に応じて環境学習に資する資料を収集し、時期に応じてテーマ展示等を実施した。移動教室など行事に関係づけた展示は行事自体が中止となり、実施できなかった。 （指導室）	B
	体験学習や観察会・講座・講習会を開催する。	成人大学、成人学校、子ども体験講座の開催や、講演会等の開催を後援する。	公民館 環境政策課	継続	【本館】①「菜園教室」延べ715人、②「市民アカデミー（プラスチックごみ、地球温暖化等(SDGs)）」30人、③「生きがい広場（プラスチック問題に私たちができること）」18人、④「はじめてのバードウォッチング」延べ22人 【貴井南分館】「植物観察～身近な自然を学びましょう～」15人 【東分館】「3Rでつなぐ環境ハトン～今変わるリデュース・リユース・リサイクル」延べ24人 【緑分館】①「共働夢農園」延べ170人、②「身近な自然にすむ野生動物」20人、③「ミツバチとその生産物」20人 （公民館） 環境講座（2回）を開催したほか、講演会等を後援（8件）した。 （環境政策課）	B
環境基本計画の周知・普及に努める。	ホームページによる周知のほか、環境フォーラム等で概要版を配布する。	環境政策課	継続	第2次小金井市環境基本計画の本編及び概要版をホームページで公開した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため環境フォーラムは中止となり、概要版の配布ができなかった。	B	
環境学習に食育の視点を取り入れて推進する。	野菜・団らん・ふれあい・環境をキーワードに「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを、「Koganei-Style」として地域に展開していく。	健康課	継続	Koganei-Styleの地域展開を目指し、市民ボランティアで運営している小金井市食育ホームページにおいて、広く市民に普及啓発をする。 編集委員会 年9回実施	A	

1-2 パートナリシップ・ネットワークづくり

- ・市民、事業者、市など様々な主体の環境活動をつなぎ、小金井らしい創造的な環境保全活動を活性化し大きくしていきます。
- ・環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーションの促進を図るとともに、様々な主体がパートナーシップに基づき、連携を強化し、協働して活動を展開していきます。
- ・ネットワークづくりのためのコーディネート機能を強化し、市が自らコーディネート機能を担います。
- ・活動を推進するため、リーダー・コーディネーター・ファシリテーターなどの人材育成を支援し推進します。
- ・町会・自治会などの地域コミュニティの中で、人と人との絆を深めることによって環境保全活動の推進を図ります。
- ・地域コミュニティ独自で、または市民活動団体との連携を深化させることによって、新たな取組を創出していきます。
- ・小金井市の環境や暮らしが、広域的なつながりの上に成り立っていることを踏まえ、広域的な連携を強化し、環境保全に取り組んでいきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
1-2-1 環境保全活動のネットワークとコーディネートを推進する	市民、事業者、市などさまざまな主体の環境活動をつなぎ、小金井らしい創造的な環境保全活動を活性化していく。	環境フォーラムの開催等を通じてさまざまな団体の交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う。	環境政策課	継続	未実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）	C
	環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーションの促進を図るとともに、様々な主体がパートナーシップに基づき、連携を強化し、協働して活動を展開する。	環境講座、環境学習会、環境フォーラム、施設見学会等を様々な主体の協働で開催する。	環境政策課	継続	環境講座（2回）を開催した。	B
1-2-2 市・市民・事業者の協働を推進する	ネットワークづくりのためのコーディネート機能を強化する。	市内の大学や環境団体との連携とネットワーク化の強化に協力する。	企画政策課 コミュニティ文化課 環境政策課 生涯学習課	継続	既に協定を締結済みの6大学等（学芸大・農工大・法政大・亜細亜大・武蔵野大・総合学院テクノスカレッジ）と継続して連携した。 （企画政策課） こがねい市民活動団体リストを更新した。 （コミュニティ文化課） 環境市民会議を通じて様々な主体の連携を図った。 （環境政策課） 小金井市、小平市、国分寺市と学芸大学子ども未来研究所で連携して、3市連携講座を実施している。小金井市では全8回実施した。 （生涯学習課）	B
1-2-3 地域コミュニティを活性化する	地域コミュニティの中で、人と人との絆を深めることによって環境保全活動の推進を図り、また、地域コミュニティ独自で、または市民活動団体との連携を深化させることによって新たな取組を創出する。	地域コミュニティを基盤とした環境活動の支援、地域コミュニティと市民活動団体との連携に協力する。	環境政策課	継続	新型コロナウイルス感染症拡大により、環境活動を実施することが難しい状況だったため、連携に協力できなかった。	C
1-2-4 広域的な連携を推進する	広域的な連携を強化し、環境保全に取り組んでいく。	環境に関連した各種協議会に参加するとともに、周辺地域（近隣自治体等）へ環境フォーラム等の開催案内を発信する。 また、野川流域の自治体や環境団体などとの交流に協力する。	環境政策課	継続	東京都環境・公害事務連絡協議会（東京都環境局担当課長職者、多摩26市環境政策担当課長職者出席）や野川流域連絡会・野川流域環境保全協議会等への参加を通じて他市や野川流域の自治体と連携し、情報交換を行った。	B

1-3 情報の積極的な活用

- ・環境情報を継続的に収集し、データベース化を進め、あらゆる主体が活用しやすい形で公開・提供する仕組みづくりを推進していきます。
- ・「環境基本計画」の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、様々な広報手段によって、あらゆる主体に情報提供を行っていきます。
- ・「環境基本計画」の認知度・理解度を向上させるため、誰もが利用しやすい効果的な情報発信・広報など様々な手段について、時期・場所・方法等を工夫していきます。
- ・市民のライフスタイルの多様化にあわせた効果的な情報発信の方法について検討していきます。
- ・多くの市民・事業者が小金井市の環境に興味を湧くような情報の提供によって、環境活動が始まる手助けを強化していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
1-3-1 環境情報を収集・整備し、提供する	環境情報を継続的に収集し、データベース化を進め、あらゆる主体が活用しやすい形で公開・提供する仕組みづくりを推進する。	ホームページに掲載する情報については、クイックインテックス等を利用し、利用者から見やすい環境整備を進める。	環境政策課	継続	環境講座、大気汚染情報、放射能関連情報等をホームページ等で情報発信した。	A
	環境基本計画の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、様々な広報手段によって、あらゆる主体に情報提供を行っていく。	ホームページ・公民館・図書館などの市施設に加え、JR駅などにも広報紙を設置し、より広く市政情報の提供に努める。	環境政策課 広報秘書課	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため環境フォーラムは中止となり、概要版の配布ができなかった。 （環境政策課） 広報紙は例年通り、月2回計24回発行し、いずれの号も市施設およびJR両駅に設置した。 また、ホームページについては、従来のPDF版だけではなく、視覚障害者向けに、市報が音訳された「声の広報」も掲載している。 （広報秘書課）	B
1-3-2 効果的な情報発信を工夫する	環境基本計画の認知度・理解度を向上させるため、効果的な情報発信・広報など様々な手段について工夫する。	環境フォーラム・環境講座等を通じて環境基本計画に関する情報発信を行うとともに、概要版の配布等によって認知度・理解度を高める。	環境政策課	継続	環境フォーラム等の機会を利用して概要版を配布はできなかったが、第3次小金井市環境基本計画策定中の取組としてワークショップを行う等、環境基本計画について情報発信を行った。	B
	市民のライフスタイルの多様化に合わせた効果的な情報発信を検討する。	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課	継続	環境保全に関する様々な情報、市主催の環境イベントの告知等を、ホームページ、市報、チラシの公共施設への設置等で情報発信した。	A
1-3-3 情報を行動に結びつけるコーディネート推進する	市内の自然環境や生きものに関する情報を提供する。	湧水調査をし、結果を環境報告書等に記載する。	環境政策課	継続	4か所、年2回6月、12月に実施した。（調査結果は45ページに掲載）	A
	環境行動指針を普及、啓発する。	ホームページでの周知及び環境関連のイベント時に概要版を配布する。	環境政策課	継続	ホームページで周知した。	B
	市民・事業者が小金井市の環境に興味を湧くような情報の提供によって、環境活動が始まる手助けを強化する。	団体と協働して、催事場等での啓発グッズの配布を行う。また、商工会等を通じて、事業者への環境基本計画の周知を図る。	環境政策課	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため環境フォーラムは中止となり、概要版の配布ができなかった。	C
	市民団体等が保有する環境情報を集約する仕組みづくりに取り組み、協働・連携して活動に取り組む主体間での情報共有を図る。	環境活動を行う団体間のネットワークの構築を目指す。	環境政策課	継続	環境講座の開催を通じて、環境活動を行う団体間のネットワーク構築に寄与した。	B

2. 緑を守り育てる

小金井市は、国分寺崖線（はげ）と一体となった樹林地、玉川上水、小金井公園をはじめとする幾つもの公園、また農地、屋敷林など緑に恵まれています。

しかし、農地・屋敷林などの緑は減少を続けており、将来的に緑豊かな小金井を継承していくためには、いくつもの課題があります。減少が続く農地・屋敷林などの緑は、あらゆる方策を活用しながら小金井市全体の財産として残していかなければなりません。

また、公園や樹林地を適切に管理し、緑の質を向上させることが重要です。

緑には、良好な景観形成、水循環の保全、生きものの生息場所の提供、気温上昇抑制などの気候緩和をはじめ多面的な機能があり、他の基本目標にも関わっています。すべての主体が協力し合って、大切な緑を保全・回復していきます。加えて、「第4次小金井市基本構想」の『みどりと環境プロジェクト』－【みどりの創出】に取り組んでいきます。

【令和2年度の実績と今後の取組】

地域コミュニティの活性化や賑わいを創出するため道草市を2回開催し、採れたての地場産野菜等の販売や芋ほり体験等を通じた市民との交流や地場産の野菜等のアピールを行いました。3回以降の開催については、市の委託事業ではなく、商業・農業・介護・子育ての関係者が中心となり自主的に取組みを進めています。

農家の後継者不足や、令和4年度に多くの生産緑地がいつでも買取り申し出が可能になることにより、農地の減少も見込まれることから、特定生産緑地制度や生産緑地を円滑に貸借できる制度の説明を農業従事者等に行う等、都市農地の保全を図り、小金井市にふさわしい緑の保全、創出に努めていきます。

2-1 緑の保全

- ・小金井市の特徴ある景観を形成している崖線と緑地は、地形と一体で保全していきます。
- ・大規模な公園緑地などの持続性が保証された緑地については、適切な管理や整備を継続していきます。
- ・所有者の理解を得ながら、ヒートアイランド現象の緩和や火災等に対する減災の面からも見直されている農地や屋敷林等の私有地の緑を保全していきます。
- ・私有地の緑の保全に効果のある既存制度の活用に加えて、支援のあり方を検討していきます。
- ・緑の現状について、継続的な把握・広報等に努め、市民などに緑の保全の重要性を理解してもらう啓発活動を推進していきます。
- ・小規模な公園などで、適切な管理が必要なところについては、市民参加による公園などの管理（アダプトプログラム）を普及・啓発していきます。
- ・公共施設敷地内への植樹を推進するとともに、民間の大規模施設においても事業者の理解を得ながら緑化を促進し、新しく緑を増やしていきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
2-1-1 永続的でまとまった緑地を保全する	緑の基本計画の推進等により、小金井市の特徴ある景観を形成している崖線やまとまった緑地を地形と一体で保全する。	国分寺崖線の緑が面的に確保されるように努め、緑と景観、湧水の保全を図られるようにする。	環境政策課	継続	国分寺崖線の公共緑地の適切な維持管理をし、緑地と景観の保全を図った。	A
	大規模な公園緑地などの永続性が保証された緑地について、適切な管理や整備を継続していく。	安全性を保ち、快適に使用できるように管理に努める。	環境政策課	継続	過度に大木化した樹木や隣接する住宅に近接する樹木の伐採や剪定等を行い、安全確保の観点から適切な維持管理に努めた。特に築極緑地及び白檜緑地の樹木の伐採を行った。	A
2-1-2 民有地の緑を保全する	所有者の理解を得ながら、ヒートアイランド現象の緩和や火災等に対する減災の面からも見直されている農地や屋敷林等の民有地の緑を保全していく。	保全緑地活用、市民緑地制度を検討する。	環境政策課 農業委員会	継続	環境緑地・公共緑地の減少はなかった。保存樹木は3件4本を新規で指定した。 平成31年1月より特定生産緑地の指定申請を開始し、市内の農地の長期的な保全を図った。対象となる農地のうち8割程度が特定生産緑地の指定申請済み。 (環境政策課) ■農家支部別座談会 (新型コロナウイルス感染拡大防止により書面開催) (農業委員会)	B
	民有地の緑の保全に効果のある既存制度の活用に加えて、支援のあり方を検討していく。	保存樹木指定・保存生垣指定制度を啓発し活用する。	環境政策課	継続	保全緑地制度の案内を作成し、市内の高校や事業所等に周知活動を行った。	B
2-1-3 緑を適切に管理し、活用を推進する	緑の現状に関する調査をする。	緑の現状把握調査を継続する。 また、基礎データの蓄積を図り、緑化に関する普及・啓発に活用する。	環境政策課	継続	令和元年度に緑の基本計画策定に伴い緑の基礎調査を実施したため、令和2年度は実施していないが、ホームページにて周知をした。	B
	緑の現状について、継続的に把握し、広報等に努め、市民などに緑の保全の重要性を理解してもらう啓発活動を推進する。	住民・事業者に緑の実態を広報し、保有者に対して保全を働きかける。	環境政策課	継続	事業者への保全緑地制度の広報を実施し、緑の保全を働きかけた。また、計画の改定に伴い、親子を対象とした環境ワークショップを開催した。	A
	宅地開発等指導要綱により緑地を保全する。	まちづくり条例に規定する指定開発事業を行う場合、敷地面積の3%又は6%の緑地・公園を設置する。	まちづくり推進課 環境政策課	継続	公園緑地の設置対象案件：0件 (まちづくり推進課) 指定開発事業のうち中高層建築物について、公園緑地の負担割合を3%を5%へ、6%を8%へ変更し、緑地保全を推進する要綱改正を行った。 (環境政策課)	B
	市民や専門家と連携し、緑地の保全・整備方針を検討する。	緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていく。	環境政策課	継続	緑地保全対策審議会を3回、緑の基本計画策定委員会を5回開催し、みどりの基本計画の改定に伴い、緑地保全の具体的な取組の検討を行った。	A
	小規模な公園などで、適切な管理が必要などところについては、市民参加（ボランティア）による公園等の管理（アダプトプログラム）を普及・啓発する。	市民参加による公園等の管理を検討し、清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進する。	環境政策課	継続	花壇ボランティア7団体、公園清掃ボランティア15団体、剪定ボランティア1団体が行った。	A
	市民緑地制度の活用の可能性を検討する。	土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿うものを検討する。	環境政策課	継続	みどりの基本計画の改定に伴い、市民緑地制度の活用について検討したが、具体的な活用には至らなかった。	B
	公共施設敷地内への植樹を推進するとともに、民間の大規模施設においても事業者の理解を得ながら緑化を促進し、新しく緑を増やしていく。	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。 また、民間の大規模施設においては環境配慮指針によって緑地等の確保に向けた指導を行う。	関係各課	継続	東京都苗木生産供給事業を活用し、公共施設に新たに植樹を行った。(8施設1,122本) また、民間の大規模な開発においては、環境配慮指針に則り公園緑地等の設置を指導した。 (環境政策課)	A
	雑木林の保全を継続する。	環境緑地・公共緑地を継続して保全する。	環境政策課	継続	環境緑地：47,795.21㎡ 公共緑地：4,150.76㎡	A

2-2 緑の創造

・減少傾向にある緑を確保するため、緑の連続性に配慮した新たな公園緑地の確保や、まちづくり施策の中でも、計画的な公園整備を進めていきます。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

・敷地や建物の緑化などを積極的に推進するために、助成などの啓発活動を実施していきます。

・緑を創造する取組にあたっては、緑の連続性、水との一体性の確保、在来種による緑化など地域の生態系に望ましい植物選びなどに配慮していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
2-2-1 新たな公園緑地等を確保する	減少傾向にある緑を確保するため、緑の連続性に配慮した新たな公園緑地を確保する。	公園整備事業によって緑地を継続して確保する。	環境政策課	継続	小長久保公園の一部土地（337.07㎡）について、小金井市土地開発公社に先行取得を依頼した。	A
	まちづくり施策の中で、計画的な公園整備を進めていく。	土地区画整理事業で、適切な公園整備を図る。	区画整理課	継続	なし	C
2-2-2 緑化を推進する	沿道や遊歩道などの植栽や街路樹など連続性をもたせるようなまちづくりをする。	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。	道路管理課	継続	都市計画道路3・4・3号線サツキ110株を植樹した。	A
	敷地や建物の緑化などを積極的に推進するために、助成などの啓発活動を実施していく。	生け垣造成奨励金により助成する。	環境政策課	継続	市報で年2回の周知を行い、生け垣造成奨励金交付申請が2件（28m）あった。	A
	公共施設の整備にあたっては、敷地などの緑化を推進する。	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。	関係各課	継続	二枚橋焼却場跡地に整備する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設については、発注仕様書に基づき緑地帯を設計に反映した。（ごみ対策課）	A
	緑を創造する取組にあたり、緑の連続性、水との一体性の確保、在来種による緑化など地域の生態系に望ましい植物選びなどに配慮する。	指定開発事業にあたって、都策定の「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にし、緑化の協議を行っている。	環境政策課	継続	指定開発事業における緑化は「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考に指導した。	A
	大型店舗や集合住宅などの駐車場等の緑化を促す。	指定開発事業にあたっては、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め緑化を促す。	環境政策課	継続	小金井市環境配慮指針に基づき、敷地面積から建物面積を除いた面積の20%以上の宅地内緑化について、計画書の提出を求め、指導した。	A

2-3 まちづくりにおける農の活用

・農業者や農業団体、市民などが連携して、まちづくりに農を位置付け、農業者が長期的な展望とやり甲斐を持って農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、地産地消の新鮮で安心なおいしい食材の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みを享受できるようにします。

・農業者と一般市民とが顔の見える関係を大切にしながら、農業の担い手の支援や援農、交流を活発化し、営農の難しい農地は市民農園や体験型市民農園として存続に取り組みます。

・生物多様性と文化多様性の保全の観点から極めて重要な農作物や園芸作物の在来品種の保存に取り組んでいきます。

・小金井市の食料自給率を高める役割に加えて、農産物の流通による環境負荷の低減に寄与するため、野菜等の農作物の地産地消を促進させ、農地の保全・維持と地域の食文化の保全を推進します。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
2-3-1 農地を保全・活用する	農業者や農業団体、市民などが連携して、まちづくりに農を位置づけ、農業者が長期的な展望とやり甲斐を持って農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、地産地消の新鮮で安心なおいしい食材の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みを享受できるようにする。	認定認証農業者に対する補助制度の充実や、東京都の都市農業に関する補助制度を積極的に活用し、長期的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■認定・認証農業者支援 申請数：7農家 執行額：2,665千円 ■都市農業活性化支援事業 申請者：0件 	B
	農業の担い手の支援・育成をする。	年間を通し簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図る。認定農業者となった者から担い手支援を図っていく。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■認定・認証農業者支援 申請数：7農家 執行額：2,665千円 ■簿記講習会 開催：4回 参加者：延べ15人 ■都市農業活性化支援事業 申請者：0件 	B
	生産緑地を保全する。	都市計画公園と重複している箇所は、積極的な取得に努め、公園として整備を図る。生産緑地法等の改正に伴い生産緑地地区の指定基準が緩和されたため、農業者に積極的に周知を行い、追加指定による生産緑地地区の増加を図る。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」が成立し、貸借が可能となった場合は、農園の開設等の対策を講じ保全していく。	環境政策課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■生産緑地の追加指定について、支部座談会等を通じて周知を図り、4件（1075.87㎡）の申請があった。（環境政策課） ■都市農地の貸借の円滑化に関する法律による農地の貸借：1件（農業委員会） 	A
	農地の保全に関する先進事例を調査・研究し、農地の保全・活用方策を検討する。	都市農地を有する自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会にて、都市農地の保全・活用の調査・研究を推進する。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」成立後の具体的な方策について検討していく。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■都市農地保全自治体フォーラムの開催 （新型コロナウイルス感染拡大防止により中止） ■都市農地の貸借の円滑化に関する法律による農地の貸借 貸借件数：1件 	B
	農業者と一般市民とが顔の見える関係を大切にしながら、市民と農業者の連携による援農、交流を活性化する。	体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深める。また、平成29年度から本実施となった援農ボランティア事業を活用し、担い手不足等の課題を解決していくとともに市民と農業者の連携、交流を図っていく。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■体験農園 農園数：2農園 区画数：90区画 面積：4,489.46㎡ ■援農ボランティア事業 参加者数：11人 認定者数：7人 ■道草市 開催：2回 	A
	営農の難しい農地を市民農園や体験型市民農園として存続に取り組む。	引続き農園事業に取り組む。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」が成立し、生産緑地の貸借が可能となれば、生産緑地においても市民農園の開設が可能となるため積極的に営農困難な農地を農園事業として活用していく。	経済課	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■市民農園 農園数：4農園 区画数：164区画 面積：3,070.37㎡ ■内容：市民が農作業を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わうなど余暇生活の実現に貢献した。 	A
	農業や化学肥料の使用を抑えた環境保全型農業事業を促進する。	東京都エコ農産物認証制度を利用し、減農薬と減化学肥料に取り組む。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都エコ農産物認証制度 新型コロナウイルス感染拡大防止により支部別座談会を中止したことから、事業説明ができなかった。 	C
2-3-2 農作物や園芸植物の在来品種を保全する	生物多様性と文化多様性の保全の観点から極めて重要な農作物や園芸植物の在来品種の保存に取り組む。	農業祭や料理教室等のイベントを通じ江戸東京野菜のPRを行う。また、江戸東京野菜生産農家と市内飲食店を結びつけ、飲食店において使用できる環境整備を行う。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■農業祭での江戸東京野菜のPR展示 （新型コロナウイルス感染拡大防止により中止） 	C

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
2-3-3 食糧の自給と安全性を確保する	農家・大学・市民団体が連携し、地場産の農作物と食文化や地域行事との関わりを伝承していく。	農家・大学・市民団体が共に取り組めるイベント等を模索する。	経済課 農業委員会	継続	■農業祭 （新型コロナウイルス感染拡大防止により事業を中止） ■道草市 開催：2回	B
	小金井市の食料自給率を高める役割に加えて、農産物の流通による環境負荷の低減に寄与するため、地場野菜の利用・流通支援等により野菜等の農作物の地産地消を促進させ、農地の保全・維持と地域の食文化の保全を推進する。	一日生活教室を通じ、地場野菜を使った料理講習会を引き続き実施していく。また、学校給食の地場野菜の導入率を高めるため、栄養士と農家の打合せ等の調整について協力する。	経済課 農業委員会	継続	■料理講習会 開催回数：0回 参加人数：0人 （新型コロナウイルス感染拡大防止から事業を中止） ■給食会議 開催回数：2回 ■庭先販売所マップ 市報掲載：7/1号	B

3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する

小金井市の自然環境の第一の特徴は、野川、玉川上水などの豊かな生態系や景観を形成する水辺環境です。中でも野川は、水のきれいさと親水性を考慮した河川整備により、市民の憩いの場所であるとともに市民の環境保全活動の拠点になっています。

一方、都市化の進展は、水の循環に大きな影響を与えています。例えば、湧水を源流とする川になった野川は、雨が少ないと瀬切れが発生することがあり、流量の減少は大きな課題となっています。また、一定量以上の降雨時には、下水道からの越流水が野川に排水されるため、水質に悪影響を及ぼすという問題が残されています。

今後も、引き続き地下水・湧水・河川のモニタリングを継続するとともに、市民等の地下水に関する関心や理解をさらに深めていきます。また、市民・事業者等とともに水辺のあり方や水利用のあるべき姿を考え、水循環の回復・実現に向けて連携を強化して、協働による取組を進めていきます。

【令和2年度の実績と今後の取組】

定期的な地下水・湧水の水質モニタリングを継続して行い、ほぼ例年通りの結果を得ました。地下水位測定については、令和元年度から市内11か所の地下水位測定を開始し、令和2年度も引き続き実施しました。また、令和2年度で計画期間の満了を迎える地下水及び湧水の保全・利用に係る計画にかわる新たな計画を策定しました。

この新たな計画に沿って、今後も地下水・湧水の現状把握に努め、水循環の回復・実現に向けて取り組んでいきます。

3-1 地下水・湧水に関する現況把握

- ・定期的な地下水・湧水の水質モニタリングを継続していきます。
- ・市民・大学等の研究機関との連携を強め、定期的・継続的なモニタリング体制を充実していきます。
- ・地下水・湧水についての情報を収集・整理し、情報提供していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-1-1 地下水・湧水の現況を把握する	地下水水質の定期的な調査・監視をする。	定点での定期的な水質の検査をする。	環境政策課	継続	13か所、年4回7月、9月、11月、2月に実施した。（調査結果は44ページに掲載）	A
	定期的な湧水調査をする。	3か所の湧水調査を行っている。	環境政策課	継続	4か所、年2回6月、12月に実施した。（調査結果は45ページに掲載）	A
	定期的・継続的なモニタリングを可能にするため市民・研究機関等との連携など必要な仕組みを整える。	環境市民会議や東京都土木技術センターの井戸・湧水調査と連携・協力を行う。	環境政策課	継続	市内11か所の地下水水位測定を12回行った。（調査結果は45ページに掲載）	A
3-1-2 地下水・湧水についての情報を蓄積し、提供する	地下水・湧水についての情報収集・整理・分析を行い、調査データを蓄積してホームページ等で情報発信する。	井戸14地点湧水1地点の水質測定を年4回行い、地下水保全会議等を通して結果を分析している。	環境政策課	継続	井戸13か所年4回、湧水4か所年2回の水質測定を実施した。また、地下水保全会議（年3回7月、11月、3月実施）では、水収支の分析を行った。（調査結果は44、45ページに掲載）	A

3-2 地下水・湧水の保全

- 地下水・湧水を保全するため、さらなる雨水浸透ます等の設置の促進や、道路の雨水浸透性舗装の採用等の取組を推進していきます。
- 雨水貯留施設（雨水タンク）設置等の市民・地域の取組の支援を継続していきます。
- 地下構造物の建設によって、地下水の流れに影響が出ないように、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、工事等による地下水への影響をチェックしていきます。
- 定期的な地下水の水質モニタリングにより、地下水質に影響のおそれのある事業活動等に対する監視・規制や指導を徹底していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-2-1 地下水水位を確保する	地下水・湧水を保全するため、雨水浸透施設等設置を促進する。	市民に設置に係る支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の建築物を既存建物とし、助成金を交付する。	下水道課	継続	市民に設置に係る支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の建築物を既存建物とし、助成金を交付した。申請件数3件・浸透ます8個	B
	地下水・湧水を保全するため道路の雨水浸透性舗装の採用を推進する。	歩道舗装を透水性舗装にすることで、道路雨水の浸透を促進する。	道路管理課	継続	市道1号線に透水性アスファルト50㎡を舗装した。都市計画道路の整備の際に透水性LB374㎡を舗装した。	A
	雨水タンク設置を支援し、促進する。	雨水貯留施設設置費補助制度の広報に努め、設置率の向上を図る。	環境政策課	継続	引き続きホームページに掲載し、市報で情報提供を行った。8件 158,360円	A
3-2-2 地下水脈の分断を防止する	地下構造物の建設によって、地下水の流れに影響が出ないように、地下水及び湧水を保全する条例に基づく地下水影響工事に係る書類を提出させ、工事等による地下水への影響をチェックしていく。	開発事業等による地下水への影響について、ボーリング調査データ等から状況を把握するとともに、提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行うなどして影響の未然防止に努める。	環境政策課	継続	地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者によるボーリング調査データ、杭状図などの資料の提出を依頼し、提出を受けた書類を元に地下水保全会議に意見を伺った。また、必要に応じて地下水影響工事の届出の提出を依頼している。（令和2年度0件）	A
3-2-3 地下水質を保全する	定期的な地下水の水質モニタリングにより、地下水質に影響のおそれのある事業活動に対する監視・規制や指導を徹底していく。	井戸14地点湧水1地点の水質を年4回測定することによって水質監視を継続するとともに、開発工事事業者・市民等に地下水保全条例の周知を継続する。	環境政策課	継続	水質測定を井戸13か所は、年4回7月、9月、11月、2月に、湧水4か所は、年2回6月、12月に実施した。また、開発における工事には、小金井市の地下水及び湧水を保全する条例を周知した。（調査結果は44、45ページに掲載）	A

3-3 河川環境の保全

- ・市民・行政・専門家等が協働し、都や流域自治体などへも働きかけながら、野川をはじめとする河川において、流量を安定的に確保する取組を推進していきます。
- ・生活排水の流入がなくなり、改善された野川の水質を今後も良好な状態のまま保ちます。
- ・一定以上の降雨時における下水越流水の河川流入による水質汚濁の防止に努めます。
- ・研究機関や市民団体と協働で、流量減少による生物への影響把握や保全・回復に向けた検討を進めます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-3-1 河川流量の安定的な確保に向けて協働する	市民・行政・専門家等が協働し、都や流域自治体などへも働きかけながら、野川をはじめとする河川において、流量を安定的に確保する取組を推進する。また、雨水浸透や雨水貯留による節水等の取組を促進させる。	雨水や用水の導入等、河川流量を増やす方策を検討する。助成金や設置費補助制度により雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を促進する。	環境政策課 下水道課	継続	■雨水貯留施設 8件 158,360円 (環境政策課) 雨水浸透ますについて、昭和63年8月以前の既存建築物に設置する場合、助成金を交付した。 申請件数3件・浸透ます8箇 (下水道課)	B
3-3-2 河川水質を良好に保つ	生活排水の流入がなくなり、改善された野川の水質を今後も良好な状態のまま保つ。	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	継続	6月と11月に野川の水質調査を実施した。(調査結果は43ページに掲載)	B
	一定以上の降雨時における下水越流水の河川流入による水質汚濁の防止に努める。	道路上に雨水浸透ますを設置することにより、下水管きよへの雨水流入を抑制していく。	下水道課	継続	浸透ます設置38箇所	A
	研究機関や市民団体と協働で、流量減少による生物への影響把握や保全・回復に向けた検討を進める。	関係する近隣市や関係機関と協力して、河川等の再生に取り組む。	環境政策課	継続	野川流域連絡会、野川流域環境保全協議会、多摩川流域協議会などを通じて、近隣市や関係機関と連携して取り組んだ。	A

3-4 地下水・湧水生態系の保全

- ・崖線からの湧水量を確保するために重要な働きをしている、崖線緑地を保全していきます。
- ・年間を通じて安定的な水温を保ち、独特な生きものが生息する湧水生態系を、崖線緑地等と一体的に保全していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-4-1 崖線緑地を保全する	崖線からの湧水量を確保するために重要な働きをしている、崖線緑地を保全する。	国分寺崖線の緑が面的に維持・確保されるよう努めるとともに、湧水にいたる地下水の流れが妨げられないよう地下水保全条例を運用する。	環境政策課	継続	国分寺崖線の緑地について、保全緑地制度を活用して環境緑地(40,620.16㎡)、公共緑地(4,150.76㎡)の保全に努めた。	A
3-4-2 崖線緑地に育まれた湧水生態系を保全する	年間を通じて安定的な水温を保ち、独特な生きものが生息する湧水生態系を、崖線緑地等と一体的に保全する。	生物多様性の確保に重要な湧水生態系の生きもの調査を、団体との連携や市民参加で継続する。	環境政策課	継続	4か所、年2回6月、12月に実施した。(調査結果は47ページに掲載)	A

3-5 水の循環的利用

- ・家庭（日常生活）や事業所活動における節水の重要性を啓発し、節水行動を促進します。
- ・公共施設や大規模施設での中水利用を検討します。
- ・雨水を貯留し、散水などへの利用を実践していきます。

- ・災害時利用のための井戸の管理を徹底していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-5-1 節水を推進する	日常生活や事業活動における節水の重要性を啓発し、節水行動を促進する。	環境行動指針の啓発などを通じ節水意識の向上と実践に努める。	環境政策課	継続	希望する市民に環境行動指針を配布すると共に、全職員に環境マネジメントシステムハンドブックを配布し、節水を呼び掛けた。	A
3-5-2 用途に応じた合理的な水利用を推進する	公共施設や大規模施設での中水利用を検討する。	新設する公共施設の建設計画にあたっては、できる限り中水利用施設の設置を計画する。	関係各課	継続	新設する公共施設の該当がなかったため、設置及び計画実施なし。	C
	雨水を貯留し、散水などへの利用を実践する。	雨水貯留施設設置費補助制度により、設置率の向上に努める。	環境政策課	継続	補助金により雨水貯留施設の設置を推進した。8件 158,360円	A
3-5-3 地下水の適正利用に向けた環境を整える	災害時利用のための井戸の管理を徹底する。	防災井戸や災害用井戸を適正に管理する。	地域安全課	継続	防災井戸は年1回（2月）の保守点検及び水質検査を実施、災害用井戸（38件）は年1回（1月）水質検査を実施した。2箇所では採水不可、9箇所では飲用として適さないとの結果があったため、10箇所は経過観察、1箇所は協定解除することとした。	A

3-6 市民等の啓発と連携

- ・地下水や湧水の保全には、市民の参加・協働が不可欠であるため、地下水や湧水に関してわかりやすい形で情報提供を行っていきます。
- ・市民等が参加するモニタリング、学習会、環境保全活動を行い、地下水・湧水・河川への関心や理解を高め、環境保全活動を発展させていきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-6-1 情報収集や環境保全活動を連携して推進する	地下水や湧水に関する情報を市民に提供する。	地下水・湧水についての情報収集・整理・分析を行い、調査データをホームページ等で情報発信する。	環境政策課	継続	井戸13か所年4回、湧水4か所年2回の水質測定を実施した。また、環境報告書で結果を公開した。（調査結果は44、45ページに掲載）	A
	市民等が参加するモニタリング、学習会、環境保全活動を行い、地下水・湧水・河川への関心や理解を高め、環境保全活動を発展させる。	環境市民会議による地下水・湧水のモニタリングや環境講座を支援する。	環境政策課	継続	環境市民会議での地下水位測定は平成29年度をもって終了したため、市が実施することとなった。市内11か所の地下水位測定を12回行った。（調査結果は45ページに掲載）	A

4. 自然環境を一体的に保全する

現状、小金井市の自然環境は、東西には玉川上水と五日市街道沿い、また国分寺崖線と野川沿いに、水辺と緑が一体となって帯状につながっています。しかし、南北には水辺と緑のつながりはなく、かつてあった湧水や用水とその周辺の緑も、次第に減少しています。

崖線・緑・湧水の一体的な保全、大規模公園・緑地・大学などの緑・住宅地の緑のネットワーク化などを実現することは、市民にとっては良好な自然を享受できる生活環境を形成することであり、そこに住む生きものにとっては生物多様性の維持にもつながります。

また、東京都の「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を踏まえて、生物多様性保全計画の立案等に係る取組についても検討していきます。

【令和2年度の実績と今後の取組】

現存する緑の適切な維持管理や湧水の生きもの調査などが継続的に実施され、市民への

意識啓発などに一定寄与しました。

今後は、多様な生物と共生できる自然環境の保全・回復・再生活動の理解を深める啓発活動を推進していきます。

4-1 自然環境の保全

- ・水とみどりのネットワーク形成に努めます。
- ・湧水等の再生とともに、大規模公園・緑地・大学の緑や住宅地の緑をつなげ、水と緑を一体的に回復・創造していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
4-1-1 水と緑の連続性を確保する	大規模公園・緑地・大学の緑や住宅地の緑をつなげ、また、湧水等を再生させて、緑と水を一体的に回復・創造していく。	つながりが弱い南北の水とみどりのネットワーク形成のあり方等を検討し、水とみどりのネットワーク形成に努める。	環境政策課	継続	民有地の樹木及びびげ垣について、それぞれ新たに保存樹木に指定（4本）及びびげ垣の造成（2件・28m）の助成をし、みどりのネットワーク形成を推進した。	A

4-2 生物の多様性の保全

- ・ボランティア等の活動を推進し、学校花壇や農園、ビオトープ等の生物の生息空間の適正な維持管理に努めます。
- ・野川の自然再生に継続して取り組みます。
- ・湧水地の生きもの調査を団体や市民参加で継続し、調査結果を施策や環境教育に生かします。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
4-2-1 生息空間を保全・創出する	ボランティア等の活動を推進し、学校花壇や農園、ビオトープ等の生物の生息空間の適正な維持管理に努める。	学校花壇や農園、ビオトープ等の適正な維持管理に努める。	指導室	継続	学校花壇や農園、ビオトープ等の適正な維持管理に努めた。	A
	野川の自然再生に継続して取り組む。	野川調節池の自然再生の取組を充実していく。	環境政策課	継続	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会を通じて、関係機関等と連携した。	A
4-2-2 動植物を保護する	湧水地の生きもの調査を団体や市民参加で継続し、調査結果を施策や環境教育に生かす。	湧水地の生きもの調査を継続する。	環境政策課	継続	4か所、年2回6月、12月に実施した。（調査結果は47ページに掲載）	A

4-3 人と自然とのふれあいの確保

- ・水とみどりのネットワークに沿って、遊歩道などの整備を検討します。
- ・市民・団体・事業者・大学等の教育機関・市が協働して、市内の自然にふれあえる環境学習プログラムやイベントを開催していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
4-3-1 水や緑に親しめる遊歩道を整備する	水とみどりのネットワークに沿って、遊歩道などの整備を検討する。	廃減水路等を利用して、遊歩道・緑道などの整備が可能か検討する。	道路管理課	継続	遊歩道整備計画に基づき、整備可能な遊歩道は完了している。	A
4-3-2 自然にふれあう機会をつくる	市民・団体・事業者・大学等の教育機関・市が協働して、市内の自然にふれあえる環境学習プログラムやイベントを開催していく。	市民向けの環境ワークショップ等を企画し、実施する。	環境政策課	継続	環境講座（2回）を開催した。	B

5. 公害を未然に防止する

小金井市では、目立った公害は発生していませんが、住宅地で騒音や悪臭の苦情が発生するなどの生活型公害は少なくありません。

加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際に起こった原子力発電所の事故による放射性物質の拡散は、これまでの公害とは異なった形で市民に不安を与えてきています。

引き続き公害を未然に防止するため、市民みんなが身近な環境に配慮するとともに、行政や事業者等がそれぞれ監視・測定や規制・指導・発生抑制などの必要な措置をとるよう努めます。さらに、公害が発生した場合には、その影響を最小限に抑えるため、迅速で的確な措置がとれる体制を充実していきます。

また、化学物質対策におけるリスクコミュニケーションの促進やヒートアイランド対策を推進していきます。

【令和2年度の実績と今後の取組】

自家用車の利用から公共交通への交通手段の転換を促進するため、CoCo バスでのICカード導入の準備や効果的・効率的なルート案の検討を行いました。また、化学物質の適正管理、生活型公害への対応、放射能測定などが継続して行われ、公害の未然防止や、市民の生活環境の保全に寄与しました。

今後は、更なる公害対策の充実を図るとともに、生活や経済活動を行う上で発生が避けられない騒音などについては、住民が互いの価値観を尊重しながらルールなどを話し合うことで解決し、安全・安心で健康に暮らせる環境を実現できるよう努めていきます。

5-1 公害対策

- ・工場・指定作業場に対する排出抑制のための設備改善・設置への助成を継続します。
- ・自家用車利用から公共交通の利用や徒歩・自転車への交通手段の転換を推進します。
- ・公用車等に低公害車の導入を促進します。
- ・工場・事業所の排水について、監視・指導を行います。
- ・道路上に雨水浸透ますを設置することにより、下水管きよへの雨水流入を抑制していきます。
- ・土壌・地下水汚染対策について、事業所等に啓発していきます。
- ・汚染の未然防止に向けて、事業者による化学物質の適正管理や、除草剤等の適正使用を

第3章 基本計画の取組の進捗状況

指導していきます。

- ・生活型公害に関する苦情処理・相談機能を充実していきます。
- ・放射能問題などの新たな公害問題について現状把握に努めます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
5-1-1 大気汚染対策を推進する	市内事業者等を対象として、地球温暖化対策や公害防止対策等に必要設備導入を推進する。	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により、特別設備資金のあっせんを行い、特定金融機関から融資を受けた際の利子及び保証料の一部を補助する。	経済課	継続	■特別設備資金のあっせん申込み1件 審査の結果、融資実行に至らなかった。	B
	自家用車利用から公共交通や徒歩・自転車への転換促進をする。	CoCoバスの運行及び自転車利用により自家用車の運転を抑制する。 CoCoバスの運行ルートの見直しを含めた総合的な検証を行う。	交通対策課	継続	CoCoバス利用促進に向け、ICカード導入の準備を進めた。 CoCoバス再編事業は、運行ルート案について本格的な協議を重ね、基本方針に沿って効果的・効率的なルート案の検討を行った。	B
	公用車等に低公害車の導入を促進する。	公用車の買い換えの際は、グリーン購入ガイドラインに基づき環境負荷の少ない車両を導入する。	環境政策課	継続	小金井市グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインに基づき、購入する際は選定を行った。	A
	自転車駐車場の整備・駐輪台数の確保を推進する。	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課	継続	令和元年度に新設された武蔵小金井駅南側の民設民営自転車駐車場の一部が自動車用駐車場に変更されたことから、自転車収容台数が87台減となったが整備計画上の目標値は維持している。	A
	アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いをする。	2,000㎡以下の届出受付を行う。	環境政策課	継続	法律に基づく届出：2件 都条例に基づく届出：2件 市条例に基づく届出：21件	A
5-1-2 水質汚濁対策を推進する	工場・事業所への排水規制をする。	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課	継続	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施した。	A
5-1-3 土壌・地下水汚染対策を推進する	土壌・地下水汚染対策について、事業所等に啓発する。	ホームページによる情報提供を行う。	環境政策課	継続	ホームページ等による情報提供を行った。	A
	汚染の未然防止に向けて、事業者による化学物質の適正管理や、除草剤等の適正使用を指導する。	広報を通じて、除草剤の適正使用を周知する。	環境政策課	継続	ホームページ等において、化学物質や除草剤の適正使用について情報提供を行った。	A
	化学物質の適正管理を促進する。	化学物質取扱い事業所から使用量報告をもらう。	環境政策課	継続	都条例報告実績：12件 市条例報告実績：5件	A
	低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	経済課 農業委員会	継続	■残留農薬検査 件数：0件（申請なし）	B
5-1-4 その他の生活環境への影響を防止する	地区計画制度、建築協定によるまちづくりを推進する。	まちづくり条例により、地区計画制度、建築協定の作成手続き等の支援を行う。	まちづくり推進課	継続	支援団体：0団体（申請なし）	B
	生活型公害に関する苦情処理・相談機能を充実する。	国・都等の研修制度を利用し、苦情処理・相談に対する対応方法等の向上を図る。	環境政策課	継続	国、東京都及び東京都環境・公害事務連絡協議会主催の研修等に必要に応じて参加した。	A
	放射能問題などの新たな公害問題について現状把握に努めるとともに学校給食等の安全性を確保する。	空間放射線量の測定及び給食食材放射性物質の測定結果をホームページ等により情報提供する。 また、希望する市民に対し、食品の放射能測定を、市民協働で実施する。	環境政策課 経済課 地域安全課	継続	空間放射線量測定を市内25か所で行った。 （環境政策課） 測定件数73件（一般市民） （令和2年4月17日～令和2年7月2日まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため測定を中止。） （経済課） 給食食材放射性物質の測定（小中学校264件、保育園335件）を実施し、結果を市ホームページにより公表した。 （地域安全課） （調査結果は48ページに掲載）	B

5-2 有害化学物質対策

- ・公共施設のシックハウス状況を測定し、改善します。
- ・市民・事業者に対して化学物質の適正な使用・管理・廃棄を指導します。

- ・P R T R制度や都の環境確保条例に基づく情報を提供します。
- ・化学物質に関するデータベースを活用し、市民等への情報提供に努めます。
- ・化学物質の環境リスク情報を提供していきます。
- ・市民や事業者とのコミュニケーションのさらなる促進を図ります。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
5-2-1 化学物質を適正管理する	教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定・改善をする。	公共施設における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	学務課 保育課	継続	現在のところ、特に基準値以上の値は検出されていないが、引き続き検査は随時行っていくたい。 (学務課) 購入の際、シックハウスの原因となる「ホルムアルデヒド」をはじめとした有害物質をまったく使用していないか、F☆☆☆☆等級の資材を使用した商品を選定した。 (保育課)	A
	市民・事業者に対して化学物質の適正な使用・管理・廃棄を指導する。	化学物質取扱い事業所から使用量報告をもらう。	環境政策課	継続	都条例報告実績：12件 市条例報告実績：5件	A
	P R T R制度や環境確保条例に基づく情報提供をする。	ホームページによる情報提供をする。	環境政策課	継続	ホームページによる情報提供を行った。	A
	化学物質に関するデータベースの整備・活用を行い、市民等への情報提供をする。	化学物質に関する情報をホームページ等により提供をする。	環境政策課	継続	化学物質に関する情報をホームページにより提供した。	A
5-2-2 リスクコミュニケーションを促進する	化学物質の環境リスク情報の公開をする。	環境リスクに関する情報をホームページ等により提供をする。	環境政策課	継続	環境リスクに関する情報をホームページにより提供した。	A
	市民や事業者とのコミュニケーションの更なる充実を図る。	環境リスクに関する情報を市民・事業者と共有する。	環境政策課	継続	ホームページや設置チラシによる情報提供、また、窓口対応時における情報交換等を行った。	A

5-3 ヒートアイランド対策

- ・建物敷地・道路・建築物における緑化を促進します。
- ・道路等の人工地盤における雨水浸透性や保水性の向上を図ります。
- ・省エネルギー性能の優れた建築物の普及促進により、人工排熱の低減を図ります。
- ・緑のカーテンを普及促進します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
5-3-1 建物敷地・道路・建築物のコンクリート面やアスファルト舗装を見直す	建物敷地・道路・建築物における緑化を促進する。	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課 道路管理課	継続	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を行った。 (庶務課)	A
	道路等の人工地盤における雨水浸透性や保水性の向上を図る。	歩道の透水性舗装を促進する。 雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進し、打ち水の取組を奨励する。	道路管理課 環境政策課	継続	市道1号線に透水性アスファルト50㎡を舗装した。 都市計画道路の整備の際に透水性LB374㎡を舗装した。 (道路管理課) 雨水貯留施設8件に補助を行った。 (環境政策課)	A
	省エネルギー性能の優れた建築物の普及促進により、人工排熱の低減を図る。	公共施設等においてエクセルギーを有効に活用する。	環境政策課	継続	公共施設の新築や改修においては、極力、省エネルギー性能の高いものになるよう呼びかけている。	A
5-3-2 緑の保全・壁面緑化等を普及促進する	緑のカーテンを普及促進する。	公共施設を対象に屋上緑化・壁面緑化を推進する。	庶務課 環境政策課	継続	環境楽習館で緑のカーテンを行った。 (環境政策課)	B

6. 小金井らしい景観をつくる

「小金井らしい景観」について、多くの人の合意した共通理解はありません。環境要素として価値のある水と緑が一体となった景観や文化遺産を含め、「小金井らしい景観」とは何かについて市民とともに考え、共通認識を形成することが必要です。多くの市民が小金井らしさを感じる国分寺崖線や農地、屋敷林などの緑、自然とのつながりの中で形成されてきた有形・無形の文化遺産の保全に努めます。

【令和2年度の実績と今後の取組】

不法投棄や農地のパトロール、ごみ出しや屋外広告のマナー啓発等のまちなみを美しく保つための取組を継続して行い、景観の確保に寄与したほか、文化財センター通信（無償頒布）及び文化財ブックレット（有償頒布）を発刊し地域の文化遺産の市民周知を図りました。

今後も引き続き、現状の取組を継続しながら、自然資源、歴史的・文化的資源を保全・活用し、周辺との調和が図られた「小金井らしさ」の残るまちづくりに努めていきます。

6-1 小金井らしい景観の確保

- ・国分寺崖線や農地、屋敷林などを保全・活用していきます。
- ・指定開発事業においては、環境配慮指針に基づき小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていきます。
- ・ポイ捨ての防止などの普及啓発活動を促進させ、環境美化活動を継続します。
- ・ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続します。
- ・屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続します。
- ・アダプトプログラムを推進します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
6-1-1 小金井らしい景観を保全する	国分寺崖線や農地、屋敷林などを保全し、活用していく。	環境保全緑地や保存樹木の指定等を行い、緑地の保全を図る。	環境政策課 農業委員会	継続	生産緑地は減少したものの、環境保全緑地については、下記の内容を指定した。 環境緑地：47,795.21㎡ 公共緑地：4,150.76㎡ 保存樹木：824本 保存生垣：4,173.60m （環境政策課） ■農地利用状況調査 期間：8月～10月 （別途随時見回り） （農業委員会）	B
	指定開発事業においては、環境配慮指針に基づき小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていく。	指定開発事業にあたっては、事業者が環境配慮指針に適合するような計画にするよう指導の徹底を図る。	まちづくり推進課 環境政策課	継続	指定開発事業において環境配慮指針に基づく宅地内緑化実施件数：6件 （まちづくり推進課・環境政策課）	A

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
6-1-2 まちなみを美しく保つ	ポイ捨ての防止などの普及啓発活動を促進させ、環境美化活動を継続する。	定期的なパトロールの実施及び不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。	ごみ対策課	継続	不法投棄が多い箇所へのパトロール実施。市民への各種啓発看板の配布を実施。路上禁煙地区については、清掃活動の実施及び路面標示を設置。	A
	ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。	市報・市ホームページ・アプリ等広報媒体を活用した周知を行い、ごみ出しマナーの向上に努める。	ごみ対策課	継続	カレンダー、市報、市ホームページ、チラシ、アプリ及びツイッターを活用してマナー向上の啓発を実施したほか、排出マナーの悪い事業所等への直接指導を実施。また、外国語（ベトナム語）のごみ分別チラシを新たに作成した。	A
	屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。	パンフレットを作成し配布する。	道路管理課	継続	違反処理による除却枚数：はり紙397枚、はり札等72枚、広告旗6枚、立看板等12枚	A
	アダプトプログラムを推進する。	アダプトプログラムによる環境美化サポーター制度の活用促進や、新たなプログラムの開発を推進する。	企画政策課 環境政策課 道路管理課 ごみ対策課	継続	関係課へ情報提供をしている。 （企画政策課） 環境美化サポーターとして新たに2団体と協定を結び、公園の環境美化を協働により取り組んだ。 （環境政策課） 団体及び個人により市道等の清掃が行われている。会員数は402名。市民との協働による環境美化活動を推進したい。 （道路管理課）	A

6-2 文化遺産の保全

- ・現地視察などを通じて、文化遺産とふれあい、親しむ機会を提供していきます。
- ・玉川上水・五日市街道等の歴史的風致や浴恩館等の史跡の活用に向けて情報提供を行います。
- ・水田・用水路復活としての自然再生事業を支援します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
6-2-1 文化遺産を保全・継承する	現地見学などを通じて、文化財とふれあい、情報や親しむ機会を提供する。	文化財センターでの展示、各種講座、文化財・史跡めぐりをテーマとしたまち歩き等を実施する。	生涯学習課	継続	文化財センター通信（無償頒布）及び文化財ブックレット（有償頒布）を発刊したことにより地域の文化遺産の市民周知を図った。 企画展、文化財講演会、地域史講座、史跡めぐりは、新型コロナウイルスの感染拡大拡大防止のため開催中止。	B
	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	緑地保全については関係課と相互の調整を図る。 法に基づく適正な農地の肥培管理を促す。 制度を活用した保全を図る。 農地・屋敷林等について、所有者と保全に向けた調整を図る。	経済課 農業委員会 環境政策課	継続	■農地利用状況調査 期間：8月～10月 （別途随時見回り） （農業委員会） みどりの基本計画の改定に伴い、庁内の推進本部を立ち上げ、今後の緑地保全の取組について検討した。 （環境政策課）	B
6-2-2 文化遺産をまちづくりに生かす	玉川上水や浴恩館等の史跡の保全・活用に向けて情報提供や親しむ機会を作る。	文化財センターで文化財等の企画展を開催することや文化財めぐりで現地を見てもらう。	生涯学習課	継続	玉川上水・小金井桜整備活用計画の説明を付したパンフレット「名勝小金井（サクラ）」を作成、さらに市報特集号に事業成果を掲載することにより、事業及び名勝小金井（サクラ）の市民周知を図った。	B
	水田・用水路復活としての自然再生事業を支援する。	野川自然協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課	継続	野川調節池での自然再生事業に係る活動支援施設への支援を行った。	A

7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる

ごみの処理・処分は、地域環境・地球環境に負荷が生じる一方で、事務事業におけるコスト増加につながります。

ごみ減量をさらに進めるためには、市民・事業者・行政の連携を強化するとともに、ごみを出さないライフスタイルを推進し、発生抑制を最優先とした3Rの取組を実践することが重要です。そして、使えるものは何度でも使うリユースと、分別を徹底し、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに努めることが重要です。

【令和2年度の実績と今後の取組】

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進」を優先的に実施することとしています。

日野市内にある浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が令和2年4月から本格稼働しました。燃やすごみの処理に一定の目途がついたこの令和2年度を一つの区切りと考え、「ごみ非常事態宣言」に変わる新たなスローガン「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』～ごみを出さないライフスタイルへ～」を設定しました。

本市は、市民の方々のご協力により、人口10万人以上50万人未満の市町村において、1人1日当たりのごみ排出量が最も少なく、リサイクル率も第2位という高い数値を維持しておりますが（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和元年度）について」より）、施設周辺住民をはじめとした関係者の負担を軽減するため、今後も引き続き3Rを推進し、更なるごみの減量に取り組みます。

7-1 ごみを出さない

- ・簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、レジ袋の削減等を奨励します。
- ・分別等の指導により、ごみの減量及び資源化を促進させます。
- ・ごみを出さないライフスタイルを普及啓発していきます。
- ・ごみを出さないこと（発生抑制）を最優先とし、リユース、リサイクルを意識した行動を実践することができるように、啓発活動を強化します。
- ・ごみをテーマとした環境学習の場を提供していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-1-1 ごみになるものはもらわない・買わない	簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、レジ袋の削減等を奨励する。	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、ごみになるものはもらわない・買わない取組やリサイクル推進協力店認定制度の周知を図る。	ごみ対策課	継続	令和2年度末現在16店舗認定。ごみリサイクルカレンダー、市報ごみ減量・リサイクル特集号及び市ホームページで、リサイクル推進協力店の情報を掲載。	A
	分別等の指導により、ごみの減量及び資源化を促進させる。	事業所の排出状況調査及び分別等の指導を行う。	ごみ対策課	継続	事業所へのごみ減量と資源化について指導を継続する。新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業所実地調査を実施することができなかった。	B
	マイバック持参を奨励する。	消費生活展等において、引き続き、啓発用グッズを配布し、マイバック持参を奨励する。	経済課	継続	消費生活展及び消費者ルームまつりは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。出前講座にて啓発グッズ、エコバックを配布。	B

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-1-2 ライフスタイルを変える	ごみを出さないライフスタイルの普及啓発をする。	市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、ごみを出さないライフスタイルを推進する。	ごみ対策課	継続	市報特集号（年4回）、市ホームページ、ごみ減量アプリ等広報媒体により、3Rのうちリデュース（発生抑制）を最優先に考え、取り組んでいただくために普及啓発活動を行った。	B
	ごみを出さないこと（発生抑制）を最優先とし、リユース、リサイクルを意識した行動を実践することができるよう、啓発活動を強化する。	市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）を推進する。	ごみ対策課	継続	市報ごみ減量・リサイクル特集号及び市ホームページで情報を提供。	A
	ごみをテーマとした環境学習の場を提供する。	小・中学校や町会・自治会・子供会等へ市職員を講師として派遣する出張講座を実施する。	ごみ対策課	継続	出張講座（3回）等で啓発活動を実施。	B

7-2 資源循環の推進

- ・リユース（再使用）に取り組むための情報を提供していきます。
- ・ごみの分別の徹底を図ります。
- ・販売事業者に対してトレイ等の自主回収・処理を継続的に働きかけていきます。
- ・品目別のリサイクルのルート構築に取り組みます。
- ・市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を引き続き検討します。
- ・グリーン購入を周知し、普及啓発を進めます。
- ・市の事務事業では、グリーン購入に率先して取り組みます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-2-1 リユースを促進する	リユース（再使用）に取り組むための情報を提供する。	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、リユース施策等の情報を提供する。 また、家庭で使わなくなった物を譲りたい方、譲ってほしい方に利用してもらうため、不用品交換コーナーの活用を市報等で周知する。	ごみ対策課 経済課	継続	市報ごみ減量・リサイクル特集号及び市ホームページで情報を掲載。（ごみ対策課） リサイクルバザー、おもちゃの病院、食器リユースについてはいづれも新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった。 不用品交換コーナー〈常設〉登録件数56件（経済課）	B
	市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を引き続き検討する。	消費者団体の取組みを支援し、再利用・再資源・省資源化を推進する。	経済課	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため食器リユースは実施しなかったため回収量は0kg	C
	環境学習関連資料を提供する。	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室	継続	環境教育に資する資料を学校に提供した。	A
7-2-2 分別排出・回収の取組を強化する	ごみの分別の徹底を図る。	清掃指導員による分別指導を強化する。	ごみ対策課	継続	市民からの要望等があった際に随時清掃指導員を派遣し、分別相談及び指導を行った。	A
	販売事業者に対してトレイ等の自主回収を継続的に働きかける。	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大に向けて、事業所への働きかけを行う。	ごみ対策課	継続	広報媒体により自主回収をPRした。	B
	品目別のリサイクルのルート構築に取り組む。	効率的な資源化ルート構築し有効利用先を確保する。	ごみ対策課	継続	適切で効果的な資源化ルートを確認し資源化を行った。また関係機関との情報交換に努め、新たな資源化ルートについても随時調査、研究を実施している。	A
7-2-3 グリーン購入を推進する	グリーン購入を周知し、普及啓発を進める。	ホームページ等を活用し、市民・事業者等にグリーン購入についての普及啓発を図る。	環境政策課	継続	令和元年度グリーン購入実績とともにグリーン購入ガイドライン・基本方針をホームページに掲載し、普及啓発を図った。	A
	市の事務事業では、グリーン購入に率先して取り組む。	庁内のグリーン購入実績をホームページで公表し市の取組として報告する。	環境政策課	継続	令和元年度グリーン購入実績をホームページに新たに掲載した。	A

7-3 適正な処理

- ・ごみ収集車両等には、環境負荷の少ない車両の導入に努めます。
- ・一般廃棄物の減量や適正処理を徹底し、廃棄物処理による環境負荷を削減します。
- ・燃やすごみの共同処理を目指し、新可燃ごみ処理施設の整備を行います。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設のあり方を検討します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-3-1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す	ごみ収集車両等には、環境負荷の少ない車両の導入に努める。	ごみ収集車両の買い換えの際には、環境負荷の少ない車両を購入する。	ごみ対策課	継続	直営については導入実績無したが、委託は買い替えの際に導入している。	A
	一般廃棄物の減量や適正処理を徹底し、廃棄物処理による環境負荷を削減する。	収集された不燃系ごみの徹底した選別を行い、資源化処理を図る。	ごみ対策課 (中間処理場)	継続	令和2年度埋立処理量 0kg 令和2年度中間処理場施設資源化量 3,194,030kg	A
7-3-2 新たな処理施設のあり方を検討する	可燃ごみの共同処理に向けて、新可燃ごみ処理施設の整備を行う。	浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、小金井市）で実施する新可燃ごみ処理施設整備・運営事業が円滑に進むよう、構成市として与えられた責任を果たす。	ごみ対策課			
	不燃・粗大ごみ処理施設のあり方を検討する。	清掃関連施設整備基本計画に基づき、施設整備予定地周辺住民のご意見も伺い、施設整備事業に取り組む。	ごみ対策課	継続	二枚橋焼却場跡地に整備する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設については、設計業務を完了し、給水管敷設工事を含む、準備工事を行った。また、工事着工に先立ち、施設周辺住民及び全市民向けに工事説明会を開催した。中間処理場に整備する資源物処理施設については、令和3年度実施予定の制限付き一般競争入札に必要な発注仕様書及び事業者の選定のための選定基準の作成を進めた。	A

7-4 有機性資源の有効利用

- ・生ごみ減量化処理機器の普及を図ります。
- ・堆肥化施策による生ごみの資源化を推進します。
- ・枝木・雑草類・落ち葉等の有効利用を推進します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-4-1 生ごみの堆肥化利用を促進する	生ごみ減量化処理機器の普及を図る。	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を広く周知する。	ごみ対策課	継続	令和2年度実績 386件 (電動式367件、手動式5件、コンポスト14件)	A
	堆肥化施策による生ごみの資源化を推進する。	生ごみ堆肥化施策を推進し、有機性資源の有効利用を推進する。	ごみ対策課	継続	市立小中学校等に設置している生ごみ処理機、戸別回収及び拠点回収により生ごみ乾燥物を回収した(回収量40,778kg)。	A
7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する	学校樹木の剪定・枝葉資源化事業をする。	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	学務課 保育課	継続	チップマシーンにより各学校でチップ化している。また、チップ化できない太枝については、請負業者がリサイクルしている。 (学務課) 落葉等を腐葉土として、畑作りや花壇に使用した。 (保育課)	A
	公園・街路樹等の剪定を行い、枝葉を利用する。	剪定枝のチップ化を行い、緑のリサイクルに努める。また、街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等は自らリサイクル(チップ化等)に努めるように指示する。	環境政策課 道路管理課	継続	剪定枝のチップ化したものを、市の公園緑地の敷き均し材として使用。 (環境政策課) 再利用ができる施設に搬入するように指示した。 搬入量119.4 t (道路管理課)	A

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する	公園の枯葉を堆肥にして、農家に提供する。	緑のリサイクルをする。情報の共有化を図る。 ※東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が原子炉から大気中に放出されたため、落葉堆肥の生産・流通については国から自粛するよう通知がなされている。状況により事業を再開する。	環境政策課 農業委員会	継続	国からの落葉堆肥の生産・流通についての自粛要請に従い、事業は実施しなかった。緑のリサイクルについては情報共有を図った。 (環境政策課・農業委員会)	B
	枝木・雑草類・落ち葉の有効利用を図る。	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して周知に努め、可燃ごみの減量に繋がる枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図る。	ごみ対策課	継続	令和2年度回収量実績 1,597,420 kg	A

8. 地域から地球環境を保全する

地球温暖化対策は、世界各国が連携して推進するグローバルな環境保全活動も重要ですが、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から省エネルギー、再生可能エネルギーを考慮した生活・事業の取組を進め、地域が一体となって行動することが極めて重要です。

小金井市では、「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」の見直しを行い、計画をさらに推進していきます。また、再生可能エネルギー等の導入促進などによって、地球規模の環境の悪化につながる行動を見直し、地球市民として積極的に環境保全活動に参画する環境にやさしい仕組みづくりを進め、地域から地球環境への負荷の軽減を図ります。

【令和2年度の実績と今後の取組】

環境行動チェックリストに基づいた庁内の環境行動のチェック、公共施設の照明LED化、一般家庭への再生可能エネルギー等の導入促進等、地球温暖化対策の一環となる取組を継続して行いました。

今後は、ZEHや東京ゼロエミ住宅といった省エネ型建築物に関する情報提供や再生可能エネルギーの普及啓発、更なる省エネを呼び掛けていきます。

8-1 地球温暖化の防止

- ・地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、地球温暖化対策を総合的に推進します。
- ・電気・ガス・水を節約します。
- ・自動車の運行によって排出される二酸化炭素の排出削減を目指します。
- ・エネルギーを削減するライフスタイルの普及啓発活動を促進します。
- ・公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます。
- ・住宅に対する再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援します。
- ・自転車駐車場の整備とともに自転車利用を促進するなど、自動車に依存しない、環境に配慮した都市整備を進めます。
- ・公共施設整備において、省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・再生可能エネルギー活用等による環境配慮事業を促進します。
- ・建築物等におけるエネルギー負荷の削減を促進します。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

・既存の緑や河川等の水辺を生かして、まちの東西・南北に水とみどりのネットワークの形成を図ります。

・指定開発事業について、環境配慮指針に基づき、事業計画を指導していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
8-1-1 地球温暖化対策を推進する	地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、地球温暖化対策を総合的に推進する。	地球温暖化対策実行計画（市役所版）を推進し、庁内の温室効果ガスを削減する。	環境政策課	継続	市公共施設からの温室効果ガス排出量 5,401,685kg（基準年比 15.3%増加）	B
8-1-2 エネルギー利用に伴う環境負荷を削減する	電気・ガス・水を節約する。	庁内の電気・ガス・水道を節約する。	全課	継続	前年度増減率の数値 電気使用量 前年度比 5.89%増 ガス使用量 前年度比 3.70%増 上下水道量 前年度比 1.57%減	B
	自動車の運行によって排出される二酸化炭素の排出削減を目指す。	庁舎間あるいは公共施設間の移動には、徒歩や自転車利用のほか公共交通機関の利用に努め、市民・事業者に対しても公共交通機関の利用を促進する。また、エコドライブ教習会を実施する。	環境政策課 交通対策課	継続	エコドライブ教習会を中止した。道路管理課管轄車を電気自動車に入れ替えた。 （環境政策課） CoCoバス利用促進に向け、ICカード導入の準備を進めた。 CoCoバス再編事業は、運行ルート案について本格的な協議を重ね、基本方針に沿って効果的・効率的なルート案の検討を行った。 （交通対策課）	B
	エネルギーを削減するライフスタイルの普及啓発活動を促進する。	環境行動指針のチェックシートを活用する。	環境政策課	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため環境フォーラムは中止となり、環境行動指針の配布ができなかった。	C
8-1-3 エネルギーを創出する（再生可能エネルギー）	公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入に努める。	公共施設の建設・改修工事では、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・雨水貯留施設等の設置を検討する。	関係各課	継続	公共施設の建設・改修工事がなかった。	C
	住宅に対する再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援する。	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金により、住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。また、小金井市増改築資金あっせん制度により、自己の居住する家屋の増改築、太陽光発電設備等の設置を行う市民に、その資金の一部の融資をあっせんし、利息の助成を行う。	環境政策課 まちづくり推進課	継続	燃料電池 59件 2,950,000円 太陽光発電設備 27件 2,526,000円 蓄電池システム 39件 1,950,000円 （環境政策課） 小金井市住宅増改築資金融資あっせん制度申請件数 新規：0件 継続：0件 （まちづくり推進課）	B
8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する	自転車駐車場の整備とともに自転車利用を促進するなど、自動車に依存しない、環境に配慮した都市整備を進める。	公道にある放置自転車等を継続的に撤去し、駐車秩序の確立を図る。	交通対策課	継続	撤去台数：1,119台（前年度1,556台）	A
	公共施設整備において、省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・再生可能エネルギー活用等による環境配慮事業を促進する。	公共施設の整備に際して、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・風力発電の設置を検討する。	関係各課	継続	小金井市立小金井第三小学校給食室改修工事(LED照明58台設置,高効率空調用機器設置GH-P4台)、小金井市本町児童館改修工事(高効率空調用機器設置ACP9台)、小金井市立緑中学校トイレ改修工事(LED照明15台設置)、小金井市総合体育館大規模改修工事(第2期)(LED照明G75台設置、高効率空調用機器設置GH-P3台)、小金井市立東小学校トイレ改修工事(LED照明12台設置)、空缶・古紙等処理場改修工事(LED照明6台設置) （建築営繕課）	A
	建築物等におけるエネルギー負荷の削減を促進する。	断熱性能向上やエクセルギーの有効活用など、住宅等における省エネ対策を促進する。また、雨水を生かしたまちづくりをめざし、雨水浸透ます・雨水貯留施設の設置を推進する。	環境政策課 下水道課	継続	補助金により雨水貯留施設の設置を推進した。8件、158,360円 （環境政策課） 雨水浸透ますについて、昭和63年8月以前の既存建築物に設置する場合、助成金を交付した。 申請件数3件・浸透ます8個 （下水道課）	B

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する	既存の緑や河川等の水辺を生かして、まちの東西・南北に水とみどりのネットワークの形成を図る。	温室効果ガス吸収源として、産線・農地・屋敷林・寺社林等の緑を保全する。	環境政策課	継続	環境緑地制度等を用いて崖線上のみどり(40,620.16m)や公園、農地、屋敷林を継続して保全を図った。	A
	指定開発事業について、環境配慮指針に基づき、事業計画を指導していく。	指定開発事業には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め、環境に配慮した開発事業を指導する。	まちづくり推進課 環境政策課	継続	指定開発事業の同意協議において、環境配慮計画書の提出を求めた。提出件数：14件（まちづくり推進課・環境政策課）	A

8-2 オゾン層の保護

- ・オゾン層を破壊するフロン類の適正な回収・処理を促進します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
8-2-1 フロン類を適正回収する	オゾン層を破壊するフロン類の適正な回収・処理を促進する。	フロン回収業者に対し、フロン類が適正に回収・処理されるよう情報提供を行う。	環境政策課	継続	市民・事業者にもフロン類の適正な回収についてチラシ等で情報提供を行った。	A

8-3 その他の地球環境保全

- ・市報等を通じ、市民や事業者が地球環境に負荷を与える行動を見直すための情報提供を行います。
- ・多摩産木材の利用を推進します。
- ・小金井市における環境保全の取組の推進・活性化に向けて、国際的な取組の動向に関する情報収集に努めます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R2年度実施計画	R2年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
8-3-1 地球環境に負荷を与える行動を見直す	市報等を通じ、市民や事業者が地球環境に負荷を与える行動を見直すための情報提供を行う。	環境行動指針を提供し、地球環境破壊につながる行動の見直しを啓発する。	環境政策課	継続	ホームページからのダウンロードによる提供を行った。	B
8-3-2 森林資源を保護する	多摩産木材の利用を推進する。	公共施設の増改築において、積極的に多摩産木材を採用する。	関係各課	継続	未実施	C
8-3-3 環境問題を通じた国際交流に積極的に参加する	小金井市における環境保全の取組の推進・活性化に向けて、国際的な取組の動向に関する情報収集に努める。	国際交流を進めている地元大学と連携して、小金井市の環境や保全活動の情報を発信する。	環境政策課	継続	未実施（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）	C

第4章 小金井市の環境の状況

市内で目立った公害は発生していませんが、市では大気環境調査や道路交通騒音・振動調査等を行い、公害の未然防止や市民の生活環境の維持、改善に努めています。

また、小金井市の地名は、黄金に値する豊富な水が出ることを示す「黄金の井戸」に由来したと言われており、現在も市民が小金井らしさの筆頭として「水」をあげるほど、地下水・湧水に縁の深いまちです。市では湧水を集めて流れる野川の水質調査をはじめ、井戸水、湧水調査を行い、地下水及び湧水の保全にも努めています。

なお、令和2年度の本市の環境の状況は、次のとおりです。

1. 公害苦情の発生状況

近年、工場や指定作業場などの事業所から発生する公害より、一般の生活型公害（生活騒音等）が増えており、これは、法律や条例による規制がなじみにくいものです。日常生活行動や家庭に普及している家電製品、ピアノ、ステレオ等から発生する音、人の声、ペットの鳴き声等、人が日々生活することにより発生するもので、本市に寄せられる苦情（下表）もほとんどが、一般の生活型公害によるものです。なお、近年増えてきている苦情としては、空家、あき地からの樹木の越境や雑草繁茂などがあります。生活型公害は、相互の信頼関係がある場合とそうでない場合で、受け取り方が大きく異なります。そのため、1人ひとりが普段から、社会性を大切にしよう心がけていくことが必要になります。

また、本市では、建設現場からの騒音、振動などの苦情も多く寄せられています。建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業は、法律や条例で規制対象となっており、令和2年度の特定建設作業実施届出件数は、騒音規制法に基づく届出件数が32件、振動規制法に基づく届出件数が25件でした。なお、届出により規制値の特例と時間帯の設定がされます。（騒音規制法：基準値85デシベル、振動規制法：基準値75デシベル）

公害の発生源と用途地域別件数

（単位：件）

用途地域 発生源	第1種・第2 種低層 住居専用	第1種・第2 種中高層 住居専用	第1種 住居地域	近隣 商業	商業	準工	不明	合計
工場	0	0	0	0	0	0	0	0
指定作業場	1	0	0	0	0	0	0	1
建設作業	1	0	0	0	1	0	0	2
一般	71	2	2	0	1	0	0	76
不明	2	0	0	0	0	0	0	2
合計	75	2	2	0	2	0	0	81

公害の種類別と用途地域別件数

(単位：件)

用途地域 種類別	第1種・第2 種低層 住居専用	第1種・第2 種中高層 住居専用	第1種 住居地域	近隣 商業	商業	準工	不明	合計
騒音	5	1	0	0	1	0	0	7
振動	1	0	0	0	0	0	0	1
悪臭	2	0	0	0	0	0	0	2
粉じん	0	0	0	0	0	0	0	0
ばい煙	5	0	0	0	0	0	0	5
その他	63	1	2	0	1	0	0	67
合計	76	2	2	0	2	0	0	82

公害の種類別件数

(単位：件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
騒音	26	21	31	36	11	20	28	8	14	7
振動	7	5	7	8	4	4	11	4	3	1
悪臭	11	8	19	17	19	24	14	10	9	2
粉じん	3	6	0	12	2	3	5	1	0	0
ばい煙	0	32	15	11	9	17	11	5	7	5
その他	44	39	37	42	82	72	54	48	40	67
合計	91	111	109	126	127	140	123	76	73	82

騒音のめやす（東京都公害防止管理者講習テキストより）

(単位：デシベル)

20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120								
蛍光灯	木の葉の触れ合う音	ささやき声	郊外の深夜	深夜の街、小鳥のさえずり、静かな住宅地	静かな事務所	エアコン室外機	チャイム	普通の会話	掃除機	騒々しい街頭	ピアノの音	地下鉄の車内	犬の鳴き声	大声	電車が通るガード	下の	ヘリコプターのそば	飛行機のエンジンのそば

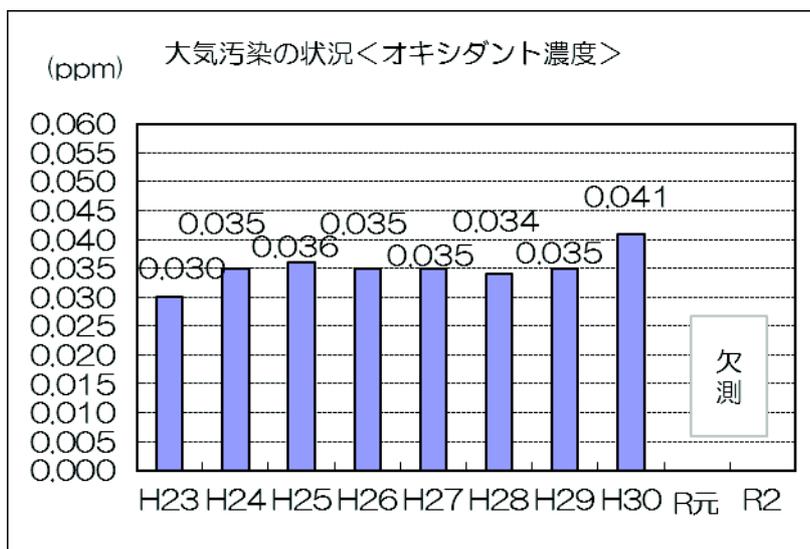
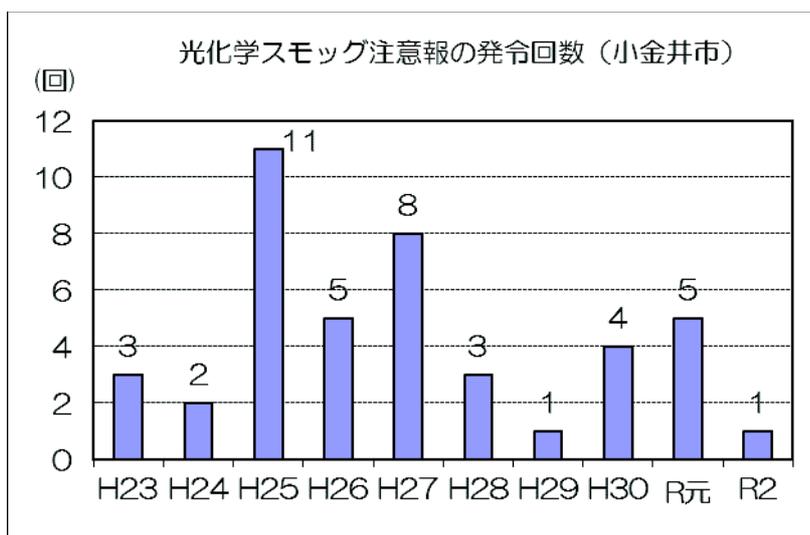
2. 大気汚染の状況

東京都は、都内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、住宅地域等に設置している一般環境大気測定局で大気汚染状況の常時監視を行っています。図表値は東京都の観測データとなっており、観測場所は小金井市本町です。この測定局の撤去に伴い、令和元年度から欠測となっています。測定再開は令和4年度を予定しています。

(1) 小金井市の光化学スモッグ発生状況

光化学オキシダントは、光化学スモッグの指標とされており、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽光線をうけて、光化学反応により二次的汚染物質を生成することにより発生します。光化学オキシダントが高濃度になると、目や喉への刺激があり、呼吸器に影響を及ぼすおそれもあります。

環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は、濃度の1時間値が0.06ppm以下と定められており、基準を超過すると、注意報（0.12ppm以上）、警報（0.24ppm以上）、重大緊急報（0.40ppm以上）が発令されます。



○参考

【R元】

武蔵野市：0.035

府中市：0.034

小平市：0.036

【R2】

武蔵野市：0.034

府中市：0.032

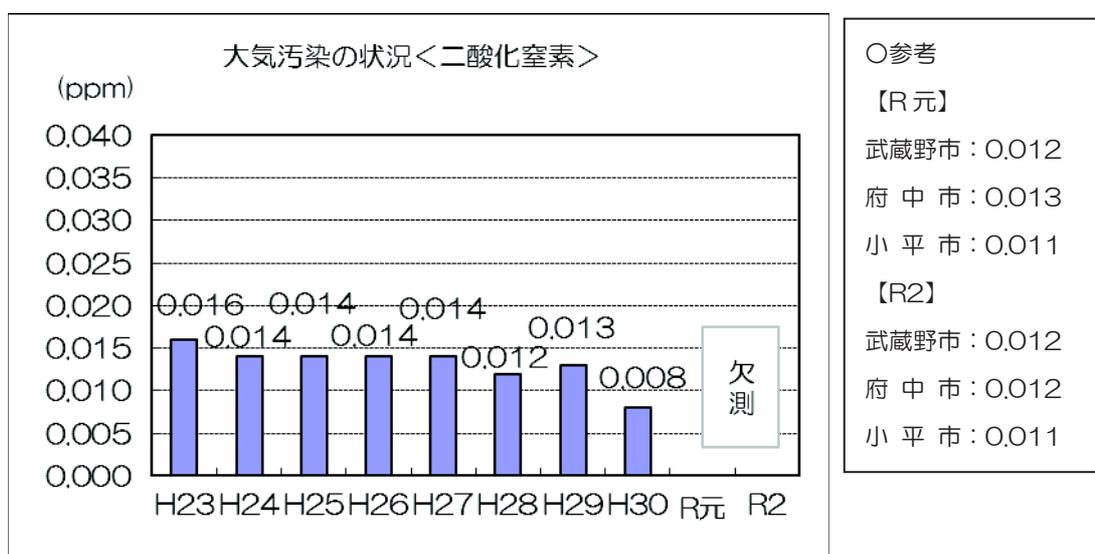
小平市：0.035

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、窒素の酸化物で代表的な大気汚染物質です。発生源はボイラーや自動車などで、燃焼の過程で一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることと定められています。

この10年間ほぼ横ばいですが、平成23年以降、徐々に減少傾向が見られます。都市部での窒素酸化物の発生は自動車からのものが多く、排出ガス規制の効果及び電気自動車や水素自動車などの技術革新が二酸化窒素の減少に繋がっていると考えられます。



(3) 浮遊粒子状物質

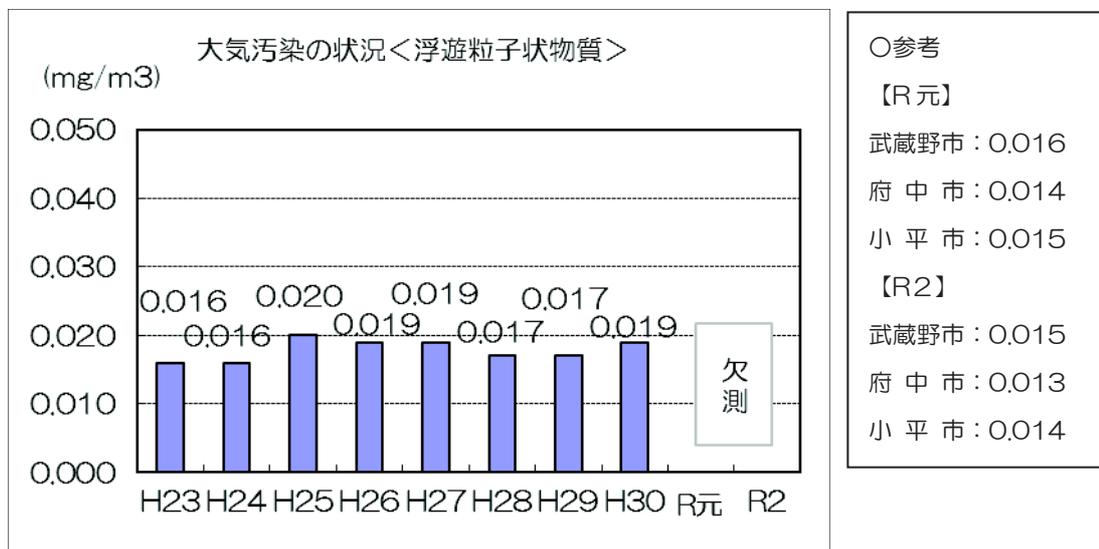
浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が10μm（マイクロメートル）以下のものを指します。Suspended Particulate Matterの頭文字からSPMと略されます。

発生源としては自動車排気ガス、特にディーゼル自動車から比較的多く排出され、他に工場や事業場からも排出されます。人間活動に伴って発生するもののほか、自然界からも海塩や土壌の飛散、火山、森林火災などによって発生します。また、大気中でガス状物質が反応して粒子化することによって発生する二次生成粒子があります。

粒径により呼吸器系の各部位へ沈着して呼吸器疾患の原因となる等、人の健康に影響を及ぼし、10μmを超える粒子は上気道領域で捕捉されますが、10μm以下の粒子は下気道領域まで侵入、沈着しやすく、2.5μm以下のものは肺胞領域にまで侵入しやすいとされています。粒子の成分によって人体への様々な健康影響が懸念されています。

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、且つ、1時間値が0.20mg/m³以下であることと定められています。

平成15年10月から施行されたディーゼル車規制の効果もあり、この10年間ほぼ横ばいで推移しており、環境基準を大きく下回っています。

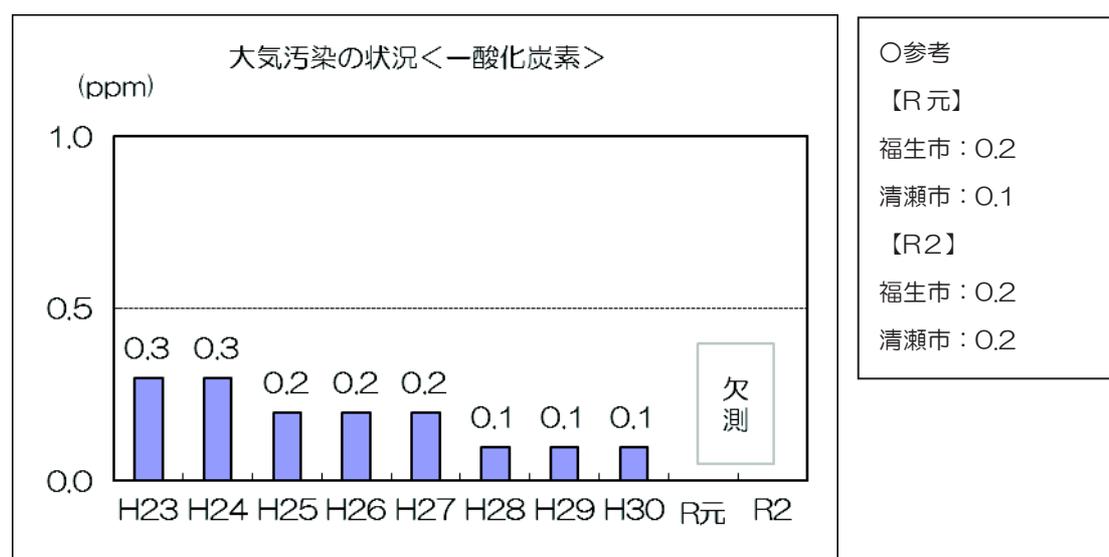


(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体です。血液中に入ると酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こします。

環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、且つ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることと定められています。

平成23年以降は、徐々に減少傾向が見られます。一酸化炭素の人工的な発生源の主たるものは自動車であり、二酸化窒素と同様に、排出ガス規制の効果及び電気自動車や水素自動車などの技術革新が一酸化炭素の減少に繋がっていると考えられます。



3. 小金井市の大気質調査

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境基準が大気中で $0.6 \text{ pg}^*1\text{-TEQ}^*2/\text{m}^3$ 以下と定められ、平成12年1月15日から適用されました（平成11年環境庁告示第68号）。

市では、ダイオキシン類に係る大気環境調査を毎年実施し、ポリ塩化ジベンゾ-*P*-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナの濃度の測定を行い、市内の環境濃度を把握する基礎資料としています。

令和2年度の調査における大気中のダイオキシン類濃度を、WHO-TEF^{*3}（2006）の毒性等量でみると、最大値は冬季の保健センターで $0.024 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、最小値は冬季の東センターで $0.013 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、年間の平均値は $0.018 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ で、環境基準を十分満足する値でした。

また、令和2年度の調査結果を令和2年度に東京都環境局が行った都内17箇所の年平均値（ $0.015 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）と比較すると、ほぼ同じ値でした。

今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を 15 m^3 、体重を 50 kg と仮定し、大気からのダイオキシン類の曝露量を、本調査結果 $0.018 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ を用いて計算すると、 $0.0054 \text{ pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ となります。

これをダイオキシン類の「ダイオキシンの耐容一日摂取量（TDI）」について（平成11年6月「環境庁」）である $4 \text{ pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ と比較すると、 0.14% の寄与率でした。

*1：pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム

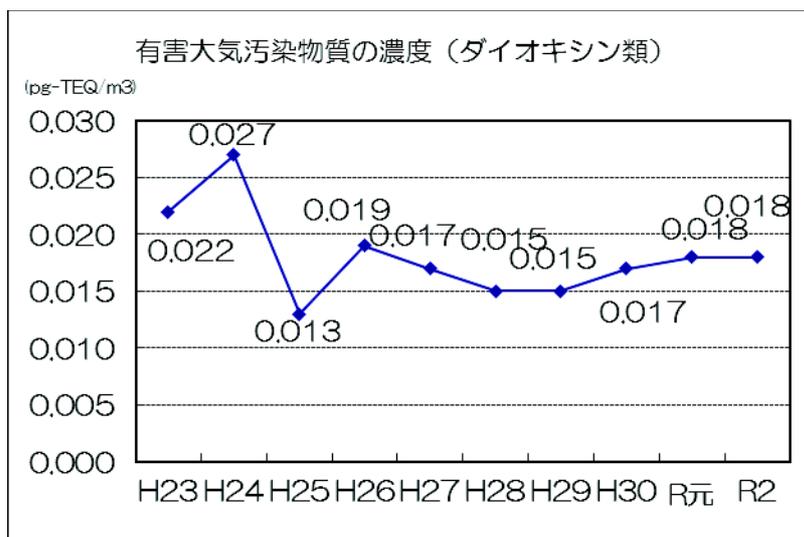
*2：TEQ（ティーイーキュー）＝毒性等量（Toxic Equivalents）の略で、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-*P*-ジオキシンの毒性に換算した値

*3：TEF（ティーイーエフ）＝ダイオキシン類の毒性等価係数

ダイオキシン類測定結果

（単位：毒性等量（ $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ））

調査地点	令和2年8月24日～25日	令和3年2月8日～9日
① 小金井市東センター	0.018	0.013
② 小金井市保健センター	0.017	0.024
平均値	0.018	0.019
令和2年度平均値	0.018	



(2) 二酸化窒素

市では、毎年1回、大気質調査で、自動車排気ガスが主な原因である二酸化窒素濃度を住宅地や交差点で測定しています。

簡易測定法による二酸化窒素濃度の測定を住宅地点31地点、交差点・沿道地域19地点の計50地点で行いました。

令和2年度の測定結果は、全ての調査地点において、環境基準値(※)を下回っていました。

住宅地域については、最大値が0.008ppm、最小値が0.004ppmでした。また、住宅地域31地点の平均値は0.006ppmでした。

交差点・沿道地域については、最大値が0.015ppm、最小値が0.006ppmでした。また、交差点・沿道地域19地点の平均値は0.010ppmでした。今年度と昨年度を比較すると、住宅地域、交差点・沿道地域とも、平均値、最大値、最小値すべてが低くなりました。

※1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること

二酸化窒素測定結果

(単位：ppm)

調査地域	最大値	最小値	平均値
住宅地域	0.008	0.004	0.006
交差点・沿道地域	0.015	0.006	0.010

(3) 浮遊粒子状物質

市では、毎年1回、大気質調査で、大気中の浮遊粒子状物質の調査を行っています。

令和2年度の測定結果は、調査期間の3日間とも環境基準値(※)を下回っていました。

調査期間中の浮遊粒子状物質の濃度は、武蔵小金井駅前交番と新小金井交番は概ね同様の変動を示しました。

※1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、且つ、1時間値が0.20mg/m³以下であること

浮遊粒子状物質測定結果

(単位：mg/m³)

調査地点名	R3.2.16	R3.2.17	R3.2.18	3日間 平均値	1時間値 の最大値
武蔵小金井駅前交番	0.008	0.011	0.007	0.009	0.031
新小金井交番	0.012	0.014	0.010	0.012	0.029

4. 小金井市内の道路交通騒音・振動調査

市では、毎年1回、市内6か所の道路(五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路、東大通り)で道路交通騒音・振動調査を行っています。

令和2年度の調査結果は、騒音については、夜間に環境基準を超過した地点が1か所ありましたが、要請限度(道路管理者に対し、舗装や修繕の措置を要請する値。)を超過した地点はありませんでした。また、振動についても要請限度を超過した地点はありませんでした。

道路交通騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

	騒音						振動			
	環境基準		要請限度		測定結果		要請限度		測定結果	
	昼間	夜間								
五日市街道	70	65	75	70	65	62	65	60	42	38
小金井街道					62	57			47	41
連雀通り					68	64			47	41
新小金井街道					68	66			43	40
東八道路					66	60			44	38
東大通り					60	53			40	32

5. 衛生害虫等の発生相談状況

ネズミについては、依然として多くの相談が寄せられています。また、表中にある「そ

の他」には、カラス・ハト・ヘビを筆頭とした様々な相談が含まれています。

ハチ類の相談件数については、アシナガバチが58件、スズメバチが59件、その他（不明）が26件となっています。

近年、住宅地にハチの巣が多く発見されます。これは、アシナガバチ、スズメバチ類の棲息地である都市周辺の丘陵地や低山地が住宅化されたため、人との接触の機会が増えてきていることによると思われます。ハチは、各種の昆虫や蚊、クモを餌としています。アシナガバチは、街路樹や庭木等につくアオムシや毛虫も食べているので、人間にとって、必ずしも害をおよぼすとは限りません。

しかし、自宅にハチの巣が出来てしまって、生活行動に影響が出る場合は、駆除しなければなりません。（影響がなく駆除しなくてすむ場所であれば、12月くらいまで待てばその巣は空になります。越冬は基本的にしません。）

そこで、本市では、ハチの巣の駆除をするための防護服と殺虫剤の貸し出しを無償で行っている他、自分で駆除が困難な方には、駆除専門業者の窓口として、公益社団法人東京都ペストコントロール協会を紹介しています。

衛生害虫等の発生相談状況

（単位：件）

No.	種 類	件 数	No.	種 類	件 数
1	カ・ハエ	0	9	ユスリカ	0
2	ゴキブリ類	2	10	シロアリ	2
3	ダニ類	0	11	ネズミ	32
4	毛虫類	0	12	ヤスデ	0
5	ノミ類	0	13	甲虫類	0
6	アメリカシロヒトリ	0	14	アライグマ	3
7	ハチ類	143	15	ハクビシン	23
8	羽アリ類	0	16	その他	55
				計	260

6. 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫対策とは、本市においては「地域猫活動」のことをさします。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫を排除しても問題の解決にならないことを理解し、地域の環境問題として捉えた上で、地域の特性、住民の意思をふまえ、活動についてのルールをつくり、地域猫活動を行うボランティア団体や地域住民、行政が、適切な役割を分担して、猫問題（糞尿被害、鳴声、ごみを漁る等）の解決に向けて、連携・協働していく活動のことです。

具体的には、地域住民の理解と協力の下、不妊・去勢手術を行い、地域で適正に世話し、見守ること（ルールを守ったエサやりやトイレの設置等）により、飼い主のいない猫にまつわるトラブルを減らし、地域環境を改善させ、「人と猫との調和のとれた共生社会」の実

現を目指しています。

本市では、登録団体に対して、不妊・去勢手術費補助金を交付しています。令和2年度の不妊・去勢手術数はオス21頭、メス29頭の合計50頭でした。

(単位：頭)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	オス	メス	オス	メス	オス	メス	オス	メス
手術頭数	45	35	37	40	53	39	21	29
合計	80		76		93		50	

7. 野川の水質

市では、野川の水質調査を小金井市域最下流部の柳橋下にて、毎年6月と11月の年2回調査を行っています。

令和元年度の調査結果は、生活環境項目、健康項目ともに、前年度に引き続き、環境基準（D類型）を全て満たしていました。

生活環境項目の調査結果

調査項目	単位	環境基準値	R2.6.11	R2.11.5
pH(水素イオン濃度)	—	6.0以上8.5以下	7.8	8.1
DO(溶存酸素)	mg/ℓ	2 mg/ℓ 以上	8.4	10.4
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/ℓ	8mg/ℓ 以下	0.9	0.5
COD(化学的酸素要求量)	mg/ℓ	—	1.7	2.3
SS(浮遊物質量)	mg/ℓ	100 mg/ℓ 以下	6	4
大腸菌群数	MPN/100ml	—	7,900	4,900
T-N(全窒素)	mg/ℓ	—	6.27	5.46
T-P(全リン)	mg/ℓ	—	0.043	0.020

健康項目の調査結果

調査項目	単位	環境基準値	R2.6.11	R2.11.5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	10 mg/ℓ 以下	5.60	4.90

<魚の住める水質>

野川の水質の項目でBOD(生物化学的酸素要求量)を調査しています。一般に、魚の

住むことができる河川のBODは、5ppm以下とされています。

もし仮に、私たちが普段食べている物を、河川等に流してしまったら、それをどれだけの水で希釈しないとイケないのか、食べ物で表してみました。

汚れ具合		魚が住める水質にするために 必要な水の量(お風呂 1杯 300ℓ)
もし、これを捨てたら	その汚れはBOD(mg/ℓ)	
使用済天ぷら油(200ml)	1,500,000	200杯分必要になります
牛乳(200ml)	78,000	10.4杯分必要になります
味噌汁(200ml)	35,000	4.7杯分必要になります
ラーメンのしる(200ml)	25,000	3.3杯分必要になります

8. 井戸水調査

市では、毎年4回、井戸13地点の水質調査を行っています。

5項目の環境基準超過率の推移は下図のとおりです。平成28年度以降、環境基準の超過はありません。

また、東京都では、地下水の概況を把握するため、島しょを除く都内を260ブロックに区画し、1ブロックで1地点、4か年で全ブロックを一巡するよう調査を実施しています。

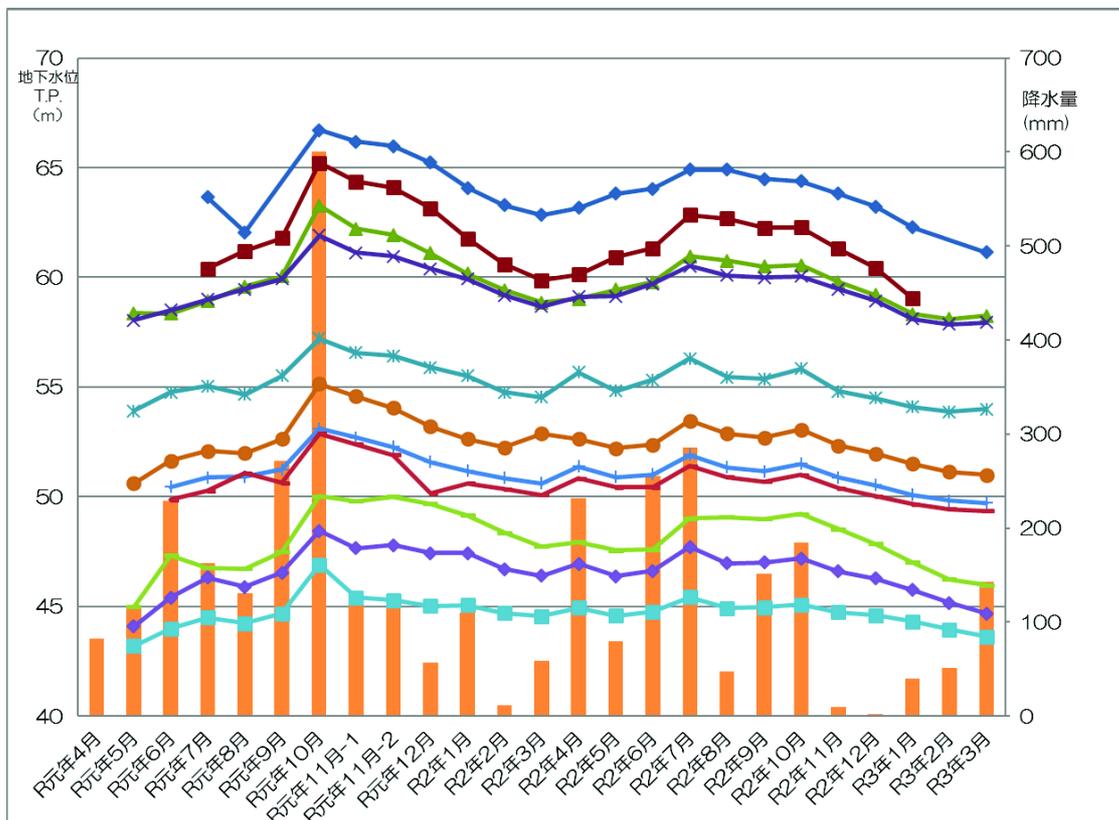
令和2年度は65地点で32項目の調査を実施しています。市でも調査を行っている5項目を見ると、鉛が2地点、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3地点で環境基準の超過が確認されました。その他の2項目については、環境基準の超過はありませんでした。



9. 地下水位測定

市では、毎月1回、地下水位の測定を行っています。

地下水位は、降水量に追従して上下する傾向がみられました。今後も継続して測定を行い、地下水位が現状から低下しないかを把握します。



10. 湧水調査

市では、毎年2回、水質、水生生物の調査を行っています。

(1) 水質調査

① 貫井神社

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R2.6.22	R2.12.22
気温	℃	—	—	19.8	4.5
水温	℃	—	—	17.4	16.0
臭気	—	—	—	無臭	無臭
流量	m ³ /sec	0.001	—	0.007	0.006
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.4	6.2
電気伝導率	mS/m	—	—	19.6	20.3
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.01	10以下	5.05	6.10
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01以下	ND	ND

第4章 小金井市の環境の状況

テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0002	1 以下	ND	ND

②滄浪泉園

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R2.6.22	R2.12.22
気温	℃	—	—	19.5	9.0
水温	℃	—	—	17.5	16.2
臭気	—	—	—	無臭	無臭
流量	m ³ /sec	0.001	—	0.002	ND
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.5	6.3
電気伝導率	mS/m	—	—	19.5	17.6
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.01	10 以下	5.82	6.30
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0002	1 以下	ND	ND

③美術の森緑地

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R2.6.22	R2.12.22
気温	℃	—	—	20.0	8.8
水温	℃	—	—	17.5	16.0
臭気	—	—	—	微土臭	無臭
流量	m ³ /sec	0.001	—	0.002	ND
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.6	6.6
電気伝導率	mS/m	—	—	18.2	15.8
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.01	10 以下	6.60	7.30
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0002	1 以下	ND	ND

④中町四丁目公共緑地

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R2.6.22	R2.12.22
気温	℃	—	—	19.2	7.5
水温	℃	—	—	17.8	16.8
臭気	—	—	—	微土臭	無臭
流量	m ³ /sec	0.001	—	0.002	ND

水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.6	6.4
電気伝導率	mS/m	—	—	20.1	18.9
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.01	10以下	7.62	7.80
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01以下	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0002	1以下	ND	ND

(2) 調査結果の概要及び考察

①水質調査

6月、12月の調査共に、どの地点でも水質は外観上で濁りなどは見られず透視度も50度以上でした。

水温については、貫井神社で17.4℃(6月)、16.0℃(12月)、滄浪泉園で17.5℃(6月)、16.2℃(12月)、美術の森緑地で17.5℃(6月)、16.0℃(12月)、中町四丁目公共緑地で17.8℃(6月)、16.8℃(12月)で、年間変動は小さく、各調査地点ともほぼ同じ水温と言えます。

臭気は6月の美術の森緑地、中町四丁目公共緑地は微土臭でしたが、他の地点は無臭であり、異常は見られませんでした。

流量については、貫井神社で420ℓ/min(6月)、360ℓ/min(12月)、滄浪泉園で120ℓ/min(6月)、60ℓ/min未満(12月)、美術の森緑地で120ℓ/min(6月)、60ℓ/min未満(12月)、中町四丁目公共緑地で120ℓ/min(6月)、60ℓ/min未満(12月)でした。

pHについては、いずれの地点でも6.2~6.6でやや酸性でした。

電気伝導率については、貫井神社で19.6mS/m(6月)、20.3mS/m(12月)、滄浪泉園で19.5mS/m(6月)、17.6mS/m(12月)、美術の森緑地で18.2mS/m(6月)、15.8mS/m(12月)、中町四丁目公共緑地で20.1mS/m(6月)、18.9mS/m(12月)でした。

硝酸性窒素については、貫井神社で5.05mg/ℓ(6月)、6.10mg/ℓ(12月)、滄浪泉園で5.82mg/ℓ(6月)、6.30mg/ℓ(12月)、美術の森緑地で6.60mg/ℓ(6月)、7.30mg/ℓ(12月)、中町四丁目公共緑地で7.62mg/ℓ(6月)、7.80mg/ℓ(12月)であり、全調査地点で環境基準を満たしていますが、やや高め傾向でした。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンについては、6月、12月共に全地点で不検出(0.0002mg/ℓ未満)でした。

②底生生物調査

2回の調査により、貫井神社で22種類、滄浪泉園で24種類、美術の森緑地で35種類、

中町四丁目公共緑地で26種類と合計46種類の底生生物が確認されました。

個体数および湿重量について、2回の調査の平均値を比較すると、美術の森緑地の個体数が713個体/0.25㎡と最も多く、貫井神社187個体/0.25㎡、滄浪泉園179個体/0.25㎡、中町四丁目公共緑地168個体/0.25㎡の順でした。

湿重量では中町四丁目公共緑地が1.557g/0.25㎡と最も多く、美術の森緑地が1.255g/0.25㎡、滄浪泉園が0.687g/0.25㎡、貫井神社が0.806g/0.25㎡でした。

湧水環境では水質にかかわらず、きれいな水の指標種から汚い水の指標種まで出現することが多く、一般河川の水質判定の手法をそのまま流用することはできません。本調査においても、各地点でミズムシやユスリカ、ミミズ類といった汚い水の指標種が確認されています。その一方で、サワガニ、シロハラコカゲロウといったきれいな水の指標種も確認されていることから、比較的良好な水質が保たれているものと考えられます。

③付着藻類調査

2回の調査により、貫井神社で14種類、滄浪泉園で15種類、美術の森緑地で9種類、中町四丁目公共緑地で12種類合計28種類が確認されました。種類数では滄浪泉園が15種類と最も多く、美術の森緑地が9種類と少ない結果となりました。

各地点の細胞数を2回の調査の平均値で比較すると、100cm²あたりの細胞数では滄浪泉園が最も多く530万/100cm²であり、貫井神社では330万/100cm²、美術の森緑地では160万/100cm²、中町四丁目公共緑地では140万/100cm²でした。

今回の調査では環境省レッドデータブックの準絶滅危惧種に該当するタンスイベニマダラが6月、12月の滄浪泉園及び6月の美術の森緑地において確認されました。

なお、外来種に該当する種は確認されませんでした。

1.1. 放射能測定

市では、平成23年7月から空間放射線量の定点測定等を実施しています。

(1) 空間放射線量の測定結果

シンチレーションサーベイメータ(TCS-172B)を使い、市内各所で大気中の空間放射線量の測定を実施しました。測定場所は、市立小学校(9校)、市立中学校(5校)、学童保育所・児童館(11か所)の合計25か所で8月に測定しました。認可保育園と私立幼稚園については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止としました。測定値は、0.04~0.08μSv/hの範囲で安定していました。

(2) 給食食材の放射能測定結果

NaI(Tl)シンチレーション検出器を使用し、放射能の影響を受けやすい子どもたちの食の安全確保及び保護者等の不安を払拭することを目的として、給食等に提供される食材の放射能測定を実施しました。令和2年度は市立小・中学校の給食食材を264件、

市内保育園の給食食材を335件測定しました。測定の結果、国の定める基準値の超過もありませんでしたが、本市の給食食材としての使用可否を判断する、本市における測定基準値（セシウム合計10Bq/kg）の超過もありませんでした。

第5章 市役所としての取組

市役所は、自ら事業者としてオフィス活動や公共事業を行っています。社会全体が、循環社会の形成・地球温暖化対策など多様な観点から環境問題に取り組むことを強く求められている中で、市役所は率先して環境保全活動を進め、市民や事業者の皆さんの活動を促す責任があることから、次のような活動に取り組んでいます。

1. 小金井市環境行動指針

市では、環境行動指針を平成19年3月に策定しました。この環境行動指針は環境基本計画に沿って、環境の保全・回復及び創出に資するために市民、事業者、市それぞれのとるべき環境行動を示したものです。

市も、市民や事業者との連携を図りながら、地域の特性に応じた多様な施策を総合的に展開し、環境に配慮したまちづくりを進めていくとともに、一事業者として、自らの業務において、環境配慮の取組を行う必要があります。環境配慮の取組を具体的に示し、行動をしていきます。

市では、各課共通の行動チェックシートを作成（節電対策、消耗品の節約対策、その他の項目）し、環境配慮の行動に取り組むとともに、各課が実情に合わせた独自の項目を設定し、積極的にさらなる環境行動に取り組むことを奨励しています。

このチェックシートは環境マネジメントシステムのP（計画）に位置します。

<環境行動チェックリスト（各課共通用）>

	項 目
節電対策	エアコンの使用時間の節減と室内温度の調整（冷房時は28℃、暖房時は19℃）
	長時間使用しない時はパソコン等のOA機器の電源を主電源から消す。
	OA機器をはじめ電気を消費する機器の購入にあたっては省エネタイプのもを購入する。また使用にあたっては省電力機能を活用する。
	3フロアまでの上りはエレベーターを使わないで階段を利用する。下りは階段を利用する。
	昼休みの蛍光灯は消灯する。またパソコン、プリンター、コピー機も電源オフ。
	残業時の蛍光灯の点灯は、必要最低限の範囲にとどめる。
	日中の明るいときはブラインドを工夫する。
	給湯室、トイレ、会議室などの照明は必要な場合のみ点灯する。
	クールビズ、ウォームビズに努める。
消耗品の節約対策	両面コピーや両面印刷を実施する。
	裏面紙は、個人情報の有無を確認し、メモ用紙等として再利用する。
	購入にあたっては、グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインを基本に、適正な必要数量を見積もり、可能な限り環境に配慮された製品等を購入する。
	文書の送付にあたりなるべく封筒を使用しないようにし、使用する場合は、使用済み封筒の再利用できるものについては利用する。
	リサイクル製品やリサイクル可能な製品を購入使用する。また、リユース（再使用）にも努める。
その他の対策	ごみの分別を徹底する。
	公共施設の整備に際し太陽光発電など自然エネルギーの活用を推進する。
	照明機器やガス機器については高効率タイプのもを採用する。
	公共施設の緑化を積極的に推進する。
	建物敷地や道路等の舗装を透水性舗装等のものにする。
	学校給食等の食材についても地球温暖化防止に配慮するために地元のものを取り入れる。
	自動車はできるだけ使用を控え使用時はエコドライブ（アイドリングストップ、急発進、空ぶかしの抑制、タイヤ空気圧の適正化等の点検整備）を励行する。
	市外に出張する際は公共交通機関を利用する。
	市内への業務はできるだけ自転車を使用する。
マイ箸・マイボトルを使用する。	
水道はむやみに流さずこまめに止める。	

※市民の方のチェックシート、事業者の方のチェックシートは資料編2（66～67ページ）に掲載しています。

第5章 市役所としての取組

令和2年度各課のチェックリストの評価（よくできている：○ あまりできていない：△ まったくできていない：×）を数値化し、パーセンテージで表しました。このチェックシートの評価は、主に各課の課長が行っています。

また、達成状況の結果を基に、C（点検評価）A（見直し）を行っていきます。

課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）
企画政策課	100.0	わかたけ保育園	86.8	第三小学校	100.0
財政課	100.0	小金井保育園	100.0	第四小学校	100.0
広報秘書課	95.0	さくら保育園	84.2	東小学校	80.0
情報システム課	100.0	けやき保育園	93.3	前原小学校	83.3
総務課	94.7	児童青少年課	97.1	本町小学校	66.7
地域安全課	83.3	本町児童館	93.2	緑小学校	100.0
職員課	95.0	東児童館	93.2	南小学校	100.0
管財課	100.0	貫井南児童館	90.6	第一中学校	94.7
市民課	78.9	緑児童館	91.1	第二中学校	100.0
コミュニティ文化課	88.2	たまむし学童	88.9	東中学校	86.6
はけの森美術館	89.3	あかね学童	100.0	緑中学校	100.0
マロンホール	81.0	ほんちょう学童	88.2	南中学校	86.1
経済課	90.0	さくらなみ学童	88.5	指導室	85.0
保険年金課	94.7	さわらび学童	100.0	生涯学習課	99.2
市民税課	94.4	たけとんぼ学童	89.7	総合体育館	100.0
資産税課	88.9	まえはら学童	95.3	栗山公園健康運動センター	100.0
納税課	94.4	みどり学童	62.4	上水公園運動施設	100.0
環境政策課	87.0	みなみ学童	97.4	上水公園テニスコート	100.0
ごみ対策課	100.0	都市計画課	90.0	文化財センター	88.9
中間処理場	95.5	まちづくり推進課	100.0	図書館	100.0
下水道課	84.2	道路管理課	98.8	公民館本館	94.7
地域福祉課	94.7	建築営繕課	90.0	公民館貫井南分館	73.9
自立生活支援課	99.6	交通対策課	75.0	公民館東分館	90.5
障害者福祉センター	84.0	区画整理課	93.2	公民館緑分館	95.0
児童発達支援センター	80.0	会計課	95.0	公民館貫井北分館	90.9
介護福祉課	89.5	庶務課	100.0	議会事務局	76.3
健康課	87.0	学務課	85.7	選挙管理委員会事務局	100.0
子育て支援課	91.7	第一小学校	95.4	監査委員事務局	100.0
保育課	95.8	第二小学校	100.0	農業委員会事務局	95.0
くりのみ保育園	90.0			平均	92.0

2. グリーン購入

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入することを指します。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体に対してもグリーン購入の実施が義務づけられました。

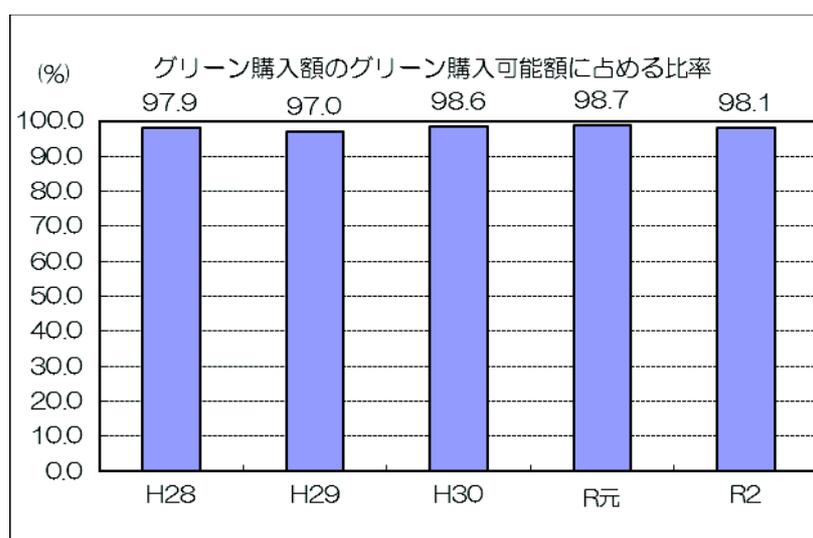
市でも、平成13年に「小金井市グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」を策定し、環境に配慮した製品の購入に努めてきました。市内では、平成14年度から実績調査を実施し、環境に配慮した製品の購入状況を公表しています。

グリーン購入額の全購入額に占める令和2年度の比率は29.8%となり、令和元年度と比較して4.4%の減少となりました。

また、平成24年度からは購入する物品のうち、実際にグリーン購入が可能なものを分けて考え、グリーン購入可能額も調査することとしました。グリーン購入額のグリーン購入可能額に占める令和2年度の比率は98.1%となり、令和元年度と比較して0.6%の減少となりました。

令和2年度の実績額を見ますと、令和元年度と比較して、グリーン購入額は約1,490万円の増額、全購入額は約1億円の増額、グリーン購入可能額は約1,590万円の増額となっています。

市では、グリーン購入を効果的に推進するため、市内にグリーン購入推進会議を設置しており、令和2年度は2回の会議を開催しました。今後もグリーン購入を推進し、可能な限り環境に配慮した製品の購入を行っていきます。



3. 小金井市施設ごみゼロ化行動

市では、市の施設から排出される廃棄物の量を限りなく少なくすることを目的に、平成21年4月1日に小金井市施設ごみゼロ化行動実施要綱を制定しました。これに基づき、市施設のごみゼロ化行動計画を策定し、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を進めます。

市職員等は、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を図るとともに、ごみ・資源の出し方を遵守し、ごみゼロ化行動に取り組んでいます。

取組は、各施設（各課）に推進リーダー、ごみゼロ化行動推進員を選任し、職員等にごみの出し方等の指導を行うとともに、自ら率先してごみの削減に努めています。

また、各施設において廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書の提出も行っています。更なる市施設から排出される廃棄物の減量に取り組んでいきます。

廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告集計（市施設全体）

	排出量	処分量	再利用率
平成28年度	350,346kg	62,467kg	287,879kg
平成29年度	381,399kg	68,365kg	313,034kg
平成30年度	380,676kg	67,104kg	313,572kg
令和元年度	337,471kg	58,810kg	278,661kg
令和2年度	335,588kg	53,094kg	282,494kg

4. エコドライブ教習会

市では、小金井市地球温暖化対策地域推進計画の重点対策の1つである、「自動車による二酸化炭素排出の削減を目指す」という施策に基づき、平成22年度から市民・市内事業者を対象にエコドライブ教習会を開催しています。

エコドライブ教習会実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加人数	24人	24人	22人	23人	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。
エコドライブ操作による参加者の平均改善率	24.2%	23.1%	23.9%	23.4%	

5. 小金井市の環境配慮設備設置費補助制度

市では、市民自らが家庭で行うことができる環境配慮の1つとして、雨水貯留施設（雨水タンク）及び市が定める住宅用新エネルギー機器等を設置した市民に対し、一定要件の下で設置費用の一部を補助し、設置を促進しています。

(1) 雨水貯留施設設置費補助金制度

市では、平成18年度から、一般住宅の雨水を一時ためて打ち水、庭木の水やり、洗車等に使うための雨水貯留施設（雨水タンク）に補助金を出し、水道水の節水と雨水の有効利用を促進させています。

年度別補助件数・交付実績額

年 度	補助件数	交付実績額
平成28年度	7件	125,190円
平成29年度	5件	78,290円
平成30年度	5件	113,640円
令和元年度	2件	41,830円
令和2年度	8件	158,360円

※補助対象：市内に建築物を所有、又は使用している方で、雨水貯留施設を購入し設置した方。

※補助金額：購入金額（本体価格）の2分の1に相当する額で、3万円を上限とする。（年度内の申請は1回で最大2基まで。再申請までは3年以上の期間）

(2) 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度

市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減するため、平成22年度から太陽光発電設備等の住宅用新エネルギー機器等を設置した方に対して、補助金を交付しています。

補助対象者は、市内に自ら居住するための住宅を所有、又は使用している方で、住宅用新エネルギー機器等を自家用として新たに設置した方です。補助対象機器は燃料電池、太陽光発電設備、蓄電システム、太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステムです。また、1件当たりの補助金額は下記の通りです。

区 分	補助金額
燃料電池コージェネレーションシステム	50,000円
太陽光発電設備	1キロワット当たり30,000円とし、100,000円を限度とする。
蓄電システム	50,000円
太陽熱温水器	15,000円
太陽熱ソーラーシステム	30,000円

年度別補助件数、交付実績額

(単位：件、円)

		燃料電池	太陽光 発電設備	蓄電 システム	太陽熱 温水器	太陽熱 ソーラーシステム	合計
28 年度	補助件数	115	41	—	1	0	157
	交付実績額	5,750,000	3,855,000	—	15,000	0	9,620,000
29 年度	補助件数	102	41	9	0	0	152
	交付実績額	5,100,000	3,963,000	450,000	0	0	9,513,000
30 年度	補助件数	100	30	12	1	0	143
	交付実績額	5,000,000	2,666,000	600,000	15,000	0	8,281,000
元 年度	補助件数	74	36	32	0	0	142
	交付実績額	3,700,000	3,279,000	1,600,000	0	0	8,579,000
2 年度	補助件数	59	27	39	0	0	125
	交付実績額	2,950,000	2,526,000	1,950,000	0	0	7,426,000

6. 小金井市役所における地球温暖化対策

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で地方公共団体の責務を定め、実行計画の策定、公表を義務付けています。

市では、平成19年3月に「地球温暖化対策実行計画（市役所版）」を策定し、令和3年3月に改訂を行いました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で地域における温室効果ガス削減に向けた計画を策定するよう求めています。

そのような背景から、市では、周辺自治体に先駆けて平成21年度に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となり地域をあげて地球温暖化の防止に取り組んでいくための施策を推進しています。

「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」についても、計画期間の満了に伴い令和3年3月に新たに策定し、温室効果ガス排出量削減に向けた「緩和策」だけでなく、避けられない異常気象による気候変動に対する「適応策」についても記載しました。

市の温室効果ガス削減目標は、基準年度を平成18年度と定め、平成27年度から令和2年度までの6年間で市施設からの排出量を14.7%削減することを目標としました。

基準年度	平成18年度	排出量	4,685,426kg	
目標値	令和2年度	排出量	3,996,000kg	14.7%削減
進捗状況	平成28年度	排出量	5,594,918kg	19.4%増加
	平成29年度	排出量	6,407,122kg	36.7%増加
	平成30年度	排出量	5,278,136kg	12.7%増加
	令和元年度	排出量	5,906,192kg	26.1%増加
	令和2年度	排出量	5,401,685kg	15.3%増加

※地球温暖化防止の取組については、31～33ページに掲載しています。

第3期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）の計画最終年であった令和2年度の温室効果ガス排出量は、前年度より8.5%減少したものの、計画基準年度（平成18年度）との比較では15.3%増加という結果となり、14.7%削減するという目標を達成することはできませんでした。

基準年当初より電気の排出係数が悪化していることが大きな原因ですが、市民交流センター、公民館貫井北分館、東小金井事業創造センター等の新設や、けやき保育園、あかね学童保育所の建て替えや増設など施設の増加と共に大型化が進んだことも温室効果ガス排出量を増加させた一因と考えられます。

施設の増加にも関わらず都市ガス以外の燃料使用量が全て減っていることから、各施設における省エネ対策は一定の成果を挙げていると思われます。

都市ガスについては、学校や図書館などの大型施設において空調設備の改修工事が進み、電気を動力とするエアコンからGHPエアコンへの切替が進んだことが原因と考えられます。

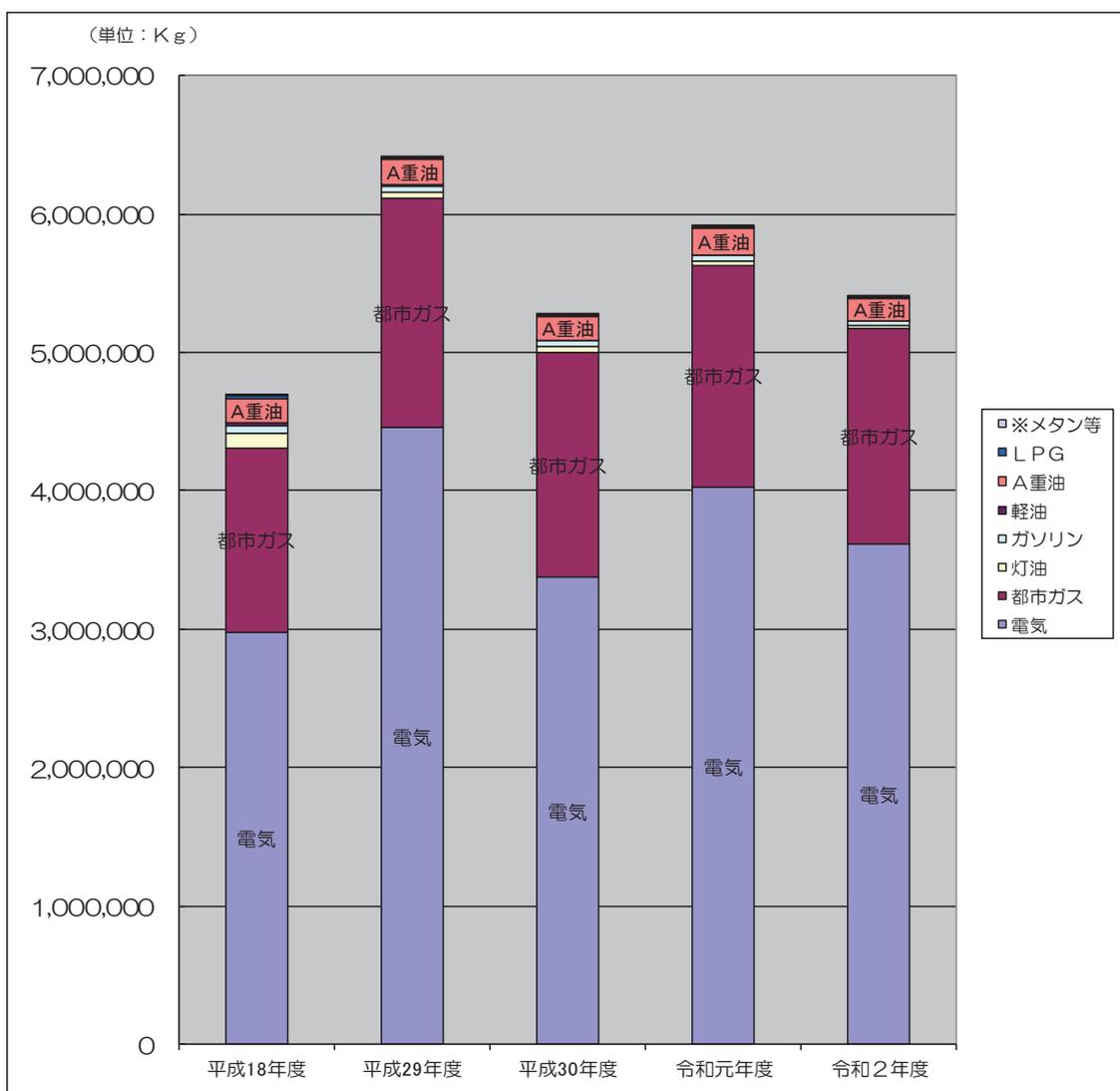
エネルギー消費量については、前年度より7.3%減少しましたが、これは新型コロナウイルスの影響により、各種イベント等の事業が中止になったことや、午後8時までの退庁を徹底したことによる時間外勤務の大幅な削減（前年度比△22,553時間）に因るものと思われます。

総括すると、各施設においては一定のエネルギー消費量削減の努力は見受けられますが、より一層省エネ対策を推進していくためには、古くなった機器の高効率な機器への切替や、より環境に配慮した電力の調達などが求められます。

市庁舎等全ての公共施設（自動車含む）における
燃料別温室効果ガス排出量年度別比較表

燃 料	平成18年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
電気	2,982,588	4,456,936	3,377,223	4,026,245	3,613,394
都市ガス	1,328,679	1,652,301	1,623,987	1,606,032	1,555,301
灯油	109,109	50,602	42,704	28,969	23,812
ガソリン	47,052	41,168	39,301	39,793	31,137
軽油	26,231	5,663	5,560	7,596	5,483
A重油	176,150	189,700	176,150	186,990	162,600
LPG	13,014	8,790	10,834	8,770	8,436
※メタン等	2,603	1,962	2,377	1,797	1,522
計	4,685,426	6,407,122	5,278,136	5,906,192	5,401,685
基準年対比(%)	基準年	36.7	12.7	26.1	15.3

※メタン等とは、二酸化炭素以外の温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを指す。



7. 小金井市環境マネジメントシステム

市の環境計画類に基づく環境保全・創造の取組を一層強化し、職員一人ひとりの環境意識を高めると同時に市政運営にそれを反映させるために、市では、平成20年度に小金井市環境マネジメントシステムを策定しました。

また、小金井市環境マネジメントシステムの運用にあたり、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、小金井市環境方針を定めています。（小金井市環境方針は資料編1（65ページ）に掲載しています。）

小金井市環境マネジメントシステム上で、取組や方法が適切に実施・維持されているかどうかを確認するために、3年サイクルで、全部門の内部環境監査を実施しています。令和2年度は、4課、1室、3局及び2施設（会計課・庶務課・学務課・生涯学習課・指導室・議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・図書館・公民館）に対して実施しました。

監査では、注意の指摘を受けた課はありませんでした。

評価できる点としては、「小金井市環境保全実施計画」や「環境行動チェックリスト」の取組項目について、全ての課において把握できているほか、裏紙使用や両面コピーの徹底、封筒の再利用、印刷濃度調整によるトナーの節約等の環境行動が多くの課でできている点が挙げられました。

グリーン購入については、全ての課で可能な限りのグリーン購入が徹底されていましたが、教育系の品目についてはグリーン購入品目の対象外のものも多く、対象外製品の購入もやむを得ない部分がありました。

監査結果については不備、評価できる点、留意点の内容を中心に、毎年、市長へ報告しています。

第6章 環境基本計画の推進に関すること

1. 推進体制

推進体制である「小金井市環境審議会」、「小金井市環境基本計画推進本部」、「小金井市環境市民会議」の各組織の連携を図って、計画の推進に努めています。

「小金井市環境審議会」は、小金井市環境基本条例第26条に基づき設置された機関です。環境基本計画の点検評価結果について、市からの報告を受けて、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。（令和2年度は6回開催。）

「小金井市環境基本計画推進本部」は、小金井市環境基本条例第24条に基づき設置され、環境基本計画を総合的に推進し、調整するため、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織として位置づけられています。（令和2年度は推進本部会議を4回開催、内部環境監査を2日間にわたり実施。）

「小金井市環境市民会議」は、小金井市環境基本条例第27条に基づき設立されており、協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うとともに、市長に対し環境に関する提言を申し述べることができます。

また、小金井市の地下水及び湧水の保全・利用に関する計画の取組を含めて、地下水に関する情報分析等のために、小金井市地下水保全会議を設置しています。（令和2年度は3回開催。）

2. 財源の確保

財源の確保については、家庭ごみの有料化に伴い市民の方が負担する廃棄物処理手数料の一部を「環境基金」に積み立てています。その他、市が管理・運営する環境に関する基金として「みどりと公園基金」があります。

3. 市民等の参加・協働による推進

市は、本報告書で述べてきたように、市民の参加・協働を促進するため、様々な情報提供、普及啓発を行っていくほか、小金井市環境市民会議の活動を支援しています。

4. 計画の進行管理と評価

環境基本計画は、毎年度、小金井市環境基本計画推進本部による庁内点検結果をもとに、施策の進捗状況等の進行管理を行うこととしています。

計画の進捗状況の評価は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルに従って実施し、小金井市環境審議会による外部評価を受け、環境報告書としてとりまとめます。

第7章 点検評価結果

1. 環境基本計画に基づく環境保全等の取組の点検評価について

環境基本計画に基づく環境保全等の取組の進捗状況については、達成状況をS・A・B・Cの4段階で表す評価方法を導入しています。これまでの報告書でも触れてきたとおり、環境保全等の取組は継続することが最も重要であり、A評価となれば終了ではなく、A評価を継続して初めて達成となるという点で、成果の判断が難しいものとなります。

本年度の評価は、下表のとおりAが85個（約57%）となり前年度を大きく下回りました。この要因として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くのイベントや講座が中止になったことが挙げられます。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための取組は引き続き必要とされていることから、ICT（情報通信技術）を活用した開催方法を充実させていく必要があります。

<評価結果集計>

環境基本計画体系	S	A	B	C	計
1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる	0	4	13	4	21
2 緑を守り育てる	0	16	10	3	29
3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する	0	17	3	1	21
4 自然環境を一体的に保全する	0	5	1	0	6
5 公害を未然に防止する	0	17	6	0	23
6 小金井らしい景観をつくる	0	6	4	0	10
7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる	0	15	7	1	23
8 地域から地球環境を保全する	0	5	6	4	15
計	0	85	50	13	148

前年度と比較して、「1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる」「2 緑を守り育てる」「6 小金井らしい景観をつくる」「7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる」「8 地域から地球環境を保全する」の項目でB評価の増加が見られました。

「1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる」の項目には、イベントや講座の開催についての取組が多く含まれていることから、B評価の増加傾向が最も大きく見られました。オンライン学習教材の提供等新たな取組も始まっていますが、一部にとどまっております。こういった取組を充実させていくことが必要です。

令和3年3月に策定した、第3次小金井市環境基本計画では、計画の体系を再編し、全ての体系に関連する、環境教育・環境学習等の取組を計画推進の基盤づくりとして位置付けました。今までの取組の達成に加えて、新たに教育委員会と連携した環境教育の取組を実施していきます。

令和3年度第2回環境審議会での評価を受けて、後日、作成いたします。

2. 環境報告書作成について

令和3年度第2回環境審議会での評価を受けて、後日、作成いたします。

3. 点検評価を受けて

令和3年度第2回環境審議会での評価を受けて、後日、作成いたします。

4. 環境基本計画の計画期間を振り返って

平成27年に策定した「第2次小金井市環境基本計画」は、平成32（令和2）年度をもって計画期間が満了となりました。このことから、第2次小金井市環境基本計画の基本目標ごとの取組内容及び課題について点検・評価しました。また、主な課題について検討し、第3次小金井市環境基本計画に反映しました。

（1）小金井市を取り巻く環境の状況について

第2次小金井市環境基本計画の対象期間の6年間では、状況が大きく変化しました。

国際的には、平成27年にSDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGsの中には、水・衛生、エネルギー、気候変動といった環境分野の課題が数多く含まれています。また、平成27年に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議ではパリ協定が採択されました。歴史上初めて、同条約を締結する全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に取り組むことを約束した枠組みです。

国では、豪雨による土砂災害の発生等といった気候変動の影響が身近な生活にも及んでおり、今後深刻化するおそれがあることから、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪とした「気候変動適応法」を平成30年に制定しました。

また、国内の温室効果ガス削減の動きも活発化しており、「2050年二酸化炭素実質ゼロ」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えています。

（2）環境啓発事業について

第2次小金井市環境基本計画策定時（平成27年）、環境啓発の重要な取組である環境フォーラムを担っていた環境市民会議は、会員の固定化・高齢化という課題を抱えていました。新たな協働の形の模索していく中で、平成29年度から環境フォーラム等の環境啓発事業の主催が市へ変わり、環境市民会議は協力という形で協働を継続しています。

（3）環境基本計画の取組の進捗状況について

令和元年度までの達成率は微増傾向にありましたが、最終年度である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、達成度の減少が見られ、目標としていた8割を下回る、6割という結果に止まりました。

取組内容の中には、市の取組だけでは達成できないものも少なからずあり、C評価（未実施）の基準についての検討が必要、取組についてとそれに伴う成果についての評価を明らかにするべきとの意見を環境審議会からいただいています。このため、今後「第3次小金井市環境基本計画」の最初の点検・評価となる令和3年度版環境報告書で検討していきます。

(4) 小金井市の環境の状況について

大気汚染の状況はこの6年で改善されており、また、野川や湧水の水質も概ね良好な水質を維持しています。しかし、道路交通騒音が環境基準を超過することがしばしばあり、今後も継続して測定結果を注視していく必要があります。

公害苦情相談については、一般の生活公害（生活騒音、悪臭等）が多くを占めており、法律や条例で規制するにはなじみにくい問題にどのように対処していくかが市の課題になっています。

また、動物や衛生害虫の相談では、飼い主のいない猫とハクビシンの相談件数が増加していたことから、「飼い主のいない猫対策」として「地域猫活動」を支援する事業を平成28年度から（42ページ参照）、「アライグマ・ハクビシン防除事業」を令和3年度から開始しました。

資料編

1. 小金井市環境方針

市では、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、平成21年に小金井市環境方針を定めています。

小金井市環境方針

基本理念

今、地球温暖化や生物多様性の危機をはじめとする地域や国を超えた地球規模の環境問題が、大きな問題となっています。

このような問題に対応していくために、私たち一人ひとりの環境配慮が不可欠になっています。市では、自ら事務事業における環境に配慮した保全活動を率先して行い、また、市民・事業者・教育機関の環境づくりに協働して取り組み、あらゆる面での環境配慮を優先した地域づくり「小金井市環境基本計画」の実現を基本理念として推進していきます。

基本方針

1 小金井市環境基本計画の推進管理

- (1) 市は、小金井市環境基本計画の環境像実現のため、積極的に取り組んでいきます。
- (2) 環境に関連する法令等を遵守し、環境に影響を与える主要な要因の改善に努めます。
- (3) 市民・事業者・教育機関との協働による持続可能な循環社会を実現するため取り組みます。
- (4) 小金井市環境マネジメントシステムに係る情報を市民・事業者・教育機関に向けて広報していきます。
- (5) 小金井市環境基本計画の進行管理を小金井市環境マネジメントシステムにて継続的に改善していきます。

2 事務活動における環境配慮の進行管理

- (1) 小金井市環境方針を全職員及び従事者に対し、周知徹底し全職員及び従事者あげて環境マネジメントを推進します。
- (2) 全職員及び従事者が小金井市環境方針を理解するよう、継続的な教育や啓発に努め、意識の向上に努めます。
- (3) 小金井市環境マネジメントシステムが、環境負荷の低減と同時に経済性をも両立できるものとなるよう努めます。

3 公共工事における環境配慮

環境に配慮した都市づくり、施設整備を促進します。

平成21年4月1日

小金井市長 稲葉 孝彦

2. 環境行動チェックシート

市では、令和3年3月に環境にやさしい行動を心がけていただくためにチェックシートを作成しました。

チェックシート(市民用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
日常生活での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、家の中や出かけるときなどで、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼		日	日	日
家のなかやその周りで	1 庭やベランダなどで、緑や草花などを取り入れる			
	2 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	3 こまめに水道の蛇口をしめる			
	4 風呂の水を再使用する			
	5 洗剤は極力石けんを使用するとともに、合成洗剤は必要以上に使わないように努める			
	6 生ごみの水切りを励行する			
	7 不必要な電源のつけっぱなしはやめる			
	8 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
出かけるとき	9 自動車のかわりに徒歩・自転車・公共交通を利用する			
	10 アイドリングストップに取り組む			
	11 たばこ・空き缶等のポイ捨てや歩行喫煙をやめる			
買うモノとき	12 使い捨て製品は買い控える			
	13 物品の購入時には、マイバッグを持参する			
	14 省エネ製品を選択する			
捨てるモノとき	15 可能なものは修理して使う			
	16 分別を徹底する			
	17 コンポスト化(堆肥化)など生ごみの有効利用を図る			
する域とでき活動	18 水辺の緑地・ピオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 環境学習活動や自然観察会・環境体験イベントなどに参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

チェックシート(事業者用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
事業活動での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、事業活動の中で、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
		日	日	日
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼				
事業所のなかやその周りで	1 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	2 敷地内の屋上緑化・壁面緑化などに務める			
	3 建築物や野外広告物は、周囲の街並みと調和させる			
	4 両面コピー、裏紙利用、封筒再利用など紙使用量の削減に工夫する			
	5 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
	6 昼休みにはオフィスの照明・OA機器を消す			
	7 「クールビズ」や「ウォームビズ」を取り入れる			
	8 エネルギー効率のよい機器を導入する			
	9 従業員・職員に対する環境教育を進める			
	10 環境行動の実施状況を点検する			
	11 アイドリングストップに取り組む			
	12 荷物の積み過ぎをしない			
	13 井戸水を適正に利用する			
	14 騒音・振動・悪臭などをおこさないように配慮する			
	15 化学物質などの適正な管理を行う			
	16 生ごみの水切りを励行する			
	17 分別を徹底する			
地域貢献として	18 水辺の緑地・ピオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 NPOなどによる環境活動に参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

3. 令和2年度グリーン購入実績一覧表

部名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計額 %
	用紙	文具・事務	文書保存	機器類	OA機器	照明	自動車	制服・作業着	喫装・喫具	納入印刷	衛生用品	その他	
企画財政部	グリーン購入額	117,546	535,512	0	0	0	0	0	0	12,928,346	3,520	59,518	13,644,442
	全購入額	117,546	603,260	0	42,262	95,482	0	0	0	12,930,590	44,000	379,209	14,212,349
	比率	100.0%	88.8%	0	0.0%	0.0%	0	0	0	100.0%	8.0%	15.7%	96.0%
	グリーン購入可能額	117,546	535,512	0	0	0	0	0	0	12,928,346	3,520	59,518	13,644,442
総務部	グリーン購入額	117,546	535,716	0	0	0	0	0	0	12,928,346	3,520	59,518	13,644,706
	全購入額	117,546	535,716	0	0	0	0	0	0	12,928,346	3,520	59,518	13,644,706
	比率	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	グリーン購入可能額	988,854	1,403,087	89,100	9,900	0	0	3,725,700	0	585,396	6,040,353	27,687,728	14,898,704
市民部	グリーン購入額	1,232,128	2,007,156	101,024	54,747	309,650	0	0	0	5,620,613	101,211	309,703	9,736,232
	全購入額	1,322,601	2,918,851	102,608	510,048	319,550	0	0	0	11,506,361	102,135	4,442,202	21,257,686
	比率	93.2%	68.8%	98.5%	10.7%	96.9%	0.0%	0	0	48.8%	99.1%	7.0%	45.8%
	グリーン購入可能額	1,232,128	2,007,156	101,024	54,747	309,650	0	0	0	5,620,613	101,211	309,703	9,736,232
環境部	グリーン購入額	1,232,128	2,007,596	101,024	54,747	309,650	0	0	0	5,620,613	101,211	309,703	9,736,672
	全購入額	1,232,128	2,007,596	101,024	54,747	309,650	0	0	0	5,620,613	101,211	309,703	9,736,672
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	グリーン購入可能額	351,310	451,940	0	0	0	0	2,376	0	3,799,664	8,965	696,752	5,311,007
福祉保健部	グリーン購入額	351,310	451,940	0	0	0	0	0	0	3,799,664	8,965	696,752	5,311,007
	全購入額	351,310	451,940	0	0	0	0	0	0	3,799,664	8,965	696,752	5,311,007
	比率	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	グリーン購入可能額	1,130,814	1,909,946	0	0	183,396	197,692	106,150	165,726	4,963,097	3,615,304	572,158	12,844,283
子ども家庭部	グリーン購入額	1,130,814	2,242,143	0	157,335	197,692	106,150	165,726	165,726	5,723,417	3,655,211	1,592,653	15,294,958
	全購入額	1,130,814	2,242,143	0	157,335	197,692	106,150	165,726	165,726	5,723,417	3,655,211	1,592,653	15,294,958
	比率	100.0%	85.2%	0	0.0%	56.6%	100.0%	100.0%	100.0%	86.7%	98.9%	35.9%	84.0%
	グリーン購入可能額	1,130,814	1,909,946	0	0	183,396	197,692	106,150	165,726	4,963,097	3,615,304	572,158	12,844,283
子ども家庭部	グリーン購入額	690,071	3,121,037	0	0	0	0	0	0	1,830,092	1,710,942	4,286,288	11,640,212
	全購入額	742,606	5,110,495	0	1,839,302	254,232	0	39,236	40,876	2,283,644	3,711,374	21,759,200	35,782,285
	比率	92.9%	61.1%	0	0.0%	0.0%	0	4.5%	0.0%	80.1%	46.1%	19.7%	32.5%
	グリーン購入可能額	690,071	3,121,037	0	0	0	0	0	0	1,830,092	1,710,942	4,286,288	11,640,212
都市整備部	グリーン購入額	419,429	555,641	0	0	0	0	0	0	270,358	0	221,545	4,993,529
	全購入額	437,777	788,592	0	9,900	94,781	0	3,465,000	25,806	365,090	0	1,193,302	6,380,248
	比率	95.8%	70.5%	0	0	56.2%	0	32.2%	0	74.1%	0	18.6%	78.3%
	グリーン購入可能額	419,429	555,641	0	0	0	0	3,465,000	8,316	270,358	0	221,545	4,993,529
都市整備部	グリーン購入額	419,429	555,641	0	0	0	0	0	0	270,358	0	221,545	4,993,529
	全購入額	419,429	555,641	0	0	0	0	0	0	270,358	0	221,545	4,993,529
	比率	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	0	100.0%	0	100.0%	100.0%
	グリーン購入可能額	419,429	555,641	0	0	0	0	0	0	270,358	0	221,545	4,993,529

部名		1 用紙	2 文具・事務	3 文書保存	4 機器類	5 OA機器	6 照明	7 自動車	8 制服・作業着	9 寝装・寝具	10 納入印刷	11 衛生用品	12 その他	合計額 %
会計課	グリーン購入額	40,562	127,312	0	0	0	0	0	0	0	813,032	0	28,930	1,009,836
	全購入額	40,562	162,788	0	0	55,240	0	0	0	0	863,720	14,399	59,554	1,196,263
	比率	100.0%	78.2%	—	—	0.0%	—	—	—	—	94.1%	0.0%	48.6%	84.4%
	グリーン購入可能額	40,562	127,312	0	0	0	0	0	0	0	813,032	0	28,930	1,009,836
学校教育部	グリーン購入額	272,586	409,197	0	4,274,019	701,437	4,840	0	533,599	0	1,010,444	0	5,182,217	12,388,339
	全購入額	299,227	474,982	0	79,532,971	1,872,666	6,424	0	1,106,545	0	1,239,109	59,149	41,315,676	125,906,749
	比率	91.1%	86.2%	—	5.4%	37.5%	75.3%	—	48.2%	—	81.5%	0.0%	12.5%	9.8%
	グリーン購入可能額	272,586	409,197	0	4,274,019	701,437	4,840	0	533,599	0	1,010,444	0	5,182,217	12,388,339
小学校	グリーン購入額	5,271,776	11,607,145	0	2,979,933	142,353	29,590	0	59,422	0	956,428	679,607	4,036,248	25,762,502
	全購入額	5,432,338	22,413,030	0	3,078,200	522,959	1,367,897	0	489,375	41,536	966,328	1,480,598	43,686,521	79,478,781
	比率	97.0%	51.8%	—	96.8%	27.2%	2.2%	—	12.1%	0.0%	99.0%	45.9%	9.2%	32.4%
	グリーン購入可能額	5,271,776	11,607,145	0	2,979,933	142,353	29,590	0	59,422	0	956,428	679,607	4,036,248	25,762,502
中学校	グリーン購入額	2,723,360	4,995,220	0	1,788,316	0	0	0	1,782	0	639,298	309,100	3,581,238	14,038,314
	全購入額	2,911,661	8,411,928	0	1,913,148	0	683,102	0	247,082	0	1,259,963	321,255	22,725,144	38,473,283
	比率	93.5%	59.4%	—	93.5%	—	0.0%	—	0.7%	—	50.7%	96.2%	15.8%	36.5%
	グリーン購入可能額	2,723,360	4,995,220	0	1,788,316	0	0	0	1,782	0	639,298	309,100	3,581,238	14,038,314
生涯学習部	グリーン購入額	297,390	448,342	0	13,200	0	65,395	0	0	0	1,548,420	366,133	587,894	3,326,774
	全購入額	297,390	983,312	0	27,852	0	232,029	0	33,264	0	1,899,166	775,834	9,858,293	14,107,140
	比率	100.0%	45.6%	—	47.4%	—	28.2%	—	0.0%	—	81.5%	47.2%	6.0%	23.6%
	グリーン購入可能額	297,390	448,342	0	13,200	0	65,395	0	0	0	1,548,420	366,133	587,894	3,326,774
議会事務局	グリーン購入額	144,021	50,684	0	0	1,434	0	0	0	0	1,663,385	0	27,792	1,887,316
	全購入額	144,021	188,073	0	0	13,644	0	0	0	0	1,663,385	924	718,115	2,728,162
	比率	100.0%	26.9%	—	—	10.5%	—	—	—	—	100.0%	0.0%	3.9%	69.2%
	グリーン購入可能額	144,021	50,684	0	0	1,434	0	0	0	0	1,663,385	0	27,792	1,887,316
選挙管理委員会事務局	グリーン購入額	95,031	532,199	0	0	0	0	0	0	0	2,535,486	149,600	0	3,312,316
	全購入額	95,031	5,211,249	0	0	6,399	2,640	0	0	0	2,600,526	149,600	660,780	8,726,225
	比率	100.0%	10.2%	—	—	0.0%	0.0%	—	—	—	97.5%	100.0%	0.0%	38.0%
	グリーン購入可能額	95,031	532,199	0	0	0	0	0	0	0	2,535,486	149,600	0	3,312,316
監査委員事務局	グリーン購入額	5,891	30,390	0	0	0	0	0	0	0	44,550	0	0	80,831
	全購入額	5,891	42,534	0	0	0	0	0	0	0	44,550	0	0	92,975
	比率	100.0%	71.4%	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	86.9%
	グリーン購入可能額	5,891	30,390	0	0	0	0	0	0	0	44,550	0	0	80,831
	比率	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	100.0%

部名		1 用紙	2 文具・事務	3 文書保存	4 機器類	5 OA機器	6 照明	7 自動車	8 制服・作業着	9 寝装・寝具	10 納入印刷	11 衛生用品	12 その他	合計額 %
農業委員会事務局	グリーン購入額	22,093	15,695	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,788
	全購入額	22,093	42,853	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64,946
	比率	100.0%	36.6%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58.2%
	グリーン購入額	22,093	15,695	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,788
	グリーン購入可能額	22,093	15,695	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,788
	比率	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市合計	グリーン購入額	13,802,862	28,200,503	190,124	9,120,115	1,391,510	297,517	3,571,150	4,498,703	0	39,208,665	7,549,778	27,081,498	134,912,425
	全購入額	14,373,008	52,191,259	195,201	88,748,148	3,305,858	6,508,111	11,232,859	8,618,621	82,412	48,090,629	16,377,412	202,913,476	452,636,993
	比率	96.0%	54.0%	97.4%	10.3%	42.1%	4.6%	31.8%	52.2%	0.0%	81.5%	46.1%	13.3%	29.8%
	グリーン購入額	13,802,862	28,200,503	190,124	9,120,115	1,391,510	297,517	3,571,150	4,498,703	0	39,208,665	7,549,778	27,081,498	134,912,425
	グリーン購入可能額	13,802,862	28,239,649	190,124	10,503,369	1,795,166	297,517	3,571,150	4,552,911	0	39,308,115	7,549,778	27,733,149	137,543,790
	比率	100.0%	99.9%	100.0%	86.8%	77.5%	100.0%	100.0%	98.8%	—	99.7%	100.0%	97.7%	98.1%

4. 小金井市環境保全実施計画

小金井市環境保全実施計画は、第2次小金井市環境基本計画が目指す環境像「緑・水・生きもの・人・・・わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」を実現するために掲げる基本目標を実現するための市の事業における具体的な取組を、体系ごとに取りまとめたものです。

この計画は、第2次小金井市環境基本計画の実効性を高めるとともに、社会状況や地域の環境状況の変化に適切に対応するため、平成29年度を中間年度として前・後期それぞれ3か年単位で策定し、目標達成状況の点検・評価を行います。

平成30年度より、平成30年度から32年度の後期実施計画が開始されました。

小金井市環境保全実施計画（平成30～32年度）

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる						
1-1 環境学習の推進						
1-1-1 学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を強化する	小金井市全体で環境学習を推進するため、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、大学等の教育機関、公民館、環境学習館などのネットワーク化と連携を強化する。	継続	継続	継続	環境フォーラムを継続して開催し、様々な主体から参加者を募る。	環境政策課
	市民・事業者の自主的活動・取組を支援する。	継続	継続	継続	出前教室を開催するとともに、講師を派遣する。また、社会教育関係団体登録を充実させ、活用を促進する。	生涯学習課
1-1-2 環境学習の構想・計画を深化させ、推進する	各々の主体が協働して、小金井市らしい環境学習プログラムをつくり、提供していく。	継続	継続	継続	環境学習に取り組む様々な主体の連携を図る。	環境政策課
	誰もが環境学習に取り組めるように、講師リストなどのデータベース化を促進して環境学習を行う人材を把握し、登録と提供の仕組みをつくり、利用しやすい情報発信・広報等を工夫する。	継続	継続	継続	人材登録制度、講師リスト等を整備して人材、団体の把握に努め、市民、学校等の環境学習活動への派遣要請に対して紹介する。	環境政策課 生涯学習課 指導室
	環境学習関連資料の整備・提供をする。	継続	継続	継続	環境関連の資料を収集し、テーマ展示等で一般利用者に紹介するとともに団体貸出等にも活用する。	図書館 指導室
	体験学習や観察会・講座・講習会を開催する。	継続	継続	継続	成人大学、成人学校、子ども体験講座の開催や、講演会等の開催を後援する。	公民館 環境政策課
	環境基本計画の周知・普及に努める。	継続	継続	継続	ホームページによる周知のほか、環境フォーラム等で概要版を配布する。	環境政策課
	環境学習に食育の視点を取り入れて推進する。	継続	継続	継続	野菜・団らん・ふれあい・環境をキーワードに「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを、「Koganei-Style」として地域に展開していく。	健康課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
1-2 パートナースシップ・ネットワークづくり						
1-2-1 環境保全活動のネットワークとコーディネート推進する	市民、事業者、市などさまざまな主体の環境活動をつなぎ、小金井らしい創造的な環境保全活動を活性化していく。	継続	継続	継続	環境フォーラムの開催等を通じてさまざまな団体の交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う。	環境政策課
	環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーションの促進を図るとともに、様々な主体がパートナーシップに基づき、連携を強化し、協働して活動を展開する。	継続	継続	継続	環境講座、環境学習会、環境フォーラム、施設見学会等を様々な主体の協働で開催する。	環境政策課
1-2-2 市・市民・事業者の協働を推進する	ネットワークづくりのためのコーディネート機能を強化する。	継続	継続	継続	市内の大学や環境団体との連携とネットワーク化の強化に協力する。	企画政策課 コミュニ ティ文化課 環境政策課 生涯学習課
1-2-3 地域コミュニティを活性化	地域コミュニティの中で、人と人の絆を深めることによって環境保全活動の推進を図り、また、地域コミュニティ独自で、または市民活動団体との連携を深化させることによって新たな取組を創出する。	実施	継続	継続	地域コミュニティを基盤とした環境活動の支援、地域コミュニティと市民活動団体との連携に協力する。	環境政策課
1-2-4 広域的な連携を推進する	広域的な連携を強化し、環境保全に取り組んでいく。	継続	継続	継続	環境に関連した各種協議会に参加するとともに、周辺地域（近隣自治体等）へ環境フォーラム等の開催案内を発信する。 また、野川流域の自治体や環境団体などとの交流に協力する。	環境政策課
1-3 情報の積極的な活用						
1-3-1 環境情報を収集・整備し、提供する	環境情報を継続的に収集し、データベース化を進め、あらゆる主体が活用しやすい形で公開・提供する仕組みづくりを推進する。	継続	継続	継続	ホームページに掲載する情報については、クイックインデックス等を利用し、利用者から見やすい環境整備を進める。	環境政策課
	環境基本計画の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、様々な広報手段によって、あらゆる主体に情報提供を行っていく。	継続	継続	継続	ホームページ・公民館・図書館などの市施設に加え、JR駅などにも広報紙を設置し、より広く市政情報の提供に努める。	環境政策課 広報秘書課
1-3-2 効果的な情報発信を工夫する	環境基本計画の認知度・理解度を向上させるため、効果的な情報発信・広報など様々な手段について工夫する。	継続	継続	継続	環境フォーラム・環境講座等を通じて環境基本計画に関する情報発信を行うとともに、概要版の配布等によって認知度・理解度を高める。	環境政策課
	市民のライフスタイルの多様化に合わせた効果的な情報発信を検討する。	継続	継続	継続	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課
1-3-3 情報を行動に結びつけるコーディネート推進する	市内の自然環境や生きものに関する情報を提供する。	継続	継続	継続	湧水調査をし、結果を環境報告書等に記載する。	環境政策課
	環境行動指針を普及、啓発する。	継続	継続	継続	ホームページでの周知及び環境関連のイベント時に概要版を配布する。	環境政策課
	市民・事業者が小金井市の環境に興味を湧くような情報の提供によって、環境活動が始まる手助けを強化する。	継続	継続	継続	団体と協働して、催事場等での啓発グッズの配布を行う。 また、商工会等を通じて、事業者への環境基本計画の周知を図る。	環境政策課
	市民団体等が保有する環境情報を集約する仕組みづくりに取り組み、協働・連携して活動に取り組む主体間での情報共有を図る。	継続	継続	継続	環境活動を行う団体間のネットワークの構築を目指す。	環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
2 緑を守り育てる						
2-1 緑の保全						
2-1-1 永続的でまとまった緑地を保全する	緑の基本計画の推進等により、小金井市の特徴ある景観を形成している崖線やまとまった緑地を地形と一体で保全する。	継続	継続	継続	国分寺崖線の緑が面的に確保されるように努め、緑と景観、湧水の保全が図られるようにする。	環境政策課
	大規模な公園緑地などの永続性が保証された緑地について、適切な管理や整備を継続していく。	継続	継続	継続	安全性を保ち、快適に使用できるよう管理に努める。	環境政策課
2-1-2 民有地の緑を保全する	所有者の理解を得ながら、ヒートアイランド現象の緩和や火災等に対する減災の面からも見直されている農地や屋敷林等の民有地の緑を保全していく。	継続	継続	継続	保全緑地活用、市民緑地制度を検討する。	環境政策課 農業委員会
	民有地の緑の保全に効果のある既存制度の活用に加えて、支援のあり方を検討していく。	継続	継続	継続	保存樹木指定・保存生垣指定制度を啓発し活用する。	環境政策課
2-1-3 緑を適切に管理し、活用を推進する	緑の現況に関する調査をする。	継続	継続	継続	緑の現況把握調査を継続する。また、基礎データの蓄積を図り、緑化に関する普及・啓発に活用する。	環境政策課
	緑の現状について、継続的に把握し、広報等に努め、市民などに緑の保全の重要性を理解してもらう啓発活動を推進する。	継続	継続	継続	住民・事業者に緑の実態を広報し、保有者に対して保全を働きかける。	環境政策課
	宅地開発等指導要綱により緑地を保全する。	継続	継続	継続	まちづくり条例に規定する指定開発事業を行う場合、敷地面積の3%又は6%の緑地・公園を設置する。	まちづくり推進課 環境政策課
	市民や専門家と連携し、緑地の保全・整備方針を検討する。	継続	継続	継続	緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていく。	環境政策課
	小規模な公園などで、適切な管理が必要なところについては、市民参加（ボランティア）による公園等の管理（アダプトプログラム）を普及・啓発する。	継続	継続	継続	市民参加による公園等の管理を検討し、清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進する。	環境政策課
	市民緑地制度の活用の可能性を検討する。	継続	継続	継続	土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿うものを検討する。	環境政策課
	公共施設敷地内への植樹を推進するとともに、民間の大規模施設においても事業者の理解を得ながら緑化を促進し、新しく緑を増やしていく。	継続	継続	継続	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。また、民間の大規模施設においては環境配慮指針によって緑地等の確保に向けた指導を行う。	関係各課
	雑木林の保全を継続する。	継続	継続	継続	環境緑地・公共緑地を継続して保全する。	環境政策課
2-2 緑の創造						
2-2-1 新たな公園緑地等を確保する	減少傾向にある緑を確保するため、緑の連続性に配慮した新たな公園緑地を確保する。	継続	継続	継続	公園整備事業によって緑地を継続して確保する。	環境政策課
	まちづくり施策の中で、計画的な公園整備を進めていく。	継続	継続	継続	土地区画整理事業で、適切な公園整備を図る。	区画整理課
2-2-2 緑化を推進する	沿道や遊歩道などの植栽や街路樹など連続性をもたせるようなまちづくりをする。	継続	継続	継続	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。	道路管理課
	敷地や建物の緑化などを積極的に推進するために、助成などの啓発活動を実施していく。	継続	継続	継続	生け垣造成奨励金により助成する。	環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
2-2-2 緑化を推進する	公共施設の整備にあたっては、敷地などの緑化を推進する。	継続	継続	継続	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。	関係各課
	緑を創造する取組にあたり、緑の連続性、水との一体性の確保、在来種による緑化など地域の生態系に望ましい植物選びなどに配慮する。	実施	継続	継続	指定開発事業にあたって、都策定の「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にし、緑化の協議を行っていく。	環境政策課
	大型店舗や集合住宅などの駐車場等の緑化を促す。	継続	継続	継続	指定開発事業にあたっては、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め緑化を促す。	環境政策課
2-3 まちづくりにおける農の活用						
2-3-1 農地を保全・活用する	農業者や農業団体、市民などが連携して、まちづくりに農を位置づけ、農業者が長期的な展望とやり甲斐を持って農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、地産地消の新鮮で安心なおいしい食材の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みを享受できるようにする。	継続	継続	継続	認定認証農業者に対する補助制度の充実や、東京都の都市農業に関する補助制度を積極的に活用し、長期的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。	経済課 農業委員会
	農業の担い手の支援・育成をする。	継続	継続	継続	年間を通じ簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図る。認定農業者となった者から担い手支援を図っていく。	経済課 農業委員会
	生産緑地を保全する。	継続	継続	継続	都市計画公園と重複している箇所は、積極的に取得に努め、公園として整備を図る。生産緑地法等の改正に伴い生産緑地地区の指定基準が緩和されたため、農業者に積極的に周知を行い、追加指定による生産緑地地区の増加を図る。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」が成立し、貸借が可能となった場合は、農園の開設等の対策を講じ保全していく。	環境政策課 農業委員会
	農地の保全に関する先進事例を調査・研究し、農地の保全・活用方策を検討する。	継続	継続	継続	都市農地を有する自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会にて、都市農地の保全・活用の調査・研究を推進する。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」成立後の具体的な方策について検討していく。	経済課 農業委員会
	農業者と一般市民とが顔の見える関係を大切にしなが、市民と農業者の連携による援農、交流を活性化する。	継続	継続	継続	体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深める。また、平成29年度から本実施となった援農ボランティア事業を活用し、担い手不足等の課題を解決していくとともに市民と農業者の連携、交流を図っていく。	経済課 農業委員会

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
2-3-1 農地を 保全・活用する	営農の難しい農地を市民農園や 体験型市民農園として存続に取り 組む。	継続	継続	継続	引続き農園事業に取り組む。 また、「都市農地の貸借の 円滑化に関する法律案」が 成立し、生産緑地の貸借が 可能となれば、生産緑地に おいても市民農園の開設が 可能となるため積極的に営 農困難な農地を農園事業と して活用していく。	経済課
	農薬や化学肥料の使用を抑えた 環境保全型農業事業を促進す る。	継続	継続	継続	東京都工口農産物認証制度 を利用し、減農薬と減化学 肥料に取り組む。	経済課 農業委員会
2-3-2 農作物 や園芸植物の在来品 種を保全する	生物多様性と文化多様性の保全 の観点から極めて重要な農作物 や園芸植物の在来品種の保存に 取り組む。	継続	継続	継続	農業祭や料理教室等のイベ ントを通じ江戸東京野菜の PRを行う。また、江戸東 京野菜生産農家と市内飲食 店を結びつけ、飲食店にお いて使用できる環境整備を 行う。	経済課 農業委員会
2-3-3 食糧の 自給と安全性を確保 する	農家・大学・市民団体が連携 し、地場産の農作物と食文化や 地域行事との関わりを伝承して いく。	継続	継続	継続	農家・大学・市民団体が共 に取り組めるイベント等を 模索する。	経済課 農業委員会
	小金井市の食料自給率を高める 役割に加えて、農産物の流通に よる環境負荷の低減に寄与す るため、地場野菜の利用・流通支 援等により野菜等の農作物の地 産地消を促進させ、農地の保 全・維持と地域の食文化の保全 を推進する。	継続	継続	継続	一日生活教室を通じ、地場 野菜を使った料理講習会を 引き続き実施していく。ま た、学校給食の地場野菜の 導入率を高めるため、栄養 士と農家の打合せ等の調整 について協力する。	経済課 農業委員会
3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する						
3-1 地下水・湧水に関する現況把握						
3-1-1 地下 水・湧水の現況を把 握する	地下水水質の定期的な調査・監 視をする。	継続	継続	継続	定点での定期的な水質の検 査をする。	環境政策課
	定期的な湧水調査をする。	継続	継続	継続	3か所の湧水調査を行って いる。	環境政策課
	定期的・継続的なモニタリング を可能にするため市民・研究機 関等との連携など必要な仕組 みを整える。	継続	継続	継続	環境市民会議や東京都土木 技術センターの井戸・湧水 調査と連携・協力を行う。	環境政策課
3-1-2 地下 水・湧水についての 情報を蓄積し、提供 する	地下水・湧水についての情報収 集・整理・分析を行い、調査 データを蓄積してホームページ 等で情報発信する。	継続	継続	継続	井戸14地点湧水1地点の 水質測定を年4回行い、地 下水保全会議等を通じて結 果を分析している。	環境政策課
3-2 地下水・湧水の保全						
3-2-1 地下水 位を確保する	地下水・湧水を保全するため、 雨水浸透施設等設置を促進す る。	継続	継続	継続	市民に設置に係る支援の情 報を広報して設置の協力を お願いし、昭和63年8月 以前の建築物を既存建物と し、助成金を交付する。	下水道課
	地下水・湧水を保全するため道 路の雨水浸透性舗装の採用を推 進する。	継続	継続	継続	歩道舗装を透水性舗装にす ることで、道路雨水の浸透 を促進する。	道路管理課
	雨水タンク設置を支援し、促進 する。	継続	継続	継続	雨水貯留施設設置費補助制 度の広報に努め、設置率の 向上を図る。	環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
3-2-2 地下水脈の分断を防止する	地下構造物の建設によって、地下水の流れに影響が出ないように、地下水及び湧水を保全する条例に基づく地下水影響工事に係る書類を提出させ、工事等による地下水への影響をチェックしていく。	継続	継続	継続	開発事業等による地下水への影響について、ボーリング調査データ等から状況を把握するとともに、提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行うなどして影響の未然防止に努める。	環境政策課
3-2-3 地下水質を保全する	定期的な地下水の水質モニタリングにより、地下水質に影響のおそれのある事業活動に対する監視・規制や指導を徹底していく。	継続	継続	継続	井戸14地点湧水1地点の水質を年4回測定することによって水質監視を継続するとともに、開発工事事業者・市民等に地下水保全条例の周知を継続する。	環境政策課
3-3 河川環境の保全						
3-3-1 河川流量の安定的な確保に向けて協働する	市民・行政・専門家等が協働し、都や流域自治体などへも働きかけながら、野川をはじめとする河川において、流量を安定的に確保する取組を推進する。また、雨水浸透や雨水貯留による節水等の取組を促進させる。	継続	継続	継続	雨水や用水の導入等、河川流量を増やす方策を検討する。助成金や設置費補助制度により雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を促進する。	環境政策課 下水道課
3-3-2 河川水質を良好に保つ	生活排水の流入がなくなり、改善された野川の水質を今後も良好な状態のまま保つ。	継続	継続	継続	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課
	一定以上の降雨時における下水越流水の河川流入による水質汚濁の防止に努める。	継続	継続	継続	道路上に雨水浸透ますを設置することにより、下水管きょへの雨水流入を抑制していく。	下水道課
	研究機関や市民団体と協働で、流量減少による生物への影響把握や保全・回復に向けた検討を進める。	継続	継続	継続	関係する近隣市や関係機関と協力して、河川等の再生に取り組む。	環境政策課
3-4 地下水・湧水生態系の保全						
3-4-1 崖線緑地を保全する	崖線からの湧水量を確保するために重要な働きをしている、崖線緑地を保全する。	継続	継続	継続	国分寺崖線の緑が面的に維持・確保されるよう努めるとともに、湧水にいたる地下水の流れが妨げられないよう地下水保全条例を運用する。	環境政策課
3-4-2 崖線緑地に育まれた湧水生態系を保全する	年間を通じて安定的な水温を保ち、独特な生きものが生息する湧水生態系を、崖線緑地等と一体的に保全する。	継続	継続	継続	生物多様性の確保に重要な湧水生態系の生きもの調査を、団体との連携や市民参加で継続する。	環境政策課
3-5 水の循環的利用						
3-5-1 節水を推進する	日常生活や事業活動における節水の重要性を啓発し、節水行動を促進する。	継続	継続	継続	環境行動指針の啓発などを通じ節水意識の向上と実践に努める。	環境政策課
3-5-2 用途に応じた合理的な水利用を推進する	公共施設や大規模施設での中水利用を検討する。	継続	継続	継続	新設する公共施設の建設計画にあたっては、できる限り中水利用施設の設置を計画する。	関係各課
	雨水を貯留し、散水などへの利用を実践する。	継続	継続	継続	雨水貯留施設設置費補助制度により、設置率の向上に努める。	環境政策課
3-5-3 地下水の適正利用に向けた環境を整える	災害時利用のための井戸の管理を徹底する。	継続	継続	継続	防災井戸や災害用井戸を適正に管理する。	地域安全課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
3-6 市民等の啓発と連携						
3-6-1 情報収集や環境保全活動を連携して推進する	地下水や湧水に関する情報を市民に提供する。	継続	継続	継続	地下水・湧水についての情報収集・整理・分析を行い、調査データをホームページ等で情報発信する。	環境政策課
	市民等が参加するモニタリング、学習会、環境保全活動を行い、地下水・湧水・河川への関心や理解を高め、環境保全活動を発展させる。	継続	継続	継続	環境市民会議による地下水・湧水のモニタリングや環境講座を支援する。	環境政策課
4 自然環境を一体的に保全する						
4-1 自然環境の保全						
4-1-1 水と緑の連続性を確保する	大規模公園・緑地・大学の緑や住宅地の緑をつなげ、また、湧水等を再生させて、緑と水を一体的に回復・創造していく。	継続	継続	継続	つながりが弱い南北の水とみどりのネットワーク形成のあり方等を検討し、水とみどりのネットワーク形成に努める。	環境政策課
4-2 生物の多様性の保全						
4-2-1 生息空間を保全・創出する	ボランティア等の活動を推進し、学校花壇や農園、ピオトップ等の生物の生息空間の適正な維持管理に努める。	継続	継続	継続	学校花壇や農園、ピオトップ等の適正な維持管理に努める。	指導室
	野川の自然再生に継続して取り組む。	継続	継続	継続	野川調節池の自然再生の取組を充実していく。	環境政策課
4-2-2 動植物を保護する	湧水地の生きもの調査を団体や市民参加で継続し、調査結果を施策や環境教育に生かす。	継続	継続	継続	湧水地の生きもの調査を継続する。	環境政策課
4-3 人と自然とのふれあいの確保						
4-3-1 水や緑に親しめる遊歩道を整備する	水とみどりのネットワークに沿って、遊歩道などの整備を検討する。	継続	継続	継続	廃滅水路等を利用して、遊歩道・緑道などの整備が可能か検討する。	道路管理課
4-3-2 自然にふれあう機会をつくる	市民・団体・事業者・大学等の教育機関・市が協働して、市内の自然にふれあえる環境学習プログラムやイベントを開催していく。	継続	継続	継続	市民向けの環境ワークショップ等を企画し、実施する。	環境政策課
5 公害を未然に防止する						
5-1 公害対策						
5-1-1 大気汚染対策を推進する	市内事業者等を対象として、地球温暖化対策や公害防止対策等に必要な設備導入を推進する。	継続	継続	継続	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により、特別設備資金のあっせんを行い、特定金融機関から融資を受けた際の利子及び保証料の一部を補助する。	経済課
	自家用車利用から公共交通や徒歩・自転車への転換促進をする。	継続	継続	継続	CoCoバスの運行及び自転車利用により自家用車の運転を抑制する。CoCoバスの運行ルートの見直しを含めた総合的な検証を行う。	交通対策課
	公用車等に低公害車の導入を促進する。	継続	継続	継続	公用車の買い換えの際は、グリーン購入ガイドラインに基づき環境負荷の少ない車両を導入する。	環境政策課
	自転車駐車場の整備・駐輪台数の確保を推進する。	継続	継続	継続	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課
	アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いをする。	継続	継続	継続	2,000㎡以下の届出受付を行う。	環境政策課
5-1-2 水質汚濁対策を推進する	工場・事業所への排水規制をする。	継続	継続	継続	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
5-1-3 土壌・地下水汚染対策を推進する	土壌・地下水汚染対策について、事業所等に啓発する。	継続	継続	継続	ホームページ等による情報提供を行う。	環境政策課
	汚染の未然防止に向けて、事業者による化学物質の適正管理や、除草剤等の適正使用を指導する。	継続	継続	継続	広報を通じて、除草剤の適正使用を周知する。	環境政策課
	化学物質の適正管理を促進する。	継続	継続	継続	化学物質取扱い事業所から使用量報告を提出してもらう。	環境政策課
	低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	継続	継続	継続	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	経済課 農業委員会
5-1-4 その他の生活環境への影響を防止する	地区計画制度、建築協定によるまちづくりを推進する。	継続	継続	継続	まちづくり条例により、地区計画制度、建築協定の作成手続き等の支援を行う。	まちづくり推進課
	生活型公害に関する苦情処理・相談機能を充実する。	継続	継続	継続	国・都等の研修制度を利用し、苦情処理・相談に対する対応方法等の向上を図る。	環境政策課
	放射能問題などの新たな公害問題について現状把握に努めるとともに学校給食等の安全性を確保する。	継続	継続	継続	空間放射線量の測定及び給食食材放射性物質の測定結果をホームページ等により情報提供する。 また、希望する市民に対し、食品の放射能測定を、市民協働で実施する。	環境政策課 経済課 地域安全課
5-2 有害化学物質対策						
5-2-1 化学物質を適正管理する	教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定・改善をする。	継続	継続	継続	公共施設における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	学務課 保育課
	市民・事業者に対して化学物質の適正な使用・管理・廃棄を指導する。	継続	継続	継続	化学物質取扱い事業所から使用量報告を提出してもらう。	環境政策課
	P R T R 制度や環境確保条例に基づく情報提供をする。	継続	継続	継続	ホームページ等による情報提供をする。	環境政策課
	化学物質に関するデータベースの整備・活用を行い、市民等への情報提供をする。	継続	継続	継続	化学物質に関する情報をホームページ等により提供をする。	環境政策課
5-2-2 リスクコミュニケーションを促進する	化学物質の環境リスク情報の公開をする。	継続	継続	継続	環境リスクに関する情報をホームページ等により提供する。	環境政策課
	市民や事業者とのコミュニケーションの更なる充実を図る。	継続	継続	継続	環境リスクに関する情報を市民・事業者と共有する。	環境政策課
5-3 ヒートアイランド対策						
5-3-1 建物敷地・道路・建築物における緑化を促進する	建物敷地・道路・建築物における緑化を促進する。	継続	継続	継続	小・中学校の校庭の芝生化を進める。小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課 道路管理課
	道路等の人工地盤における雨水浸透性や保水性の向上を図る。	継続	継続	継続	歩道の透水性舗装を促進する。 雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進し、打ち水の取組を奨励する。	道路管理課 環境政策課
	省エネルギー性能の優れた建築物の普及促進により、人工排熱の低減を図る。	継続	継続	継続	公共施設等においてエクセルギーを有効に活用する。	環境政策課
5-3-2 緑の保全・壁面緑化等を普及促進する	緑のカーテンを普及促進する。	継続	継続	継続	公共施設を対象に屋上緑化・壁面緑化を推進する。	庶務課 環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
6 小金井らしい景観をつくる						
6-1 小金井らしい景観の確保						
6-1-1 小金井らしい景観を保全する	国分寺産線や農地、屋敷林などを保全し、活用していく。	継続	継続	継続	環境保全緑地や保存樹木の指定等を行い、緑地の保全を図る。	環境政策課 農業委員会
	指定開発事業においては、環境配慮指針に基づき小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていく。	継続	継続	継続	指定開発事業にあたっては、事業者環境配慮指針に適合するような計画にするよう指導の徹底を図る。	まちづくり推進課 環境政策課
6-1-2 まちなみを美しく保つ	ポイ捨ての防止などの普及啓発活動を促進させ、環境美化活動を継続する。	継続	継続	継続	定期的なパトロールの実施及び不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。	ごみ対策課
	ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ・アプリ等広報媒体を活用した周知を行い、ごみ出しマナーの向上に努める。	ごみ対策課
	屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。	継続	継続	継続	パンフレットを作成し配布する。	道路管理課
	アダプトプログラムを推進する。	継続	継続	継続	アダプトプログラムによる環境美化サポーター制度の活用促進や、新たなプログラムの開発を推進する。	企画政策課 環境政策課 道路管理課 ごみ対策課
6-2 文化遺産の保全						
6-2-1 文化遺産を保全・継承する	現地見学などを通じて、文化財とふれあい、情報や親しむ機会を提供する。	継続	継続	継続	文化財センターでの展示、各種講座、文化財・史跡めぐりをテーマとしたまち歩き等を実施する。	生涯学習課
	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	継続	継続	継続	緑地保全については関係課と相互の調整を図る。法に基づく適正な農地の肥培管理を促す。制度を活用した保全を図る。農地・屋敷林等について、所有者と保全に向けた調整を図る。	経済課 農業委員会 環境政策課
6-2-2 文化遺産をまちづくりに生かす	玉川上水や浴恩館等の史跡の保全・活用に向けて情報提供や親しむ機会を作る。	継続	継続	継続	文化財センターで文化財等の企画展を開催することや文化財めぐりで現地を見学してもらう。	生涯学習課
	水田・用水路復活としての自然再生事業を支援する。	継続	継続	継続	野川自然協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課
7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる						
7-1 ごみを出さない						
7-1-1 ごみになるものはもらわない・買わない	簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、レジ袋の削減等を奨励する。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、ごみになるものはもらわない・買わない取組やリサイクル推進協力店認定制度の周知を図る。	ごみ対策課
	分別等の指導により、ごみの減量及び資源化を促進させる。	継続	継続	継続	事業所の排出状況調査及び分別等の指導を行う。	ごみ対策課
	マイバック持参を奨励する。	継続	継続	継続	消費生活展等において、引き続き、啓発用グッズを配布し、マイバック持参を奨励する。	経済課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
7-1-2 ライフスタイルを変える	ごみを出さないライフスタイルの普及啓発をする。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、ごみを出さないライフスタイルを推進する。	ごみ対策課
	ごみを出さないこと（発生抑制）を最優先とし、リユース、リサイクルを意識した行動を実践することができるよう、啓発活動を強化する。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）を推進する。	ごみ対策課
	ごみをテーマとした環境学習の場を提供する。	継続	継続	継続	小・中学校や町会・自治会・子供会等へ市職員を講師として派遣する出張講座を実施する。	ごみ対策課
7-2 資源循環の推進						
7-2-1 リユースを促進する	リユース（再使用）に取り組むための情報を提供する。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、リユース施策等の情報を提供する。また、家庭で使わなくなった物を譲りたい方、譲ってほしい方に利用してもらうため、不用品交換コーナーの活用を市報等で周知する。	ごみ対策課 経済課
	市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を引き続き検討する。	継続	継続	継続	消費者団体の取組みを支援し、再利用・再資源・省資源化を推進する。	経済課
	環境学習関連資料を提供する。	継続	継続	継続	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室
7-2-2 分別排出・回収の取組を強化する	ごみの分別の徹底を図る。	継続	継続	継続	清掃指導員による分別指導を強化する。	ごみ対策課
	販売事業者に対してトレイ等の自主回収を継続的に働きかける。	継続	継続	継続	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大に向けて、事業所への働きかけを行う。	ごみ対策課
	品目別のリサイクルのルート構築に取り組む。	継続	継続	継続	効率的な資源化ルートを構築し有効利用先を確保する。	ごみ対策課
7-2-3 グリーン購入を推進する	グリーン購入を周知し、普及啓発を進める。	継続	継続	継続	ホームページ等を活用し、市民・事業者等にグリーン購入についての普及啓発を図る。	環境政策課
	市の事務事業では、グリーン購入に率先して取り組む。	継続	継続	継続	庁内のグリーン購入実績をホームページで公表し市の取組として報告する。	環境政策課
7-3 適正な処理						
7-3-1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す	ごみ収集車両等には、環境負荷の少ない車両の導入に努める。	継続	継続	継続	ごみ収集車両の買い換えの際には、環境負荷の少ない車両を購入する。	ごみ対策課
	一般廃棄物の減量や適正処理を徹底し、廃棄物処理による環境負荷を削減する。	継続	継続	継続	収集された不燃系ごみの徹底した選別を行い、資源化処理を図る。	ごみ対策課 (中間処理場)

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
7-3-2 新たな処理施設のあり方を検討する	可燃ごみの共同処理に向けて、新可燃ごみ処理施設の整備を行う。	継続	完了		浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、小金井市）で実施する新可燃ごみ処理施設整備・運営事業が円滑に進むよう、構成市として与えられた責任を果たす。	ごみ対策課
	不燃・粗大ごみ処理施設のあり方を検討する。	継続	継続	継続	清掃関連施設整備基本計画に基づき、施設整備予定地周辺住民との協議を重ね、再配置事業に取り組む。	ごみ対策課
7-4 有機性資源の有効利用						
7-4-1 生ごみの堆肥化利用を促進する	生ごみ減量化処理機器の普及を図る。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を広く周知する。	ごみ対策課
	堆肥化施策による生ごみの資源化を推進する。	継続	継続	継続	生ごみ堆肥化施策を推進し、有機性資源の有効利用を推進する。	ごみ対策課
7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する	学校樹木の剪定・枝葉資源化事業をする。	継続	継続	継続	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	学務課 保育課
	公園・街路樹等の剪定を行い、枝葉を利用する。	継続	継続	継続	剪定枝のチップ化を行い、緑のリサイクルに努める。また、街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等は自らリサイクル（チップ化等）に努めるように指示する。	環境政策課 道路管理課
7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する	公園の枯葉を堆肥にして、農家に提供する。	継続	継続	継続	緑のリサイクルをする。情報の共有化を図る。 ※東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が原子炉から大気中に放出されたため、落葉堆肥の生産・流通については国から自粛するよう通知がなされている。状況により事業を再開する。	環境政策課 農業委員会
	枝木・雑草類・落ち葉の有効利用を図る。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して周知に努め、可燃ごみの減量に繋がる枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図る。	ごみ対策課
8 地域から地球環境を保全する						
8-1 地球温暖化の防止						
8-1-1 地球温暖化対策を推進する	地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、地球温暖化対策を総合的に推進する。	継続	継続	継続	地球温暖化対策実行計画（市役所版）を推進し、庁内の温室効果ガスを削減する。	環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
8-1-2 エネルギー利用に伴う環境負荷を削減する	電気・ガス・水を節約する。	継続	継続	継続	庁内の電気・ガス・水道を節約する。	全課
	自動車の運行によって排出される二酸化炭素の排出削減を目指す。	継続	継続	継続	庁舎間あるいは公共施設間の移動には、徒歩や自転車利用のほか公共交通機関の利用に努め、市民・事業者に対しても公共交通機関の利用を促進する。また、エコドライブ講習会を実施する。	環境政策課 交通対策課
	エネルギーを削減するライフスタイルの普及啓発活動を促進する。	継続	継続	継続	環境行動指針のチェックシートを活用する。	環境政策課
8-1-3 エネルギーを創出する（再生可能エネルギー）	公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入に努める。	継続	継続	継続	公共施設の建設・改修工事では、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・雨水貯留施設等の設置を検討する。	関係各課
	住宅に対する再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援する。	継続	継続	継続	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金により、住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。また、小金井市増改築資金あっせん制度により、自己の居住する家屋の増改築、太陽光発電設備等の設置を行う市民に、その資金の一部の融資をあっせんし、利息の助成を行う。	環境政策課 まちづくり 推進課
8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する	自転車駐車場の整備とともに自転車利用を促進するなど、自動車に依存しない、環境に配慮した都市整備を進める。	継続	継続	継続	公道にある放置自転車等を継続的に撤去し、駐車秩序の確立を図る。	交通対策課
	公共施設整備において、省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・再生可能エネルギー活用等による環境配慮事業を促進する。	継続	継続	継続	公共施設の整備に際して、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・風力発電の設置を検討する。	関係各課
8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する	建築物等におけるエネルギー負荷の削減を促進する。	継続	継続	継続	断熱性能向上やエクセルギーの有効活用など、住宅等における省エネ対策を促進する。また、雨水を生かしたまちづくりをめざし、雨水浸透ます・雨水貯留施設の設置を推進する。	環境政策課 下水道課
	既存の緑や河川等の水辺を生かして、まちの東西・南北に水とみどりのネットワークの形成を図る。	継続	継続	継続	温室効果ガス吸収源として、崖線・農地・屋敷林・寺社林等の緑を保全する。	環境政策課
	指定開発事業について、環境配慮指針に基づき、事業計画を指導していく。	継続	継続	継続	指定開発事業には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め、環境に配慮した開発事業を指導する。	まちづくり 推進課 環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
8-2 オゾン層の保護						
8-2-1 フロン類を適正回収する	オゾン層を破壊するフロン類の適正な回収・処理を促進する。	継続	継続	継続	フロン回収業者に対し、フロン類が適正に回収・処理されるよう情報提供を行う。	環境政策課
8-3 その他の地球環境保全						
8-3-1 地球環境に負荷を与える行動を見直す	市報等を通じ、市民や事業者が地球環境に負荷を与える行動を見直すための情報提供を行う。	継続	継続	継続	環境行動指針を提供し、地球環境破壊につながる行動の見直しを啓発する。	環境政策課
8-3-2 森林資源を保護する	多摩産木材の利用を推進する。	継続	継続	継続	公共施設の増改築において、積極的に多摩産木材を採用する。	関係各課
8-3-3 環境問題を通じた国際交流に積極的に参加する	小金井市における環境保全の取組の推進・活性化に向けて、国際的な取組の動向に関する情報収集に努める。	継続	継続	継続	国際交流を進めている地元大学と連携して、小金井市の環境や保全活動の情報を発信する。	環境政策課

用語解説

用 語	解 説
アスベスト	天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質を持つため、建築材料や自動車のブレーキ、クラッチ板等に幅広く使用されている。アスベストの除去等の工事について、法律、条例で届出を義務づけている。
雨水浸透ます	透水性をもつように作られた雨水ますで、ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を砕石を通して地中に浸透させる施設。
オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロン等のオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。
温室効果ガス	太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こす原因とされている。
COD（化学的酸素要求量）	水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウムなど）で分解する際に消費される酸素の量を示す。流れが緩やかな湖等では、有機物を分解せずに酸素を消費する植物プランクトンや、植物プランクトンをエサにする動物プランクトンがいるため、BODでは正確な有機汚濁が測れない。そこで、化学的な手法CODを有機汚濁状況の指標に用いる。
環境確保条例	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。自動車公害対策、化学物質の適正管理や土壌汚染対策、温室効果ガスの排出抑制を求める地球温暖化対策計画書制度や環境配慮の建築計画書制度等が定められている。
環境行動指針	環境基本計画に沿って市、市民及び事業者が、環境保全行動をとるための指針。小金井市環境基本条例第 12 条で策定が決められている。

環境審議会	市の環境の保全等に関する重要な事項を審議するための、市長の附属機関。国の環境基本法及び小金井市環境基本条例第 26 条に基づき設置されている。市長の委嘱により公募市民、事業者、学識経験者、関係行政機関職員等から構成される。
環境保全実施計画	小金井市環境基本条例第 11 条で、策定が決められている。行政が、環境基本計画に沿って取り組む施策事業を明らかにし、その実施状況を点検・評価するために策定する計画。
環境マネジメントシステム	組織（企業等）の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取組を継続して改善していくための組織的な仕組みのこと。環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行、記録し、その実施状況を点検して方針等を見直す一連の手続を定めている。
空間放射線量	大気中の放射線の量。単位はGy（グレイ：放射線のエネルギーが物質にどれだけ吸収されたかを表す単位）やSv（シーベルト：人が放射線を受けたときの影響の程度を表す単位）で表される。
グリーン購入	必要な製品やサービスを購入するときに環境負荷ができるだけ少ないものを優先的に選ぶこと。国のグリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）では、国・地方公共団体がグリーン購入を進めることを義務付け、製品やサービスの基準を定めている。また企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」等も基準を設けている。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、日射により光化学反応を起こして生成される酸化性物質のうち、オゾン、アルデヒド等の二次的大気汚染物質群の総称。光化学スモッグの主な原因とされている。
コーディネート	さまざまな主体間の連絡・調整を行い、それらが共通の目的の実現のために協力し合い、全体として大きな力が発揮されるようにすること。
小金井市環境市民会議	小金井市環境基本条例第 27 条に基づき、平成 16 年 9 月に設立された組織。市民、事業者、教育機関、市等が協力して環境問題を解決することを目的とし、環境活動の企画立案・実施、環境活動のコーディネート、環境情報センター機能提供、市長への提案等に取り組んでいる。小金井市在住・在勤・在学の人なら誰でも会員になれる。 環境市民会議ホームページ http://www.koganei-kankyo.org/

用語解説

小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	小金井市の貴重な財産である地下水や湧水を保全するために、小金井市が制定した条例。保全のために地下水に関する情報収集を重視した条例は全国でも先進的。平成 17 年 7 月施行。
国分寺崖線（はげ）	小金井の市域を構成する武蔵野段丘と立川段丘を分ける急崖で、多摩川が武蔵野段丘を削り取ってつくられた。崖線に沿って野川が流れ、ところどころに湧水もみられる。
親水	水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取組も親水活動の一環ととらえるようになった。
シンチレーションサーベイメータ	放射線測定器のひとつ。ガンマ線やエックス線と反応して微弱な光を発する物質（シンチレーター）を使って、放射線のエネルギーや線量を測定する。他にGM式サーベイメータ（いわゆるガイガーカウンター）等がある。
PH(水素イオン濃度)	水の酸性・アルカリ性の程度を示す。PH7が中性で、7より小さいと酸性、大きいとアルカリ性である。
BOD(生物化学的酸素要求量)	水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表す。川等に入る排水中の有機物の量を微生物の活動によって測定するもの。河川の有機汚濁状況を示す指標である。
生物多様性	現在、地球上には 300 万種を超える生物が生息・生育していると推測される。この膨大な種は 30 億年を超える生物の歴史を経て多様化してきたものであり、複雑な相互関係で結ばれつつ、多様な環境下で生物社会をつくりあげている。このように、生物が多くの種に分化し、その類似の程度が一様でない現象を生物の多様性という。生物多様性国家戦略では、「生物が遺伝子レベル、種レベル及び生態系レベルで変異性を保ちながら存在していること」と定義している。
地球温暖化	石油等の化石燃料の燃焼により、二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象を言う。海面の上昇や気候の変化をもたらし、人類の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。
地産地消	「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉。地産地消を進めることにより、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制等の効果が期待される。

窒素酸化物	窒素の酸化物の総称であるが、大気汚染としては一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO ₂)が主であり、通称ノックス(NO _x)と呼ばれている。主に燃焼により発生し、自動車排気ガス、工場や事業場等が主な発生源であり、燃焼により空気中の窒素と酸素が反応して生成する場合と燃料由来の窒素化合物から生成する場合がある。自然界においても雷や土壌中の微生物によって生成される。人間活動に伴って発生する窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線等により酸素やオゾン等と反応し二酸化窒素に酸化する。二酸化窒素は細胞内で強い酸化作用を示して細胞を傷害するため、粘膜の刺激、気管支炎、肺水腫などの原因となる。健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。窒素酸化物は、非メタン炭化水素(NMHC)との相互作用により光化学スモッグの原因となり、また水に溶けると硝酸や亜硝酸となるため酸性雨の原因にもなっている。
中水	上水、下水に対する言葉で、ビルや団地などにおいて、貯留した雨水や下水処理水を飲料水以外の生活用水等に循環利用する。
テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、抽出用溶剤・ドライクリーニング溶剤等として用いられている。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝機能障害が指摘されている。
トリクロロエタン	無色の燃えにくい液体であり、洗浄力に優れているため金属部品、電気部品等の洗浄用に使用されている。
トリクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体等に用いられている。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらす。
野川の自然再生事業	自然再生事業は過去に失われた、緑や生きものといった自然環境を地域の方々と共に再生するための事業。新しい自然を作り出すのではなくて、過去に存在して損なわれてしまった自然環境を取り戻すことを目的としている。
パートナーシップ	市民、市民団体、事業者、市等の各主体が、それぞれの責務と役割に基づき、対等な立場で、相互に協力・連携して取組を進めること。

<p>P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）</p>	<p>有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、また廃棄物に含まれて事業所から外に移動したかを、国や事業者団体等がデータを把握・集計・公表するP R T R制度を定めた法律。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、データを年1回都道府県経由で国に報告し、国が集計・報告する。</p>
<p>ヒートアイランド現象</p>	<p>都市において、冷房による人工排熱やコンクリート建物による蓄熱、地表面の人工化等により、郊外に比べて地表温度が高くなる現象。等温線を描くと、温度の高い地域が島のように盛り上がって見えることからこのように呼ばれる。この現象が起こると最低気温が下がりやすくなる。対策として、省エネ対策の推進、緑化、排熱の有効活用等が重要である。</p>
<p>ビオトープ</p>	<p>本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生きることができる空間。森林、湖沼、干潟、里山、水田等のビオトープがある。</p>
<p>SS（浮遊物質）</p>	<p>水中に浮遊している粒子状物質のことで、見た目のにごりの原因。汚濁した河川では排水に含まれる有機物、湖沼では藻類や巻きあがる堆積物等が主な成分である。</p>
<p>放射性物質</p>	<p>いわゆる“安定していない”状態の物質。このため、より安定な物質に変化しようとし、その際にエネルギーを放出する。これが“放射線”である。この放射線を出す能力を“放射能”といい、単位はBq（ベクレル：放射能を出す能力を表す単位）で表される。</p>
<p>水循環</p>	<p>地球上の水が太陽エネルギーを受けて蒸発し、雨となって再び地球に降り注ぐ。降雨は、一部地中に浸透し地下水となり、湧水として地表に流れ出す。やがてその水が集まり河川となり、海へと流れていく。このように水は循環しているが、近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。</p>
<p>モニタリング</p>	<p>大気・水質・騒音・地盤沈下の状況や、緑被・植生・生物等の状況等、生態系や生物環境を監視・調査すること。</p>
<p>有害化学物質</p>	<p>人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造、輸入等を規制している。</p>

DO（溶存酸素）	水中に溶けている酸素のことで、水生生物や、河川・湖沼の浄化作用には不可欠である。汚濁すると、DOは有機物の分解に使われ減少し藻類が光合成を行うと増加する。DOが3mg/ℓ以下になると魚などの生息が困難になる。
リサイクル	廃棄物として最終処分されるはずの物を回収し、有用な製品の原料あるいは材料として再利用すること。回収物をエネルギーとすることをサーマルリサイクル、一方、物質として再利用する一般的なリサイクルをマテリアルリサイクルと呼ぶ。
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しながら、お互いに意思疎通を図ること。
リユース	一つの製品から形をあまり変えることなく、できる限り長く、繰り返し使用すること。
緑地	狭義には、都市公園等、都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地等の空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面等のオープンスペースまで含まれる。

小金井市環境報告書 令和2年度版

発行：令和3年12月 小金井市

編集：環境部環境政策課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

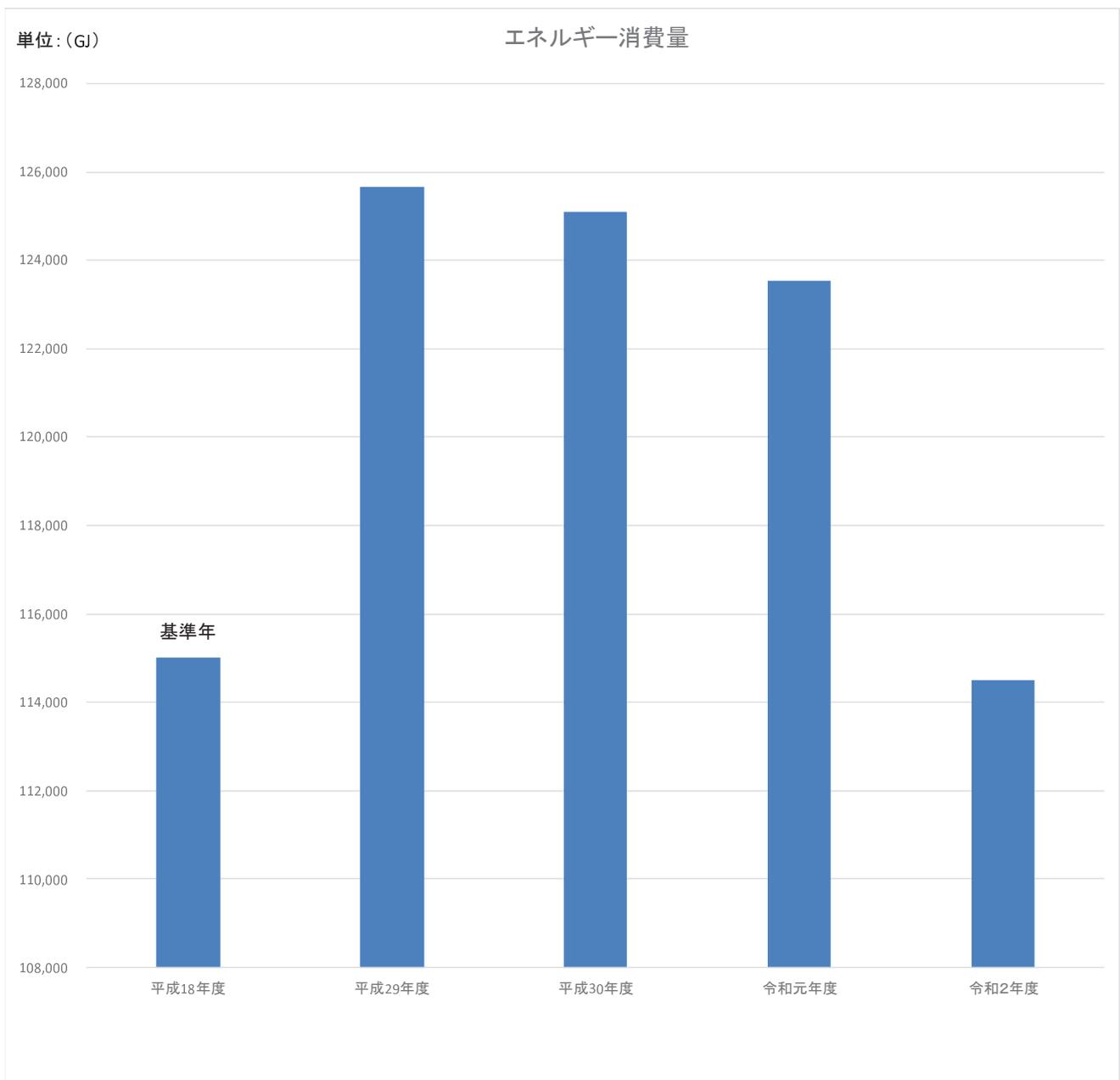
TEL：042-387-9817（ダイヤルイン）FAX：042-383-6577

小金井市ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

古紙を配合しています。

市庁舎等すべての公共施設（自動車を含む。）における燃料別使用量とエネルギー消費量の推移

燃 料	平成18年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	基準年対比 (%)
電気 (kWh)	8,104,858	8,827,275	8,857,708	8,742,491	7,998,248	△ 1.3
都市ガス (m ³)	638,788	740,942	728,246	720,195	697,445	9.2
灯油 (ℓ)	43,819	20,322	17,150	11,634	9,563	△ 78.2
ガソリン (ℓ)	20,281	17,745	16,940	17,152	13,421	△ 33.8
軽油 (ℓ)	10,012	2,195	2,155	2,944	2,125	△ 78.8
A重油 (ℓ)	65,000	70,000	65,000	69,000	60,000	△ 7.7
L P G (m ³)	4,338	1,465	1,806	1,462	1,406	△ 67.6
エネルギー (GJ)	115,002	125,674	125,099	123,545	114,508	△ 0.4
基準年対比 (%)	基準年	9.3	8.8	7.4	△ 0.4	



小金井市立小金井第四小学校における森林学習（第2回）の報告（環境教育事業）

【授業概要】

1. 実施日時・場所：

令和3年7月15日（木）2時限目・3時限目（※3時限目の途中で、雨天中止）

令和3年9月17日（金）1時限目・2時限目・3時限目（クラスごと）

※令和3年7月15日（木）後半の雨天中止に伴う再実施

2. 学年：6年生（3クラス）

3. 目標・ねらい：

樹木の種類を見分けて自分の木を決める。自分の木をよく観察し、その特徴を記録する。

4. 学習の概要

【7月15日（木）体育館】

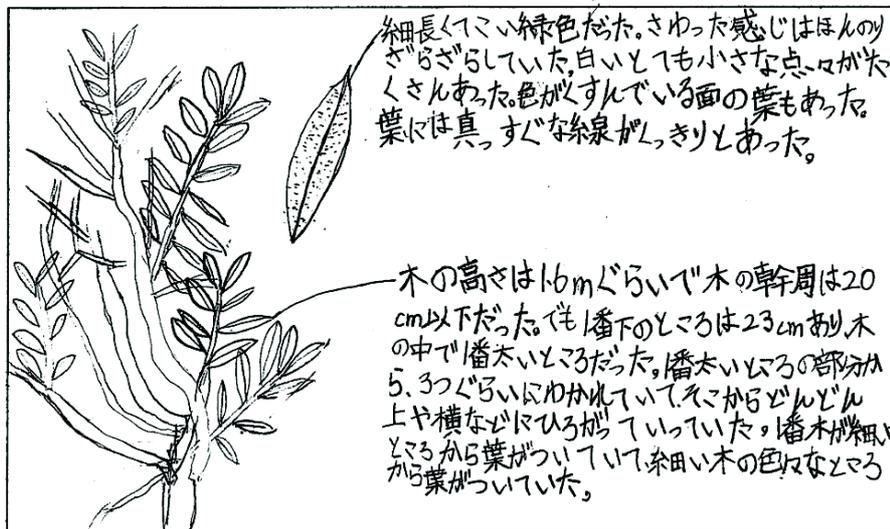
- ・ 樹木の見分け方について（樹木を見分けるポイントを解説）学ぶ
- ・ 樹木検索表の使い方を確認する

【9月17日（金）校庭・三楽公園・三楽の森】

- ・ 自分が選んだ木を探し出して、印をつける
- ・ 自分の木の幹周を測定する
- ・ 自分の木をよく観察し、その特徴を記録する

【9月17日のワークシート記載内容（オリーブの木（例））】

③選んだ木の葉や樹形をスケッチをして、その特徴で気づいたことを書いてください。



【授業の主な感想（原文のまま抜粋）】

- ・ ……小さい芽でもしっかりと枝についていて葉も丈夫ですごいと思った。幹周をはじめてはかってみたけど、自分が思ったよりも1つの幹は細かった。根元の方をつかんだけど丈夫で、木は自分が思っているよりも丈夫だという事が知れてよかった。
- ・ ウメの木のとくちょうや、細かいところまで分かった。今度は他の木もやってみたいと思った。

様式 10

内部環境監査報告書

承認	確認	作成
市長	本部長	監査チームリーダー

以下のとおり内部環境監査結果を報告します。

作成年月日（令和3年9月30日）

被監査組織 (部・課・施設名)	企画財政部（企画政策課・財政課・広報秘書課・情報システム課） 総務部（総務課・地域安全課・職員課・管財課） 市民部（市民課・コミュニティ文化課・経済課/農業委員会・保険年金課・市民税課・資産税課・納税課）							
内部監査委員 (◎：リーダー)	◎ごみ対策課長、下水道課長 ◎地域福祉課長、経済課長 ◎児童青少年課長、子育て支援課長、保育課長							
監査実施時期	令和3年7月29日（木）、7月30日（金）							
監査結果の概要	<p>1 注意の指摘を受けた部署及び理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当部署なし <p>2 その他特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境方針は全ての課において執務室に掲示されており、周知されていた。また、環境方針に従い、マイボトル、マイ箸の使用励行、書類印刷の際の裏紙使用など、課としての具体的行動が見られた。 ・「小金井市環境保全実施計画」の取組項目について、全ての課において把握できており、達成状況も、ほとんどの課で良好とのことであった。 ・「小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」に基づいた「環境行動チェックリスト」の項目について、全ての課において把握できており、職員の実施状況も全ての課で良好とのことであった。 ・裏紙の使用や両面コピーの徹底、封筒の再利用、印刷濃度調整によるトナーの節約、ごみの減量促進など、各課において環境行動への取り組みが定着しており、市役所職員の環境行動に対する高い意識に繋がっていると感じられた。 ・各課において温室効果ガス排出量削減に向けた取組を行っている。具体的な例としては、電気使用量の抑制のために、長時間使用しないパソコン等OA機器の電源オフ、可能な限り昼休み時の消灯（昼窓がある職場を除く）、エアコン使用時は、室内温度を調整する工夫をしている等の取組をほとんどの部署で行っていた。 ・グリーン購入については、全ての課で可能な限りのグリーン購入が徹底されていた。 ・課内での環境マネジメントに関する教育は、必要に応じて適宜実施されている。 							
No.	部	課	指導事項			是正要求	是正回答	備考
			優良事項	不適合				
			重大	軽微				
1	企画財政部	企画政策課						
2		財政課						
3		広報秘書課						
4		情報システム課						
5	総務部	総務課						
6		地域安全課						
7		職員課						
8		管財課						

No.	部	課	指 導 事 項			是正 要求	是正 回答	備考	
			優良 事項	不 適 合					注 意
				重大	輕微				
9	市民部	市民課							
10		コミュニティ文化課							
11		経済課/農業委員会							
12		保険年金課							
13		市民税課							
14		資産税課							
15		納税課							